

平成 29 年度

包括外部監査結果報告書

市税の賦課徴収に係る財務事務の執行及び管理の状況

平成 30 年 2 月

新潟市包括外部監査人

神代 勲

目次

第1．包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 特定の事件を選定した理由	1
4. 監査の着眼点	1
5. 包括外部監査の方法	1
6. 包括外部監査の実施期間	2
7. 包括外部監査人並びに補助者の氏名及び資格	2
8. 利害関係	2
9. その他	2
第2．監査対象の概要	3
1. 市の財政状況	3
(1) 新潟市の人口推移	3
(2) 新潟市の歳入の推移	4
2. 市税の概要及び税目ごとの市税収入の推移	5
(1) 市税の概要	5
(2) 税目ごとの市税収入の推移	6
3. 監査対象部署の概要	7
(1) 組織	7
(2) 事務分掌	8
(3) 人員の推移	11
4. 市税事務に係る課題と取組	11
第3．包括外部監査の結果及び意見	14
I. 結果及び意見の概要	14
1. 結果及び意見に関する総論	14
2. 指摘及び意見の要約	14
II. 各市税	28
1. 各市税共通の個別検出事項	28
2. 個人市民税	31
(1) 個人市民税の概要	31
(2) 個別検出事項	38
3. 法人市民税	46
(1) 法人市民税の概要	46
(2) 個別検出事項	50

4.	事業所税	54
(1)	事業所税の概要	54
(2)	個別検出事項	56
5.	固定資産税・都市計画税	58
(1)	固定資産税・都市計画税の概要	58
(2)	個別検出事項（土地・家屋）	65
(3)	個別検出事項（償却資産）	72
6.	軽自動車税	77
(1)	軽自動車税の概要	77
(2)	個別検出事項	81
7.	市たばこ税	88
(1)	市たばこ税の概要	88
(2)	個別検出事項	90
8.	入湯税	91
(1)	入湯税の概要	91
(2)	個別検出事項	93
III.	収納及び滞納整理事務	94
1.	収納事務の概要	94
(1)	市税納付からデータ反映までの業務フロー概要	94
(2)	市税収入率の推移	98
2.	滞納整理事務の概要	100
(1)	滞納発生から完納/不納欠損処理までの流れ	100
(2)	滞納処分に係る各手続の概要	101
3.	個別検出事項	108
IV.	税務システム	125
1.	税務システムの概要	125
(1)	市民税に関するシステム	125
(2)	固定資産税・都市計画税に関するシステム	125
(3)	税収納に関するシステム	126
(4)	システム構成の概要	127
2.	個別検出事項	128
V.	終わりに	131
1.	調査担当人員や徴収人員の確保	131
2.	組織内外の連携の強化	131
3.	教育研修のさらなる充実	132

第 1 . 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 監査テーマ

市税の賦課徴収に係る財務事務の執行及び管理の状況

(2) 監査対象年度

原則として平成 28 年度を対象として、必要に応じて他の年度も対象とした。

(3) 監査対象部局

財務部税制課、資産評価課及び市税事務所

ただし、必要に応じて関連事務を行うその他の課等も対象とした。

3. 特定の事件を選定した理由

少子・高齢化社会の到来による社会保障費の増大や労働人口の減少により、今後、新潟市の財政は一層厳しくなることが予測される。このような環境のなか、新潟市が「にいがた未来ビジョン」に掲げる「安心協働都市」「環境健康都市」「創造交流都市」の 3 つの都市像の実現に向けた取組を進めるためには、安定的な財源を確保することが欠かせない。

新潟市の市税収入は、平成 28 年度当初予算で 120,607 百万円であり、一般会計の歳入総額 359,300 百万円の 33.6%を占める重要財源である。

よって、市税の賦課徴収に係る財務事務の執行及び管理が、適法かつ適切に行われているかどうかを包括外部監査人の立場から検討を加えることは、市民にとって非常に意義のあることと考え、特定の事件として選定した。

4. 監査の着眼点

以下の項目について、財務事務の執行及び管理が法令、規則及び条例等に準拠して適切に行われているか、経済性、効率性及び有効性が確保されているかを監査する。

- 市税の賦課徴収事務
- 市税の減免事務
- 滞納整理事務
- 市税に係る情報システム
- その他

5. 包括外部監査の方法

関連部署の責任者及び担当者に対してヒアリングを行うとともに、関連文書を閲覧した。また、必要に応じて運用現場の視察を行った。

6. 包括外部監査の実施期間

平成 29 年 6 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日まで

7. 包括外部監査人並びに補助者の氏名及び資格

包括外部監査人	神代 勲	公認会計士
補助者	安藤 武	公認会計士
補助者	岩崎 竜也	公認会計士
補助者	五十嵐 隆敏	公認会計士
補助者	猪股 嶺	公認会計士
補助者	大崎 卓哉	公認会計士
補助者	河村 美由紀	公認情報システム監査人

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

9. その他

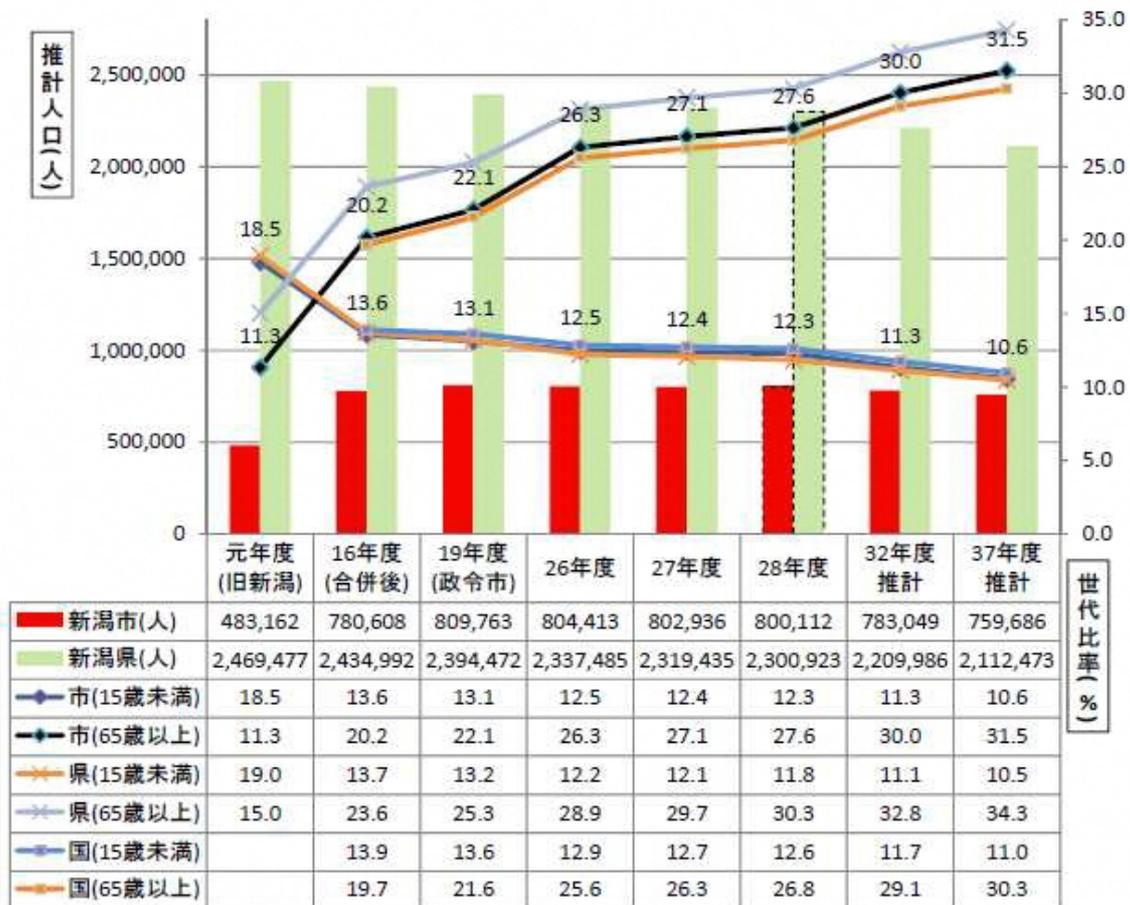
報告書中の表は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合等がある。

第2．監査対象の概要

1. 市の財政状況

(1) 新潟市の人口推移

新潟市の人口は、平成19年度の政令指定都市移行時をピークとして減少傾向にある。また、平成28年度の老年人口（65歳以上）の比率は全国ベースを上回る27.6%、年少人口（15歳未満）の比率は全国ベースを下回る12.3%であり、この傾向は将来年度においても継続することが見込まれる。少子・高齢化社会の到来により社会保障費が増加し、労働人口が減少するなかでの財源の確保は、新潟市において重要な課題であると考えられる。



※平成19年度以前は各年度末現在の数値。平成26年度以降は1月1日現在の数値。

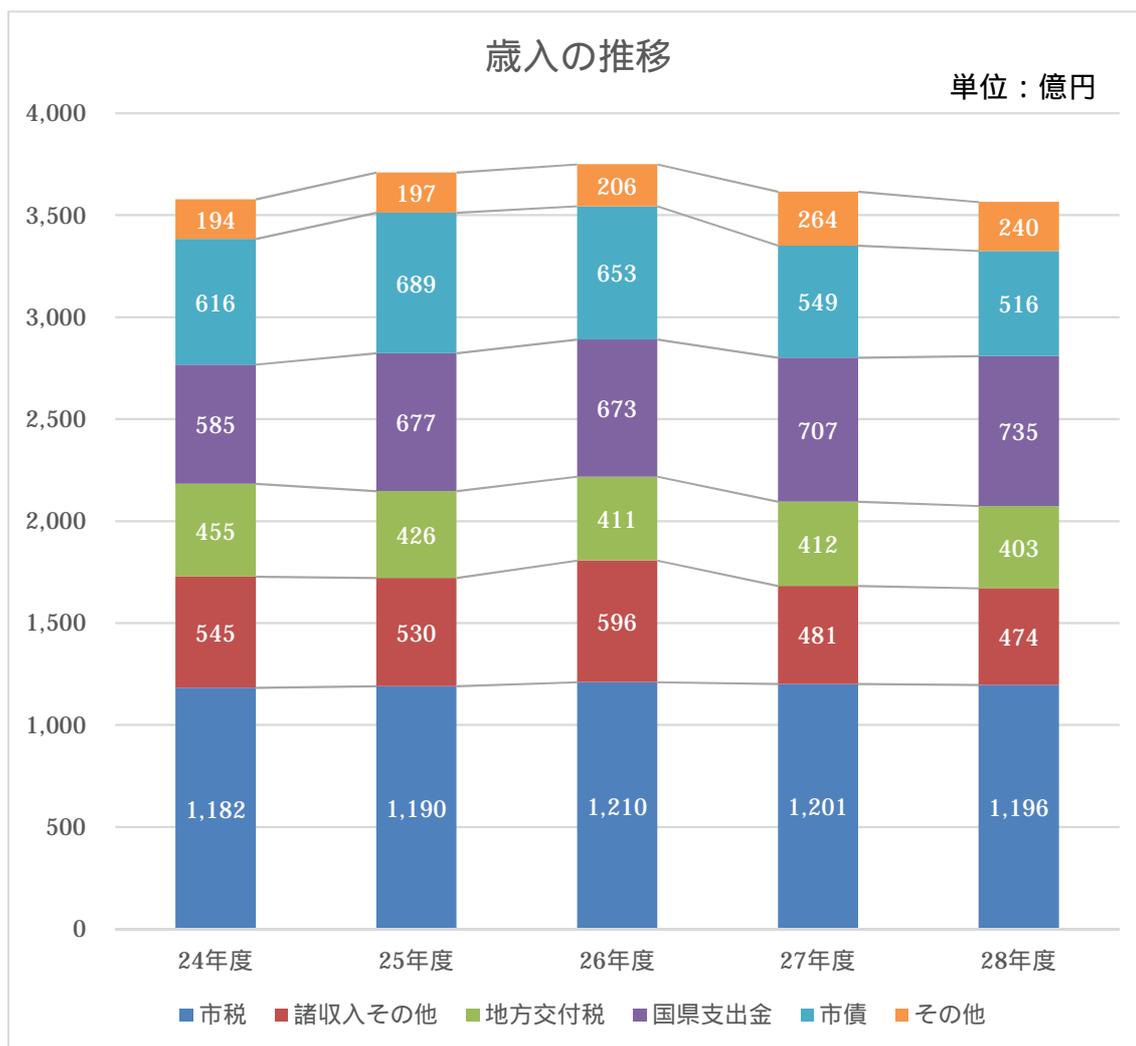
※平成32・37年度将来推計は国立社会保障・人口問題研究所推計(平成25年3月推計)

(出典：「新潟市の財務書類」)

(2) 新潟市の歳入の推移

新潟市の普通会計の歳入の推移は以下のとおりである。平成 28 年度の新潟市の歳入総額に占める税収の割合は 33.6%であり、同年度の他の政令市平均 39.5%と比較すると低いものの、重要な財源であることにはかわりはない。

新潟市が「にいがた未来ビジョン」に掲げる「安心協働都市」「環境健康都市」「創造交流都市」の3つの都市像の実現に向けた取組を進め、持続的な財政運営を行うためには、市税収入を安定的に確保することが欠かせない。



(出典：「新潟市 IR 資料」から包括外部監査人作成)

2. 市税の概要及び税目ごとの市税収入の推移

(1) 市税の概要

新潟市において賦課徴収される税目及びその概要は以下のとおりである。7 種類の普通税及び 3 種類の目的税があるが、平成 15 年度以降、特別土地保有税は新たな課税が行われていないため、現状、9 種類の税目について課税が行われている。

市より各税目の概要を聴取し、市税収入額や事務の複雑性等を勘案のうえ、鉱産税を除く以下 8 種類の税目を包括外部監査の対象とした。

種類		概要	監査対象	
普通税	市民税	個人市民税	個人の所得に対して課される税金である。	
		法人市民税	法人税額と資本金等の額及び従業者数を基礎として課される税金である。	
	固定資産税		土地、家屋、償却資産の所有者に対して課される税金である。	
	軽自動車税		原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者に対して課される税金である。	
	市たばこ税		製造たばこの製造者・卸売業者などの卸売販売業者等が市内の小売販売業者に売り渡したたばこに対して課される税金である。	
	鉱産税		鉱物の掘採事業に対して課される税金である。	
	特別土地保有税		一定規模以上の土地を取得した場合、または所有する場合に課される税金である。なお、平成 15 年度以降、新たな課税は行われない。	
目的税	入湯税		環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用にあてるため、鉱泉入浴場における入浴に対し、入浴客に課される目的税である。	
	事業所税		道路、上・下水道、公園、教育文化施設などの整備にあてるため、指定都市等に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人又は個人に課される目的税である。	

種類		概要	監査 対象
	都市計画税	都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるため、これらの事業が行われる都市計画区域内に所在する土地又は家屋に対して課される目的税である。	

(2) 税目ごとの市税収入の推移

新潟市における税目ごとの市税収入の推移は以下のとおりである。市民税及び固定資産税で市税の8割以上を占めている。

(単位：百万円)

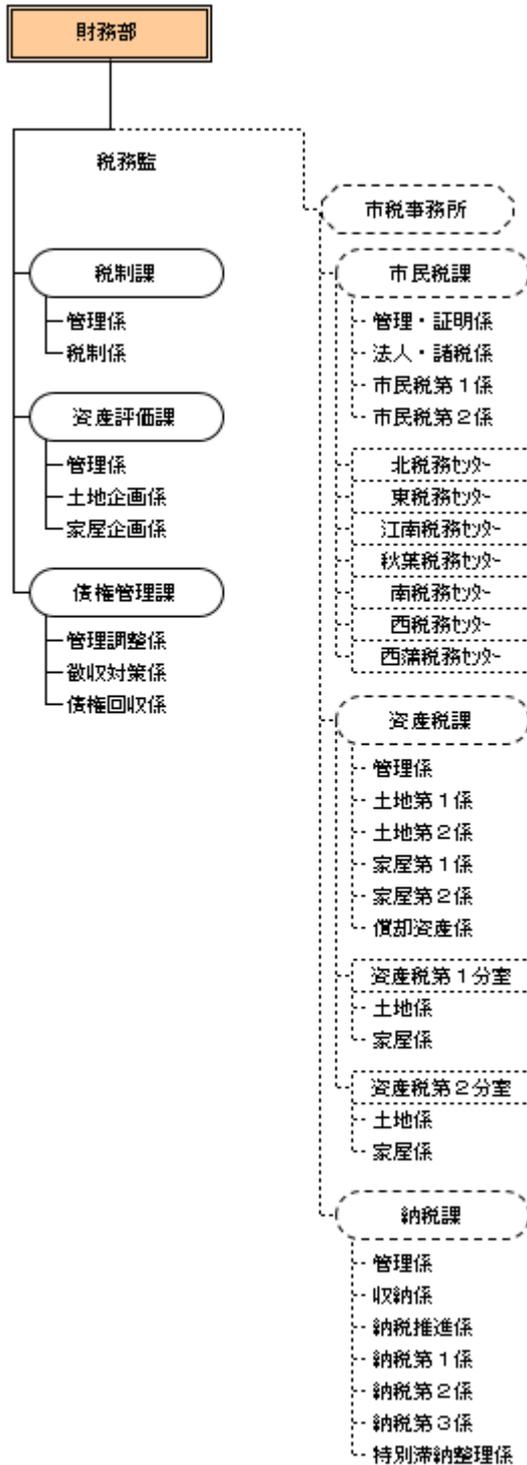
項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
市民税	個人	39,125	39,366	39,609	40,174	40,540
	法人	12,421	12,181	12,987	12,049	10,805
固定資産税		47,508	47,700	48,550	48,137	48,463
軽自動車税		1,394	1,444	1,504	1,543	1,769
市たばこ税		5,416	6,018	5,799	5,700	5,519
鉱産税		136	152	157	147	110
特別土地保有税		0	0	1	0	0
入湯税		20	22	24	24	24
事業所税		4,428	4,347	4,439	4,543	4,507
都市計画税		7,720	7,760	7,889	7,811	7,879
合計		118,174	118,992	120,963	120,133	119,620

(出典：新潟市「市税決算状況」)

3. 監査対象部署の概要

(1) 組織

新潟市の税務組織体制は以下のとおりである。包括外部監査においては、平成 28 年度の包括外部監査の対象となった債権管理課を除き、以下の全てを監査対象とした。



(出典：新潟市「新潟市組織機構図」抜粋)

(2) 事務分掌

新潟市の税務組織における事務分掌は以下のとおりである。

部署名	事務分掌
税制課	<ul style="list-style-type: none">● 税務事務の総括及び総合調整に関する事項● 税務事務に係る予算及び決算の総括に関する事項● 市税等に係る統計の総括に関する事項● 税務事務及び税制の企画、調査及び研究の総括に関する事項● 市税関係法規の立案の総括に関する事項● 地方譲与税、利子割交付金、自動車取得税交付金等に関する事項● 国有提供施設等所在市町村助成金に関する事項● 固定資産評価審査委員会に関する事項● 税務事務に係る審査請求等に関する事項（課の所管する事務に係る裁決を除く。）● 課の庶務に関する事項
資産評価課	<ul style="list-style-type: none">● 固定資産税及び都市計画税の調定並びに課税台帳及び名寄帳の管理に関する事項● 国有資産等所在市町村交付金に関する事項● 固定資産（償却資産を除く。）の評価事務に係る企画、指導及び調整に関する事項● 固定資産税（償却資産に係るものを除く。）及び都市計画税の賦課業務に係る企画、指導及び調整に関する事項● 税務事務に係る審査請求等に関する事項（課の所管する事務に係る裁決を除く。）
債権管理課	<ul style="list-style-type: none">● 市税その他の市の有する金銭の給付を目的とする債権（以下この項において「市の債権」という。）の管理、滞納対策等の総括に関する事項● 市の債権のうち市長が必要と認める債権（以下この項において「引受債権」という。）の管理、徴収等の滞納整理に関する事項● 引受債権の回収に係る所管課との調整に関する事項● 引受債権の納付の受託に関する事項● 引受債権に係る強制執行等に関する事項● 市の債権の賦課及び収納に係る情報の調査に関する事項● 税務事務に係る審査請求等に関する事項（課の所管する事

部署名		事務分掌
		務に係る裁決を除く。) ● 課の庶務に関する事項
市 税 事 務 所	市民税課	<ul style="list-style-type: none"> ● 税務事務に係る市税事務所の他の課並びに北税務センター、東税務センター、江南税務センター、秋葉税務センター、南税務センター、西税務センター及び西蒲税務センター（以下「税務センター」という。）との連絡調整に関する事項 ● 個人の市民税及び県民税に係る事務の総括及び総合調整に関する事項 ● 個人の市民税及び県民税の調査、賦課及び課税台帳等の管理に関する事項 ● 個人の市民税及び県民税の調定並びに個人の県民税の徴収取扱委託金に関する事項 ● 法人の市民税の調査、賦課及び課税台帳等の管理に関する事項 ● 軽自動車税の調査、賦課、課税台帳等の管理及び総合調整に関する事項 ● 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等に関する事項 ● 市たばこ税、鉦産税、入湯税及び事業所税の調査、賦課及び課税台帳等の管理に関する事項 ● 市税に係る諸証明並びに土地・家屋調書及び公図副本の閲覧（以下「市税証明等」という。）に関する事項 ● 市税証明等に係る事務の企画、指導及び総括に関する事項 ● 市税証明等に係る手数料の徴収に関する事項 ● 市税等の収納に関する事項 ● 税務事務に係る審査請求等に関する事項（課及び税務センターの所管する事務に係る裁決を除く） ● 課及び税務センターの庶務に関する事項
	市民税課税務センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人の市民税及び県民税の調査、賦課及び課税台帳等の管理に関する事項 ● 軽自動車税の調査、賦課及び課税台帳等の管理に関する事項 ● 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等に関する事項

部署名	事務分掌
	<ul style="list-style-type: none"> ● 市税証明等に関する事項 ● 市税証明等に係る手数料の徴収に関する事項 ● 市税等の収納に関する事項 ● 市税等に係る申告書、申請書、届出書その他の書類の受理等に関する事項 ● 市の収入金の収納に関する事項（北税務センター、東税務センター及び西税務センターに限る。）
資産税課	<ul style="list-style-type: none"> ● 資産税課の所管する事務に係る資産税分室との連絡調整に関する事項 ● 固定資産の調査及び評価に関する事項 ● 固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事項 ● 固定資産税及び都市計画税の名寄帳及び公図副本の管理に関する事項 ● 公図副本及び土地・家屋調書の閲覧に関する事項 ● 特別土地保有税の調定及び賦課並びに課税台帳の管理に関する事項 ● 税務事務に係る審査請求等に関する事項（課及び資産税分室の所管する事務に係る裁決を除く。） ● 資産税分室の庶務に関する事項
資産税分室	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定資産（償却資産を除く。）の調査及び評価に関する事項 ● 固定資産税（償却資産に係るものを除く。）及び都市計画税の賦課に関する事項 ● 固定資産税及び都市計画税の名寄帳及び公図副本の管理に関する事項 ● 公図副本及び土地・家屋調書の閲覧に関する事項 ● 公図副本及び土地・家屋調書に係る手数料の徴収に関する事項
納税課	<ul style="list-style-type: none"> ● 市税等の収納計画に関する事項 ● 市税等の納付の受託に関する事項 ● 市税等の収納管理に関する事項 ● 市税等の過誤納金の還付及び充当に関する事項 ● 市税等の督促に関する事項 ● 市税等の口座振替に関する事項 ● 市税等の滞納処分に関する事項 ● 市税等の徴収の猶予及び換価の猶予に関する事項

部署名		事務分掌
		<ul style="list-style-type: none"> ● 交付要求及び参加差押に関する事項 ● 差押財産の公売に関する事項 ● 市税等の徴収の受託に関する事項 ● 税務事務に係る審査請求等に関する事項（課の所管する事務に係る裁決を除く。）

（出典：新潟市「事務分掌」）

(3) 人員の推移

新潟市の税務組織に係る人員の推移は以下のとおりである。平成 26 年度に、債権管理課の任期付職員を 8 名採用したことによる増加を除けば、大きな増減はない。

（単位：人）

部署・役職名		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
税務監		1	1	1	1	1
税制課		8	8	9	8	8
資産評価課		15	15	15	15	15
債権管理課		17	17	25	25	23
市 税 事 務 所	所長	1	1	(1)	(1)	(1)
	市民税課	82	82	83	82	84
	資産税課	83	83	83	83	84
	納税課	54	53	53	53	53
	計	220	219	219	218	221
合計		261	260	269	267	268

（注）平成 26 年度から市税事務所長は税務監兼務

（出典：新潟市「税務機構・職員数」）

4. 市税事務に係る課題と取組

新潟市では、各部長・区長・事務局長が、組織の運営方針を自身のマニフェストとして年度はじめに策定・公表している。

平成 28 年度の新潟市の財務部長・財産活用担当部長・市参事/税務監/市税事務所長マニフェスト（以下、「部長・区長マニフェスト」という。）では、厳しい財政状況が見込まれるなかにおいても将来世代に過度な負担を強いることのないよう、持続可能な財政運営を推進することを方針として掲げ、以下の 3 つの取組を重点的に実施するとしている。

財政予測計画をふまえた持続可能な財政運営の推進

効率的な財産経営の推進

財源を確保するための未収債権の縮減

このうち、市税事務に係るものは、未収債権の縮減であるが、詳細は以下のとおりである。

現状 (課題)	<p>「にいがた未来ビジョン」に掲げる「安心協働都市」「環境健康都市」「創造交流都市」の3つの都市像の実現に向けた取組を進めるためには、その基盤となる安定的な財源を確保することが重要である。そのために、公平・公正な賦課徴収を推進するとともに、市税をはじめとした未収債権の縮減に向け、具体的な取組を計画的に実行する必要がある。</p>				
目標	<p>平成30年度までに、年度末における未収金額(全庁)60億円を達成</p>				
課題 解決策	<p>新潟市債権管理条例に基づき債権の適正管理に努めるとともに、市税徴収のさらなる充実強化を推進し、現年分収納率の向上を図る。</p> <p>また、近年の税制改正により複雑化する税制度に対応するため、賦課徴収に必要とされる専門知識の習得や、情報の共有化を推進するなど、職務遂行能力の向上に努める。</p>				
主な 取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 市債権の適正な管理(指標:行政改革プラン2015重点指標・行程表(市債権の適正な管理)新潟市債権管理基本方針(平成27年度から平成29年度)) ● 市税収納率の向上(指標:行政改革プラン2015行程表(市税の効果的、効率的な徴収)) ● 職員の専門性及び職務遂行能力の向上(指標:年間研修計画の進捗状況) 				
取組 結果	<p>【主な取組の指標達成状況】</p> <table border="1" data-bbox="336 1330 587 1429"> <tr> <td>指標数</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>達成数</td> <td>2</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ● 徴収中心に債権整理を進めることで、今年度は約5億円を縮減できる見込みである。 ● 現年分収納率については、目標を達成できる見込みである。滞納分収納率及び滞納繰越額については、高額困難な案件の滞納整理が進捗せず、目標を達成できない見込みである。 ● 職員の専門性及び職務遂行能力の向上のため、研修計画に基づいた研修を行ったほか、災害対応など計画には入っていない内部研修も新たに行った。 	指標数	3	達成数	2
指標数	3				
達成数	2				

今後の方針

- これまで積極的に徴収強化を行い、未収金縮減に努めてきたが、納付資力がないなどの困難案件については、適切な徴収緩和措置を適用し、債権整理に努める。
- 複雑化する税制に対応するため、個々の経験年数等に合わせて、内部研修を充実させるなど効果的な研修を通じ、専門性及び職務遂行能力の向上を図る。また、各税務署・県徴収機構などの外部機関や、税務関係及び庁内の債権所管課との定期的な会議開催等により連携を深め、情報共有及び賦課・徴収業務の進行管理に努める。特に、税務組織の様々な解決に向けて、定例課長会議や管理係長会議を引き続き定期的に開催する。

第3．包括外部監査の結果及び意見

1. 結果及び意見の概要

1. 結果及び意見に関する総論

本包括外部監査では、市税の賦課徴収事務、市税の減免事務、徴収滞納整理事務及び市税に係る情報システム等について、財務事務の執行及び管理が法令、規則及び条例等に準拠しているか、また、経済性、効率性及び有効性が確保されているかという観点から監査を行った。

監査の結果、「2. 指摘及び意見の要約」に記載したとおり複数の指摘・意見が発見されたが、多くの指摘・意見は、新潟市の税務事務の遂行が個人の知識・技能に依存する部分が多いことに起因していると考えられる。

新潟市としては、部長・区長マニフェストを達成するための具体的取組として、職員の専門性及び職務遂行能力の向上を掲げ、各種研修を計画的に実施しており、個々人の知識・技能のレベルアップは図られている。一方で、組織として、業務を通じて経験したノウハウをマニュアルに反映させ、そのマニュアルに従って担当者が適切に事務を遂行しているか上席者がモニタリングを行うといった取組は十分とは言えず、担当者の能力や経験年数により、業務のレベルにばらつきが発生し、後述の指摘や意見につながっていると考えられる。

本報告書に記載した指摘・意見をふまえ、新潟市が、税務事務の品質を一定以上のレベルに保つための組織的な取組を行うことを期待したい。

また、限られた時間の中で予定した調査を実施できたことは、新潟市の担当者の方々の協力があったからこそであり、これについて心より感謝を申し上げたい。

2. 指摘及び意見の要約

包括外部監査の過程で発見された個別検出事項を「指摘」と「意見」に分けて記載している。なお、「指摘」と「意見」の根拠法令と包括外部監査における監査上の判断基準は、以下のとおりである。

区分	根拠法令	監査上の判断基準
指摘	監査の結果（地方自治法第252条の37第5項）	合規性（適法性と正当性）への違反となるもの。 すなわち、違法行為及び不当行為がこれにあたる。 （違法行為及び不当行為の説明は下記に記載）
意見	監査の結果に添えて提出する意見（地方自治法第252条の38第2項）	3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、包括外部監査人が記載することが適当と判断したもの。

< 違法行為と不当行為の補足説明 >

違法行為	不当行為
法令、条例、規則等の形式的な違反あり。	法令、条例、規則等の形式的な違反なし。
法令等の実質的な違反がある場合 裁量権の逸脱あるいは濫用 行為の程度が法令等の予定している 程度を超えている場合で、客観的にみ て社会通念上、著しく適切を欠いた場 合に限って違法とされる	法令等の実質的な違反とは言えないが、 行為の目的が、その法令等の予定する ものとは別のものである。 法令等の運用の仕方が不十分である、 あるいは不適切である。 社会通念上、適切でないもの
< 事例 > 作為に基づく法令違反（不正） 法令等の解釈・適用の誤りに基づく もの（誤謬）	< 事例 > 通常の時価よりも著しく高い価格で の物品購入 公益性はあるが必要以上に多額な支 出

（出典：「地方公共団体の外部監査に関する Q&A」
 （平成 15 年 10 月 6 日 日本公認会計士協会））

< 指摘及び意見の要約一覧表 >

項目	頁	区分	指摘又は意見の内容
各市税			
1 各市税共通の個別検出事項			
「新潟市業務手順書」の定期的な見直し	28	指摘 1	市民税課、資産税課及び納税課においては「新潟市業務手順書」に基づいて業務が行われているが、市税に関する「新潟市業務手順書」は平成 24 年度から見直しが行われておらず、実際に行われている業務手順との不一致や、重要な業務手順の記載漏れが散見される。定期的に見直しを行い、改善していくことが必要である。
上席者によるレビューの実施	28	指摘 2	市税の更正や決定など、税額の確定といった事項に関しては、管理者による書類のレビュー及び決裁が行われているが、申告書の回収や調査などの重要な業務が、担当者により適切に実施されているか否かについて上席者がコントロールする運用にはなっていない。重要な業務については、担当者は業務の経過を適切に文書化し、それを上席者がレビューする体制を構築することが必要である。また、上席者によるレビューは業務手順に織り込み、ルールとして明確に定めるべきである。
過料の取扱い	29	意見 1	条例に定める過料の実行性を担保するために、具体的にどのような場合に過料を科すのか判断指針を作成することが望ましい。
2 個人市民税			
給与支払報告書未提出事業主の把握	38	指摘 3	給与支払報告書の未提出事業所や住所違い等の理由により用紙が返戻されてきた事業所に対しては、担当者が催告や調査を行っているものの、その経過や顛末について上席者がモニタリングを行っていない。個人市民税の課税漏れのリスクを回避するため、上席者は担当者が実施した手続が十分かどうかという観点からモニタリングすべきである。
新規事業所の把握	38	指摘 4	給与支払報告書の総括表の用紙の送付先は、前年度に給与支払報告書の提出実績があった事業所のみであり、新規事業所などは送付対象となっていない。法人市民税の担当部署から新規事業所に関する情報

項目	頁	区分	指摘又は意見の内容
			を入手し、当該事業所に対して給与支払報告書の用紙を送付するなどの対応を行うべきである。
住所登録地照会に関する手続の記録	39	指摘 5	新潟市に住民登録は行われていないが、新潟市に生活の本拠を持つ住民に対して、住所登録地を照会し、新潟市で課税する旨の通知を送付しているが、これらの手続の経過が記録として残っておらず、上席者によるレビューも行われていない。 課税を適切に行う観点から、手続の経過を記録し、十分な手続を実施したか否かという観点から上席者がレビューすることをルール化すべきである。
「チェックリスト」の追跡調査のルールの一	39	指摘 6	「チェックリスト」の追跡調査に関して明確なルールがなく、市民税課の各係によって、追跡調査の結果の記録の残し方や、ダブルチェックの要否などについて様々な運用が行われている。 新潟市として業務品質を均質化するため、「チェックリスト」に関して統一したルールを定め、これに従って適切に運用することが必要である。
「チェックリスト」の追跡調査の徹底	41	指摘 7	「チェックリスト」の追跡調査の証跡が残されていないものが2件発見された。「チェックリスト」が適切に追跡調査されないと課税誤り等につながるリスクがあるため、「チェックリスト」の追跡調査を徹底することが必要である。
「チェックリスト」の保管状況	42	指摘 8	「チェックリスト」について、保管期間を3年と定めているが、一部リストについては破棄していた。 定められた保管期間に従って「チェックリスト」を保管するよう、徹底することが必要である。
パンチ業者からの納品状況の確認	42	指摘 9	新潟市は、申告書や給与支払報告書等のパンチ入力を外部業者に委託しているが、新潟市のパンチ依頼枚数のカウントはページ数により行われている一方、パンチ業者の納品枚数のカウントは枚数により行われており、入力帳票の両面に記載がある場合には、依頼枚数と納品枚数に差異が発生する。 新潟市とパンチ業者で入力帳票のカウント方法が異なると、お互いに不便であるとともに、パンチ漏れなどが発生しても発見できないリスクもある。新潟

項目	頁	区分	指摘又は意見の内容
			市とパンチ業者のカウント方法をページ数か枚数のいずれかに統一することが必要である。
パンチ業者によるパンチ入力ミスの集計	43	意見 2	新潟市では、パンチ業者の入力ミスが発見された場合においても、入力ミスの発生件数の集計や発生内容の記録は行われていない。パンチ業者の入力ミスの発生件数や発生内容の記録を行い、パンチ業者の業務品質の向上や今後の入札にあたり活用することが望まれる。
課税誤りの発生状況及び対応策の立案	44	意見 3	課税誤りを削減するため、どのような原因で課税誤りが発生し、どのように業務を見直せば当該誤りを防止できるかを組織として検討のうえ、今後の税務実務に反映することが望まれる。
未申告者に対する対応状況	44	指摘 10	担当者は、未申告者の調査の結果及び催告の経過を十分に記録し、これを上席者がレビューすることをルールとして定め、適切に運用することが必要である。
		意見 4	効果的な未申告調査を効率的に実施するため、調査の繰越や打切の基準をルールとして定めることが望まれる。
3 法人市民税			
新規に課税客体となる可能性がある法人の調査手続	50	指摘 11	新潟市は新規に課税客体となる可能性がある法人に対して調査を行っているが、調査の経過を上席者がレビューしていない。担当者は調査手続の経過を十分に記録し、それを上席者がレビューすることをルールとして定めるべきである。
新規に課税客体となる可能性がある法人の調査手続の文書化	50	意見 5	新規に課税客体となる可能性がある法人の調査手続において、担当者は、調査手続の経過を、印刷した新規事業所等の開設データ等の余白に記載するという方法によりまとめているが、担当者の引継や調査手法の改善などの観点からは、台帳に登録されていない事業所等を抽出し、調査の状況や顛末をまとめたリストを調査報告書として別途作成することが望まれる。
新規に課税客体となる可能性が	51	意見 6	新規に課税客体となる可能性がある法人の調査において、理容業、医療業、飲食業の調査に偏っている。

項目	頁	区分	指摘又は意見の内容
ある法人の調査手法			多店舗展開を行っているような小売業の申告漏れも摘発できるよう、商業施設への入居テナントや求人情報などをもとにした調査を行うなど、様々な業種が調査対象となるよう調査手法を工夫することが望まれる。
4 事業所税			
申告書等の送付及び回収手続	56	指摘 12	新潟市は、前年度に事業所税の申告実績のある納税者などに対して事業所税の申告書様式一式を送付し、納税者による申告を促している。申告書様式の送付及び回収は「申告書等送付先リスト」により管理しているが、申告書未回収先について、どのような手続を実施したのか十分な記載が行われていない。 申告書をタイムリーに回収できない事業所については、担当者が実施した手続を「申告書送付先リスト」又はその他の書類に十分に記載し、上席者は新潟市として十分な手続を実施できているかレビューすべきである。
新規に課税客体となる可能性がある法人・個人の調査	56	指摘 13	新潟市は、新規に事業所税の課税客体となる可能性がある法人・個人の有無を調査するため、固定資産税データより家屋の合計延床面積が 800 m ² 超であるもの、法人市民税データより均等割人数が 80 人を超えるものを「事業所税申告対象要確認法人リスト」としてリストアップし、既に事業所税の申告義務者としてシステムに登録されているかどうか、また仮に登録されていないければ、申告義務者として登録する必要がないかどうかという観点から調査を行い、調査の経過や結果を「事業所税申告対象要確認法人リスト」の余白に記載している。 しかしながら、調査の経過や結果については、「事業所税申告対象要確認法人リスト」の余白に、担当者がわかる程度の記載しか行われていない。事業所税の課税漏れを防止するため、担当者は新規に課税客体となる可能性がある法人の調査手続の経過及び結果を十分に記録し、上席者は、十分な手続が実施

項目	頁	区分	指摘又は意見の内容
			されているかという観点からレビューするべきである。
5 固定資産税・都市計画税			
住宅用地特例の適用	65	指摘 14	<p>固定資産税補完システムデータを基に、土地と家屋の地番をマッチングし、土地が住宅用地特例を受けており、家屋の用途が非住宅（店舗、工場、病院等）となっているイレギュラーな組み合わせ（登録されている筆のうち0.35%）からサンプルを抽出し、住宅用地特例の適用状況を検討したところ、住宅用地特例を適用すべきでないと思われる土地に対して住宅用地特例を適用しているものが発見された。</p> <p>課税の公平性の観点から、本包括外部監査で実施したような固定資産税補完システムデータを利用した土地と家屋の組み合わせによる調査手続を実施する必要がある。なお、固定資産税は大量の物件を基に課税する制度であり、現状のシステム登録状況では土地と家屋の紐付けが不完全なことから、システムで機械的に潜在的な課税誤りや登録誤りを発見・是正するような事務手続やチェック体制を早急に整備し、定期的実施することが必要である。</p>
マンション(併用住宅)における住宅用地特例	67	指摘 15	<p>併用住宅における住宅用地特例は、住宅部分の割合に応じて住宅用地率が決定され、特例対象となる土地面積が決定されることになるが、住宅用地率を考慮せず、住宅用地特例を適用している併用住宅（マンション）が1件検出された。これに伴い、課税額が約24万円過少となっていた。</p> <p>併用住宅全てに関して住宅用地率の確認を行うことは実務上困難とのことであるため、少なくとも所有者・用途が頻繁に変わる可能性の高いマンション等の集合住宅に関しては、定期的に住宅用地率の確認を行い、適切な課税事務に努めるべきである。</p>
用途非課税適用除外時における調査の十分性	68	指摘 16	<p>本来、「固定資産税非課税規定適用除外申請書」は、用途非課税の適用を受けている固定資産の所有者が用途非課税の要件を満たさなくなった時点で適時に提出するものであるが、自発的に「固定資産税非課</p>

項目	頁	区分	指摘又は意見の内容
			税規定適用除外申請書」が提出されないケースについては、課税の公平性の観点から、いつから用途非課税の要件を満たしていなかったのか適切に調査を実施し、過年度に遡及して課税すべきである。
		意見 7	用途非課税の固定資産に関しては具体的な用途・目的がわかるように固定資産税補完システムに登録することが望ましい。
用途非課税に関する定期的な用途確認	70	意見 8	用途非課税の適用を受けている資産に関しては定期的に現地確認を行う等、継続して非課税の要件を満たしていることを確認することが望ましい。
		意見 9	現在、新潟市において未登記の家屋に関しては固定資産税補完システムに登録しておらず、用途非課税対象資産を網羅的に把握できていない状況にあるため、未登記の家屋に対しても固定資産税補完システムに登録し、用途非課税対象資産のリストを整備することが望ましい。
固定資産税補完システムへの登録	70	指摘 17	課税対象となる土地が固定資産税補完システムに非課税として登録されていた。当該事案は全額減免対象となることから、結果として課税漏れは生じていないが、固定資産税補完システムへの登録は現況に合わせて適切に登録すべきである。
固定資産税(償却資産)の調査	72	意見 10	新潟市においては、固定資産税(償却資産)の未申告事業者及び過少申告事業者を捕捉するために税務署調査を実施しているが、税務署調査の調査項目に課税標準が免税点を超える事業者に対する過少申告調査が含まれていない。 ある程度の規模が大きい事業者が意図的に過少申告を行っていたとすれば、その影響額も大きくなると考えられるため、課税標準が免税点を超える事業者に対しても過少申告調査を実施することが望ましい。 過少申告事業者の調査は実地調査によることが最も有用な調査方法と考えられるが、闇雲に実地調査を実施することは効率的ではないため、まずは税務署調査での調査項目に加えることや事業者に対し固定

項目	頁	区分	指摘又は意見の内容
			資産台帳の提出を求め、過少申告調査を机上で行うことが有用と考えられる。
固定資産税(償却資産)の申告書未提出事業者への対応	74	意見 11	一定期間申告書の提出がない事業者に対しては実地調査を行うなど、課税漏れが生じないような対応が望まれる。
実地調査の未実施	75	指摘 18	「償却資産実地調査要領」において、企業区分ごとに調査計画を立てて実地調査を行う旨を規定しているが、新潟市において調査計画は作成されておらず、実地調査は実施されていない。「償却資産実地調査要領」に従い、調査計画を作成し、実地調査を実施すべきである。 なお、調査計画の作成に際しては人的資源に限りがあることから、機械的に調査先を選定するのは効率的ではなく、課税の公平性の観点から実地調査が必要と認められる事業者を調査対象とすることが望まれる。
調査に係る体制の整備	76	意見 12	現状、償却資産に関して十分な調査事務ができていないことから、業務フローの見直しやシステム対応、配置転換などによる人員の補充により調査事務体制を強化することが課税の公平性を担保することに繋がり、さらに高い費用対効果も期待できる。 償却資産について充実した調査を実施することが可能となる体制を整備することが望まれる。
6 軽自動車税			
新所有者からの標識(ナンバープレート)交付確認印の受領漏れ	81	指摘 19	「軽自動車税申告書兼標識交付申請書」に、新所有者の交付確認印が無いものが2件発見された。新潟市は、新所有者からの交付確認をもって標識(ナンバープレート)番号の市民税オンラインシステムへの入力内容と「軽自動車税申告書兼標識交付申請書」の記載に相違が無いことを担保している。標識(ナンバープレート)番号の入力ミスを防止するため、新所有者への確認と、その証跡としての交付確認印の受領を徹底することが必要である。
申告書への新潟	81	指摘 20	「軽自動車税申告書兼標識交付申請書」への新潟市

項目	頁	区分	指摘又は意見の内容
市担当者印の押印漏れ			受付担当者印の押印漏れが1件発見された。責任の所在を明確にするため、申告書への押印又はサインの実施を徹底することが必要である。
賦課期日直前に廃車登録を行った車両の同一納税義務者又は親族による再登録	82	意見 13	軽自動車税の納税義務を不正に回避する方法として、賦課期日以前に廃車登録を行い、賦課期日以降に交付申請を行うことが想定される。 このような場合には、市民税オンラインシステム上、警告が表示されるようシステム対応を行うとともに、交付申請を認めるか否かに関する合理的な理由の基準を明確にすることが望まれる。
納税通知書返戻先に対する対応方針	83	指摘 21	新潟市として軽自動車税の納税通知書の返戻先に対する調査方針が定められていないことから、各センターでの調査の方法が統一されていない。また、調査の経過及び結果の記載が不十分な返戻先が多数ある。 新潟市において調査方針が定められていないことから、調査基準の設定を行う必要がある。また、担当者は調査の経過及び結果を十分に記載するとともに、上席者は十分な手続が行われたかという観点からレビューを行い、調査の実効性を高める必要がある。
未申告者に対する調査方針	84	意見 14	軽自動車税の未申告者の調査方針が定められておらず、未申告者の調査を実施していない。原動機付自動車の販売取扱店との連携を行うなどにより所有者を把握し、システム上、未申告者を捕捉するなど、人員が不足するなかでも効率的に未申告調査を行う方法を検討することが望まれる。
農業用車両の登録促進	85	意見 15	農業用作業車は、未登録のまま使用し、課税漏れとなる可能性があると考えられる。新潟市としても、このようなケースによる課税漏れの可能性を把握しており、毎年開催されている「税理士会との連絡協議会」において、平成24年度より登録の指導を依頼している。 今後は、JA等の販売業者との連携により、所有者の把握を行うなどさらなる対応が望まれる。

項目	頁	区分	指摘又は意見の内容
同一納税義務者に対する二重減免	85	指摘 22	同一納税者から、新規車両の新規減免申請と旧車両の減免を継続しない旨の申請があり、旧車両の減免を継続しない旨の申請を、誤って旧車両の減免継続申請として処理した結果、新規車両と旧車両について二重の減免を行った事例が発見された。 市民税課担当者も市民税課の減免の決裁権者も気付かなかったものであり、事務処理や決裁をより慎重に行うことが必要である。
回収した標識(ナンバープレート)の管理	87	指摘 23	廃車の申告をした場合、標識(ナンバープレート)を市民税課等で回収しているが、新潟市として管理方針が定められておらず、盗難や紛失があっても把握することができない状況である。 標識(ナンバープレート)の盗難や紛失を防止するため、新潟市として回収した標識(ナンバープレート)の管理方針を定め、適切に運用する必要がある。
8 入湯税			
特別徴収義務者の把握に関する調査手続	93	指摘 24	入湯税の担当者は、入湯税の特別徴収義務者の把握に関する調査手続を行っているものの、新潟市として調査方針が定められておらず、調査結果も文書として残っていない。どのような調査手続を実施するかルールとして定めるとともに、調査の経過及び結果を文書としてまとめ、上席者がレビューするといった体制を構築することが必要である。
収納及び滞納整理事務			
「事務の手引き」の更新	108	指摘 25	「事務の手引き」について、適時に更新が行われていなかった。 収納及び滞納整理事務の実施に際して指針としている資料であり、適時に更新を行うことが必要である。
滞納整理方針の明確化	108	意見 16	滞納繰越分の収入率が他の政令市と比較しても低い状況にある中で、収入率を上昇させるための具体的な施策を立案し、実行に移していくことが望まれる。
滞納整理事務に係る知識の体系的整理	109	意見 17	外部研修で得た知識やノウハウは体系的に整理し、納税課内で共有するとともに、必要に応じて「事務の手引き」へも反映させることにより、納税課全体のスキルアップに寄与する体制とすることが望まれ

項目	頁	区分	指摘又は意見の内容
			る。
交渉経過記事への記載の網羅性の確保	109	指摘 26	滞納整理事務においては、滞納債権の回収が長期化し、債権の発生から消滅に至るまでに担当者の交代が複数回発生することもある。そのため、「交渉経過記事」は担当者間の円滑な引継という観点から重要な文書であり、滞納者との交渉の経過及び結果はもちろん、交渉過程における重要な意思決定及びその理由を漏れなく正確に記録すべきである。
資料の適切な保存	110	指摘 27	ある案件の滞納処分停止決議書が、交渉経過記事への綴り誤りと推測される原因により所在不明となっていた。文書の整理を適切に行うべきである。
分割納付に際しての「納付誓約書」の入手	110	指摘 28	分割納付に際しては、原則として「納付誓約書」を入手する方針としているものの、抽出したほとんどの案件において「納付誓約書」の入手が行われていなかった。 分割納付に際しては、原則として「納付誓約書」を入手するという方針を再度明確にして徹底するとともに、少なくとも分割納付不履行が一度発生した滞納者に対し改めて分割納付を認める場合には、納付誓約書の入手を必須とすべきである。
分割納付額の決定方針	111	指摘 29	例外的に少額での分割納付を認める場合には、最長でも3か月分の納付書の送付とし、定期的に生活状況等を聴取して滞納額の減額に努めることが必要である。
分割納付の履行状況の確認	112	指摘 30	分割納付の不履行が発生した後、長期間に渡り催告その他の滞納整理が行われていない案件が識別された。 分割納付の不履行発生時に適時・適切な対応が漏れなく実施される体制を整備することが必要である。
適時・適切な催告手続の実施	113	意見 18	滞納発生後、どのような場合に、どのようなタイミングで電話や臨戸による催告を行うかという方針を明確にし、当該方針に基づき各担当者が催告を行う体制を整備することが望ましい。
決算書の入手	114	意見 19	差押のための財産調査を実施する場合には、できるだけ早期に決算書を入手し、財産調査を含む滞納処

項目	頁	区分	指摘又は意見の内容
			分を効果的・効率的に進めることが望まれる。
適時・適切な範囲での財産調査手続の実施	116	意見 20	滞納者が個人であれば、不動産、保険契約、自動車等の財産を保有している可能性があるため、これらの財産についても適時・適切に財産調査を実施し、換価可能な財産の有無を確かめるとともに、必要に応じて差押その他の滞納処分に係る手続を進めることが望ましい。
滞納発生後の適時の差押の実施	117	指摘 31	財産調査の結果、差押可能な財産が識別された場合には、適時に差押を実行することが必要である。また、差押を行うか否かの判断に際しての明確な判断指針を定め、各担当者が当該指針に基づき判断できるような体制を整備することが望ましい。
適時の換価手続の実施	118	指摘 32	差押実施後、適時に公売等の換価手続の要否について検討を行う必要がある。また、換価手続が実施できない場合（差押財産の換価価値がないことが判明した場合等）には、滞納処分執行停止の検討、もしくは滞納額削減のための具体的な対応策の策定が別途必要であると考えられる。
執行停止後の現況確認の実施	119	指摘 33	執行停止を行った後、長期に渡り滞納者の状況を把握していない案件が識別された。執行停止後も、定期的に滞納者の状況を確認し、執行停止の取消が必要ないか検討すべきである。
「滞納処分執行停止チェック票」の利用	120	指摘 34	執行停止の判断は慎重に行われるべきであり、執行停止の判断に際しては「滞納処分執行停止チェック票」の利用を徹底すべきである。
時効成立による不納欠損処理の抑制	121	指摘 35	消滅時効成立による不納欠損処分が行われる過程で、必要十分な対応が行われていないと判断される案件が識別された。消滅時効による不納欠損処理の発生を極力抑制するために、適時・適切に督促や差押といった滞納整理を実施できる体制を整備することが必要と考えられる。
延滞金減免申請に係る事務処理	123	指摘 36	担当者のミスにより、延滞金減免申請について、申請者への承認・不承認結果の連絡、「延滞金減免承認

項目	頁	区分	指摘又は意見の内容
漏れの防止			(不承認)決定通知書」の送付が適時に行われていなかった。 担当者のミスによる連絡漏れや手続の処理漏れを防止するために、チェックリストを作成・利用するといった対応を行うことが必要と考えられる。
徴収職員数の増員	124	意見 21	他の政令指定都市と比較して、徴収業務に直接あたる職員数が少ない状況である。滞納案件ごとに担当者が割ける時間数を一定程度確保するためには、配置転換などの方法により、徴収職員数の増員を行うことが望ましいと考えられる。
税務システム			
情報システム管理手順の整備	128	指摘 37	情報システムの運用保守に関するルールが定められていない。試行版として「新潟市 ICT 業務実施にかかる運用保守基準書」は作成されているため、正式なルールとして定める必要がある。
個人情報の管理	128	意見 22	特定個人情報を取扱っていない場合であっても、住民等の個人情報を取扱っているシステムについては基幹系端末での運用が望まれる。
		指摘 38	情報系端末について、USB の利用ができないよう制限を行うことが望まれる。また、業務上 USB の利用が必要な場合は、指紋認証やパスワード設定などのセキュリティ対策が行われている USB のみ利用可能とする設定が必要である。
情報システム最適化計画のプロジェクト管理	129	指摘 39	「新潟市情報システム最適化計画」の市税業務に関するシステムの再構築についてプロジェクト計画書が作成されていない。プロジェクトのゴールやスケジュール、プロジェクト体制図等をプロジェクト計画書としてとりまとめる必要がある。
		意見 23	「新潟市情報システム最適化計画」に則り市税システムの再構築を検討し、継続的に市税業務効率化を推進するため、税務部門におけるシステム最適化を統括する部署等の設定が望まれる。

指摘 2

市税の更正や決定など、税額の確定といった事項に関しては、管理者による書類のレビュー及び決裁が行われているが、申告書の回収や調査などの重要な業務が、担当者により適切に実施されているか否かについて上席者がコントロールする運用にはなっていない。重要な業務については、担当者は業務の経過を適切に文書化し、それを上席者がレビューする体制を構築することが必要である。また、上席者によるレビューは業務手順に織り込み、ルールとして明確に定めるべきである。

(3) 過料の取扱い

新潟市では、以下のとおり、条例において、納税義務者や納税管理人が正当な事由なく申告を行わなかった場合には、10万円以下の過料を課すると定めている。

該当条項	内容
第 14 条	市民税の納税管理人に係る不申告に関する過料
第 30 条	市民税に係る不申告に関する過料
第 45 条の 9	退職所得申告書の不提出に関する過料
第 61 条	固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料
第 71 条	固定資産に係る不申告に関する過料
第 84 条	軽自動車税に係る不申告等に関する過料
第 96 条の 2	たばこ税に係る不申告に関する過料
第 103 条の 2	鉱産税に係る不申告に関する過料
第 105 条	鉱産税の納税管理人に係る不申告に関する過料
第 130 条	特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料
第 136 条の 2	特別土地保有税に係る不申告に関する過料
第 146 条の 7 の 2	事業所税に係る不申告に関する過料
第 146 条の 9	事業所税の賦課徴収に係る不申告に関する過料
第 146 条の 11	事業所税の納税管理人に係る不申告に関する過料

各市税において、新潟市の再三の催告にもかかわらず申告を行わない納税者は存在するが、新潟市においては過去に過料を科した事実はない。また、正当な事由がない場合とは具体的にどのような場合なのか具体的な判断指針はない。そのため、本来過料を科すべき事案があったとしてもその実行性に疑念が残る。

条例に定める過料の実行性を担保するために、具体的にどのような場合に過料を科すのか判断指針を作成することが望ましい。

意見 1

条例に定める過料の実行性を担保するために、具体的にどのような場合に過料を科すのか判断指針を作成することが望ましい。

2. 個人市民税

(1) 個人市民税の概要

概要

個人市民税は、住民が、その居住している地域の地方公共団体の行う行政に必要な費用を、それぞれの負担能力に応じて分担し合うという性質の税である。一定以上の所得金額がある場合に定額でかかる「均等割」と、前年の所得に応じてかかる「所得割」がある。

なお、個人市民税は、個人県民税とあわせて一般的に「個人住民税」と呼ばれており、納税者や税額計算のもとになる所得金額などが同じため、個人県民税と一緒に市町村が課税及び徴収を行っている。

納税義務者

個人市民税は大きく分けて均等割と所得割があり、以下のように納税義務者が定められている(地方税法第 294 条)。

納税義務者	納める税額
その年の 1 月 1 日に新潟市に住所がある人	均等割額+所得割額
その年の 1 月 1 日に新潟市には住所はないが、事務所・事業所又は家屋敷がある人 または、その年の 1 月 1 日に新潟市に住所があり、居住している区とは別に事務所・事業所又は家屋敷がある人	均等割額

納税額

・ 税額及び税率

個人市民税の納税額の算定方法は、以下のとおりである。

均等割額	3,500 円(うち 500 円は、平成 26 年度から平成 35 年度までの間、防災施策の財源を確保するため加算されたもの)
所得割額	課税標準額()の 6% - 税額控除額 前年の所得金額 - 各種所得控除額

・ 課税所得金額

個人市民税の課税対象となる所得の種類及び所得金額の算定方法は以下のとおりである。

所得の種類	所得の内容	所得金額の算定	
利子所得	公債、社債、預貯金などの利子	収入金額	
配当所得	株式や出資の配当など	収入金額 - 元本取得のために要した負債の利子	
不動産所得	地代、家賃、権利金など	収入金額 - 必要経費	
事業所得	事業を営んでいる場合に生じる所得	収入金額 - 必要経費	
給与所得	給料、賃金、賞与など	収入金額 - 給与所得控除額	
退職所得	退職金、退職手当など	(収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2	
山林所得	山林(立木)を売った場合に生じる所得	収入金額 - 必要経費 - 特別控除額	
譲渡所得	土地、建物、株式などを売った場合に生じる所得	土地・建物	収入金額 - 取得費・譲渡費用 (- 特別控除額)
		株式等	収入金額 - 取得費・譲渡費用
		その他	収入金額 - 取得費・譲渡費用 - 特別控除額
一時所得	賞金、懸賞当せん金、競馬の払戻金など	収入金額 - 必要経費 - 特別控除額	
雑所得	公的年金等の他の所得に当てはまらない所得	収入金額 - 公的年金等控除額 又は必要経費	

・ 所得控除額

所得控除は、納税義務者の担税力に応じた税の負担を求めるために、その納税者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる臨時的な出費があるかどうかなど、個人的事情を考慮して所得から控除を行い、担税力の差異による負担の不均衡を調整するものである。各所得控除の要件は以下のとおりである。

控除の種類	要件
雑損控除	前年中に災害等により日常生活に必要な資産に損害を受けた場合
医療費控除	前年中に本人や生計を一にする親族のために医

控除の種類	要件
	療費を支払った場合
社会保険料控除	前年中に本人や生計を一にする親族のために社会保険料(国民健康保険、介護保険、国民年金など)を支払った場合
小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済法の規定による共済契約の掛金や心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払った場合
生命保険料控除	一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を支払った場合
地震保険料控除	地震保険料、旧長期損害保険料を支払った場合
障害者控除	本人、控除対象配偶者又は扶養親族が障害者である場合
寡婦控除	夫と死別、離婚した後再婚していない人や夫が生死不明の人で、次のいずれかに該当する場合 扶養親族や生計を一にする子(総所得金額等の合計額が 38 万円以下)のある人 合計所得金額が 500 万円以下の人(死別又は夫が生死不明の場合に限る) 扶養親族である子があり、合計所得金額が 500 万円以下の人
寡夫控除	次のすべてに該当する場合 妻と死別、離婚した後再婚していない人や妻が生死不明の人で生計を一にする子(総所得金額等の合計額が 38 万円以下)のある人 合計所得金額が 500 万円以下の人
勤労学生控除	合計所得金額が 65 万円以下の勤労学生で、勤労によらない所得が 10 万円以下の場合
配偶者控除	生計を一にする配偶者の合計所得金額が 38 万円以下の場合
配偶者特別控除	生計を一にする配偶者の合計所得金額が 38 万円を超え 76 万円未満の配偶者を有し、かつ、本人の合計所得金額が 1,000 万円以下の場合
扶養控除	生計を一にする親族の合計所得金額が 38 万円以下の場合
基礎控除	すべての納税義務者

非課税制度

個人市民税は本来、その地域に居住する人たちで広くその市町村区の費用を負担するものであるが、所得を得ることができなかつた人などに対して、個人市民税を課税しないとする非課税制度が設けられている。

均等割も所得割もかからない人	生活保護法による生活扶助を受けている人 障害者、未成年者及び寡婦又は寡夫で、前年中の合計所得金額が125万円以下の人 控除対象配偶者及び扶養親族を有しない者で前年の合計所得金額が31万5千円以下の人 控除対象配偶者又は扶養親族を有する者で前年の合計所得金額が次の式で求めた金額以下の人 ・ $315,000 \text{ 円} \times (\text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族} + 1) + 189,000 \text{ 円}$
所得割がかからない人	控除対象配偶者及び扶養親族がおらず、前年の総所得金額等が35万円以下の人 控除対象配偶者又は扶養親族があり、前年の総所得金額等が次の式で求めた金額以下の人 ・ $350,000 \text{ 円} \times (\text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族} + 1) + 320,000 \text{ 円}$

申告方法

個人市民税は、新潟市が税額計算し、納税義務者に通知して徴収する仕組みである。新潟市が適切に税額を計算するために納税義務者は前年所得に関する申告書を提出する必要がある。ただし、所得税の確定申告書を提出した場合や前年中の収入が給与所得又は公的年金等所得のみで勤務先又は日本年金機構等から支払報告書が提出されている場合は、市税のための申告は不要である。

納税の方法

個人市民税は個人県民税とともに徴収することとされており、納税方法には2つの方法がある。

・ 普通徴収

事業所得者などの市・県民税については、新潟市が送付する納税通知書によって、6月、8月、10月、翌年の1月の4回に分けて納付する。

・ 特別徴収(給与又は年金から)

給与所得者の市・県民税については、特別徴収税額通知書により、市から勤務先を通じて通知され、勤務先(特別徴収義務者)が6月から翌年の5月まで年12回に分けて毎月の給与支払の際に、納税者の給与から差し引き、これを翌月10日までに新潟市に納入する。

65歳以上の納税義務者の公的年金に係る個人市民税は、特別徴収税額通知書により、市から公的年金支払者へ通知され、公的年金の支払者が年金支払いの際に年金支給額から差し引き、これを翌月10日までに市へ納入する。公的年金分の特別徴収については、上半期の年金支給月(4月、6月、8月)に前年度の年税額の半額を3分割した金額を仮徴収し、下半期の年金支給月(10月、12月、2月)に、年税額から当該年度の上半期の仮徴収額を引いた金額を徴収する。公的年金等の特別徴収を開始する年又は新たに対象となった年度は、上半期に普通徴収、下半期に特別徴収を実施する。

調定額の推移

個人市民税の調定額の過去3年間の推移は以下のとおりである。

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
所得割	38,216	38,769	39,171
均等割	1,343	1,370	1,385
合計	39,559	40,139	40,556

(出典：新潟市提供資料)

減免制度

災害その他の事情によって、預貯金も乏しく、支払い能力を失い、今後の収入も見込めず徴収猶予、納期限の延長などによっても納税が極めて困難な以下の納税者については、申請によって税額が減免されることがある。

- 生活保護法の規定による保護を受けている場合
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進および永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている場合
- 所得が皆無となったため、生活が著しく困難になった場合
- 災害により被害を受けた場合
- 学生及び生徒

また、個人市民税における減免件数及び減免額の過去3年間の推移は以下のとおりである。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
減免件数	94 件	75 件	90 件
減免金額	2,088 千円	1,864 千円	1,931 千円

(出典：新潟市提供資料)

個人市民税に係る組織体制

新潟市における個人市民税に係る事務は本庁の市民税課第1係、市民税第2係及び各区税務センターが担っており、本庁の市民税課及び各区税務センターの組織体制は以下のとおりである。

なお、下表の人数は平成28年4月1日時点の人数であり、特定の係に属さない課長、課長補佐は含まれていない。

課	係	人数	主な分掌事務
市民税課	第1係	12	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人の市民税及び県民税に係る事務の総括及び総合調整に関する事項 ● 個人の市民税及び県民税の調査、賦課及び課税台帳等の管理に関する事項（主に普通徴収）
	第2係	9	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人の市民税及び県民税の調査、賦課及び課税台帳等の管理に関する事項（主に特別徴収） ● 課の所管する電算システムに係る調整に関する事項 ● 個人の市民税及び県民税の調定並びに個人の県民税の徴収取扱委託金に関する事項
	北税務センター	6	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人の市民税及び県民税の調査、賦課及び課税台帳等の管理に関する事項 ● 軽自動車税の調査、賦課、課税台帳等の管理に関する事項 ● 原動機付自転車及び小型特殊自動
	東税務センター	8	
	江南税務センター	6	
	秋葉税務センター	6	
	南税務センター	6	
	西税務センター	8	

課	係	人数	主な分掌事務
	西蒲税務センター	4	車の標識の交付等に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ● 市税証明等に関する事項 ● 市税証明等に係る手数料の徴収及び市税等の収納に関する事項 ● 市税等に係る申告書、申請書、届出書その他の書類の受理等に関する事項 ● 市の収入金の収納に関する事項（北税務センター、東税務センター、西税務センターのみ）

(2) 個別検出事項

給与支払報告書未提出事業主の把握

「(1) 個人市民税の概要」に記載のとおり、個人市民税は、納税義務者から提出された申告書又は勤務先や日本年金機構から提出された支払報告書をもとに、新潟市が税額計算し、納税義務者に通知する。新潟市は、前年度に給与支払報告書の提出実績がある事業主に対して、給与支払報告書に添付する総括表の用紙を送付し、事業主に給与支払報告書の提出を促している。

給与支払報告書の未提出事業所や住所違い等の理由により用紙が返戻されてきた事業所に対しては、担当者が催促や調査を行っているものの、その経過や顛末について上席者がモニタリングを行っておらず、給与支払報告書の未提出事業所等に対する対応が十分に行えるような体制にはなっていない。

個人市民税の課税漏れのリスクを回避するため、給与支払報告書の未提出事業所等に対して担当者が実施した催告や調査等の経過及び顛末の記録を上席者がモニタリングし、送付した給与支払報告書が全て回収されるまで、十分な対応が行えるような体制を構築するべきである。

指摘 3

給与支払報告書の未提出事業所や住所違い等の理由により用紙が返戻されてきた事業所に対しては、担当者が催告や調査を行っているものの、その経過や顛末について上席者がモニタリングを行っていない。個人市民税の課税漏れのリスクを回避するため、上席者は担当者が実施した手続が十分かどうかという観点からモニタリングすべきである。

新規事業所の把握

「給与支払報告書未提出事業者の把握」に記載のように、新潟市では、前年度に給与支払報告書の提出実績がある事業主に対しては給与支払報告書に添付する総括表の用紙を送付し、給与支払報告書の提出を促している。

一方、新規に設立された事業所など、前年度に給与支払報告書の提出実績がない事業所に対しては、事業主から自主的に提出された給与支払報告書を回収するのみであり、新潟市として、新規事業所を把握し、事業主に対して給与支払報告書に添付する総括表の用紙を送付するなどの対応を行っているわけではない。個人市民税の課税漏れのリスクを回避するためにも、新規事業所を把握するための仕組みを構築すべきである。

この点、法人市民税に係る事務を所管する市民税課法人・諸税係においては、新規に法人市民税の課税客体となる事業所を把握していることから、法人・諸税係より新規事業所に関する情報を入手し、当該事業所に対して給与支払報告書に添付する総括

表の用紙を送付するなどの対応を行うことが考えられる。

指摘 4

給与支払報告書の総括表の用紙の送付先は、前年度に給与支払報告書の提出実績があった事業所のみであり、新規事業所などは送付対象となっていない。法人市民税の担当部署から新規事業所に関する情報を入手し、当該事業所に対して給与支払報告書の用紙を送付するなどの対応を行うべきである。

住所登録地照会に関する手続の記録

新潟市では、新潟市に住民登録は行われていないが、新潟市に生活の本拠を持つ住民に対して住所登録地を照会し、新潟市で課税する旨の通知を送付している。住所登録地の照会や課税通知の発送は、市民税オンラインシステムから住所登録地が入力されていない対象者を出力したデータをもとに、「住登外送付先リスト」を作成し、実施している。

しかしながら、「住登外送付先リスト」は、必要な手続を実施した後、破棄しており、住所登録地の照会状況や課税通知の発送状況について記録が残っておらず、上席者によるレビューも行われていない。

課税を適切に行う観点から、「住登外送付先リスト」をもとに、対象者に対して住所登録地の照会状況や課税通知書の発送状況を記録し、十分な手続を実施したか否かという観点から上席者がレビューすることをルール化すべきである。

指摘 5

新潟市に住民登録は行われていないが、新潟市に生活の本拠を持つ住民に対して、住所登録地を照会し、新潟市で課税する旨の通知を送付しているが、これらの手続の経過が記録として残っておらず、上席者によるレビューも行われていない。

課税を適切に行う観点から、手続の経過を記録し、十分な手続を実施したか否かという観点から上席者がレビューすることをルール化すべきである。

「チェックリスト」の追跡調査のルールの統一

個人市民税の賦課計算の過程で、市民税オンラインシステムより、様々なエラー・警告リストが表示される。新潟市では、これらのエラー・警告リストを「チェックリスト」と呼称している。新潟市で利用されている「チェックリスト」は以下のとおりである。

名称	内容
併合チェックリスト	個人に複数資料が存在し、システムが自動判断しかねるケースを確認するリスト
扶養・均等割チェックリスト	控除対象配偶者や配偶者特別控除対象者、均等割軽減対象者の適否をチェックするリスト
被扶養専従者特定エラーリスト	システムで扶養を自動特定できなかったリスト
専従者アンマッチリスト	システムで専従者を自動特定できなかったリスト
申告書ダブリリスト	資料併合時に申告書が複数枚ついている対象リスト
所得等比較リスト	賦課内容が前年度と一定以上異なる対象者一覧
自動付番警告リスト	カナ氏名生年月日が完全一致しないが、候補が1名に絞られたため資料登録された者リスト
死亡者リスト	年金特別徴収の有無に関わらず、1月1日以降に死亡の届出があった対象リスト
項目チェックリスト	課税資料の内容が誤っている恐れのある資料について出力されるリスト
ロジカルチェックリスト	資料併合時に出力。基本簿、賦課、資料を比較して矛盾を抽出するリスト
ロジカルチェックリスト(申告特例)	申告特例について資料併合時に出力。基本簿、賦課、資料を比較して矛盾を抽出するリスト
イメージ付項目チェックリスト	項目チェックのうち、イメージを一緒に出力したリスト
アンマッチリスト(給報系)	給与支払報告書系資料において個人を特定できないときに出力されるリスト
アンマッチリスト	申告系資料において個人を特定できないときに出力されるリスト
KSK 訂正分・削除分	税務署職員が削除もしくは訂正の入力を行ったリスト
KSK 損失申告書	損失申告のリスト
KSK 収入経費あり申告書	収入・経費欄に記載のある申告書
KSK 国税連携除外リスト	何らかの原因でシステム取り込み出来なかったリスト

名称	内容
KSK 確申 2 表パンチせずフラグあり	パンチ業者が「パンチできない内容があったフラグ」を立てたリスト
e-Tax 損失申告書	損失申告のリスト
e-Tax 国税連携除外リスト	何らかの原因でシステム取り込み出来なかったリスト
e-Tax 次葉あり	取り込みできない次葉や住宅借入金等特別控除明細書を入力するため出力したリスト
e-Tax ダブリ（結果確認）リスト	同一 e-tax が複数回送られたリスト。
e-Tax 住控あり	取り込みできない次葉や住宅借入金等特別控除明細書を入力するため出力したリスト
【要税務署調査】KSK 数値データのみしか届いていないものリスト	KSK の数値データのみ届いていないリスト
【2 表パンチなし資料登録】	最終パンチ後に送信されてきた申告リスト

「チェックリスト」の追跡調査のルールについては明確になっておらず、市民税課の各係及び各税務センターによって、追跡調査の結果の記録の残し方や、ダブルチェックの要否などについて様々な運用が行われている。

新潟市として業務品質を均質化するため、「チェックリスト」に関して統一したルールを定め、これに従って適切に運用することが必要である。

指摘 6

「チェックリスト」の追跡調査に関して明確なルールがなく、市民税課の各係によって、追跡調査の結果の記録の残し方や、ダブルチェックの要否などについて様々な運用が行われている。

新潟市として業務品質を均質化するため、「チェックリスト」に関して統一したルールを定め、これに従って適切に運用することが必要である。

「チェックリスト」の追跡調査の徹底

「チェックリスト」のうち、「住民コード自動付番警告リスト」には、例えば、「イカラシ」と「イガラシ」のように、氏名が完全一致していないが、システムが自動で納税者を特定した場合、当該納税者が正しいか確認が必要である旨の警告（「名前検索」）が出力されるものがある。

「住民コード自動付番警告リスト」については、「名前検索」に係る警告が発生した場合には、担当者は黄色マーカーで塗りつぶすとともに、追跡調査を行った内容や、追跡調査が不要な場合にはその理由を「住民コード自動付番警告リスト」の余白に記

載し、これを別担当者が適切に追跡調査されているか確認する運用となっている。しかしながら、「名前検索」に該当する警告にもかかわらず、上記追跡調査に係る証跡が残されていないものが2件発見された。

市民税課担当者に税額算定が適切に行われているかの調査を依頼したところ、他の「チェックリスト」の追跡調査の過程でエラー内容は修正されており、結果として税額算定の誤りはなかったとのことであるが、「チェックリスト」が適切に追跡調査されないで課税誤り等につながる可能性があるため、「チェックリスト」の追跡調査を徹底することが必要である。

指摘7

「チェックリスト」の追跡調査の証跡が残されていないものが2件発見された。「チェックリスト」が適切に追跡調査されないで課税誤り等につながるリスクがあるため、「チェックリスト」の追跡調査を徹底することが必要である。

「チェックリスト」の保管状況

「チェックリスト」は、新潟市が税額算定を適切に行ったことを表すものであり、また、仮に課税誤り等が発生した場合は、責任関係を明確化するだけでなく、原因を解明するために非常に重要な書類であり、保管するのは当然の書類であると考えられる。そのため、新潟市においても保管期間を3年と定めている。

しかしながら、保管期間を定めているにもかかわらず、一部リストについては破棄しているため、提出を受けることができなかった。

定められた保管期間に従って「チェックリスト」を保管するよう、徹底することが必要である。

指摘8

「チェックリスト」について、保管期間を3年と定めているが、一部リストについては破棄していた。定められた保管期間に従って「チェックリスト」を保管するよう、徹底することが必要である。

パンチ業者からの納品状況の確認

新潟市は、納税者から提出された申告書や事業主から提出された給与支払報告書等のパンチ業務を、入札等により選定した外部業者に委託している。

パンチ業者への入力依頼にあたり、新潟市担当者は、「エントリー依頼・納品伝票」にパンチ入力を依頼する帳票名と依頼枚数を記載し、入力帳票と合わせてパンチ業者に引き渡している。また、パンチ業者は、納品時に、納品枚数を記載した「エントリー依頼・納品伝票」、パンチデータ及び入力帳票を市民税課担当者に提出している。

市民税申告書の「エントリー依頼・納品伝票」の依頼枚数と納品枚数を照合したところ、依頼枚数と納品枚数が不一致であった。市民税課担当者によれば、依頼枚数と納品枚数に不一致が発生しているのは、新潟市の依頼枚数のカウントはページ数により行われている一方、パンチ業者の納品枚数のカウントは枚数により行われており、入力帳票の両面に記載がある場合には、依頼枚数と納品枚数に差異が発生し、納品枚数のほうが少なくなるとのことであった。

しかしながら、新潟市とパンチ業者で入力帳票のカウント方法が異なると、新潟市ではパンチ業務の検収時に、パンチ業者ではパンチの網羅性を確認する際に、ページ数・枚数間の換算の必要が発生し不便であるとともに、パンチ漏れなどが発生しても発見できないリスクもある。新潟市がカウント方法を変更するか、パンチ業者にカウント方法の変更を依頼することにより、両者のカウント方法を、ページ数か枚数のいずれかに統一することが必要である。

指摘 9

新潟市は、申告書や給与支払報告書等のパンチ入力を外部業者に委託しているが、新潟市のパンチ依頼枚数のカウントはページ数により行われている一方、パンチ業者の納品枚数のカウントは枚数により行われており、入力帳票の両面に記載がある場合には、依頼枚数と納品枚数に差異が発生する。

新潟市とパンチ業者で入力帳票のカウント方法が異なると、お互いに不便であるとともに、パンチ漏れなどが発生しても発見できないリスクもある。新潟市とパンチ業者のカウント方法をページ数か枚数のいずれかに統一することが必要である。

パンチ業者によるパンチ入力ミスの集計

「パンチ業者からの納品状況の確認」に記載のとおり、個人市民税申告書や給与支払報告書等のパンチ業務は外部業者に委託しているが、パンチを依頼しているデータが膨大であるため、新潟市として入力帳票とパンチ入力結果との照合までは行っていない。

ただし、個人市民税の賦課計算の過程で、市民税税務オンラインシステムから出力される「チェックリスト」を追跡調査することにより、パンチ業者の入力ミスを発見している。

現状、新潟市においては「チェックリスト」の追跡調査を通じてパンチ業者の入力ミスが発見された場合でも、入力ミスの発生件数の集計や発生内容の記録は行っていないが、パンチ業者の入力ミスの発生件数や発生内容を集計・記録し、パンチ業者に報告・指導することにより、パンチ業者の品質が向上すれば、エラーリストの発生件数が減少し、新潟市の業務負荷の軽減が期待できる。

また、パンチ業者の入力ミスがあっても「チェックリスト」に出力されないものは

課税誤りに繋がる可能性があるため、パンチ業者の品質向上は適切な課税に直結することになる。

さらに、これらの情報はパンチ業者の選定に係る入札にあたっても有用な情報として活用することが可能である。

そのため、パンチ業者の入力ミスの発生件数や発生内容を集計・記録し、これを有効活用することが望まれる。

意見 2

新潟市では、パンチ業者の入力ミスが発見された場合においても、入力ミスの発生件数の集計や発生内容の記録は行われていない。パンチ業者の入力ミスの発生件数や発生内容の記録を行い、パンチ業者の業務品質の向上や今後の入札にあたり活用することが望まれる。

課税誤りの発生状況及び対応策の立案

個人市民税の課税誤りについて、納税者からの問い合わせで発見されることがあるが、課税誤りが発生した原因分析や、今後の改善策の立案を行っていない。課税誤りを削減するため、どのような原因で課税誤りが発生し、どのように業務を見直せば当該誤りを防止できるかを組織として検討のうえ、今後の税務事務に反映することが望まれる。

意見 3

課税誤りを削減するため、どのような原因で課税誤りが発生し、どのように業務を見直せば当該誤りを防止できるかを組織として検討のうえ、今後の税務実務に反映することが望まれる。

未申告者に対する対応状況

「(1) 個人市民税の概要」に記載したとおり、個人市民税は、納税者の申告や給与支払報告書などに基づいて新潟市が税額計算し、納税義務者に通知して徴収している。

しかしながら、申告義務があるにもかかわらず、故意又は過失により申告を行わなかったため、新潟市において税額計算ができず、結果として税負担が無い納税義務者（以下、「未申告者」という。）が存在する。

課税の公平性の観点からは、このような未申告者の納税を促すためにも、未申告者の調査及び催告が必要である。新潟市においては、未申告者の調査及び催告に関する業務手順は定められていないが、市民税オンラインシステムより、「未申告者で国民健康保険の所得申告が提出されている者」を課税保留者リストとして出力し、これをもとに調査及び催告を行っている。

調査及び催告は担当者が実施しているが、調査結果や催告の経過を文書化しておらず、上席者による状況の確認も行われていない。実効性のある調査を行い、課税漏れを防止するためにも、調査結果や催告の経過を文書化し、これを上席者がレビューすることをルールとして定め、適切に運用することが必要である。

指摘 10

担当者は、未申告者の調査の結果及び催告の経過を十分に記録し、これを上席者がレビューすることをルールとして定め、適切に運用することが必要である。

なお、未申告者調査の繰越、打切の基準が定められていないため、課税保留者リストに每期リストアップされる未申告者に対して、每期同様の手続を行っている。効果的な調査を効率的に実施するため、調査の繰越や打切の基準をルールとして定めることが望まれる。

意見 4

効果的な未申告調査を効率的に実施するため、調査の繰越や打切の基準をルールとして定めることが望まれる。

3. 法人市民税

(1) 法人市民税の概要

概要

法人市民税は、地方公共団体の行う行政に必要な経費について、地域社会の構成員である法人にも個人と同様広く負担を求めるために課される税であり、均等割と法人税割からなる。

納税義務者

均等割と法人税割のそれぞれの納税義務者は以下のとおりである。

区分	課される市民税	
	均等割	法人税割
区内に事務所・事業所を有する法人		
区内に事務所・事業所を有していないが、寮や保養所などを有する法人		-
区内に事務所・事業所や寮などを有する収益事業を営む人格のない社団等(代表者又は管理人の定めのあるもの)		
法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課税される個人で区内に事務所・事業所を有するもの	-	

納税額

均等割の税率は、資本金等の額や従業者数などの区分に応じて、以下の表のとおり定められている。

法人等の区分	区内の従業者数の合計数	
	50人超	50人以下
公共法人・公益法人(均等割を課することができないものの以外のもの)や収益事業を営む人格のない社団等	5万円	
資本金等の額が1,000万円以下の法人	12万円	5万円
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	15万円	13万円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	40万円	16万円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	175万円	41万円
資本金等の額が50億円を超える法人	300万円	41万円

平成27年4月1日以降に開始する事業年度の均等割額は、資本金等の額が資本金

と資本準備金の合算額に満たない場合には、資本金と資本準備金の合算額により判定する。

資本金等の額と区内の従業者数の合計数は、事業年度末日で判定する。

2 つ以上の区に事務所・事業所等を有する場合は、区ごとに均等割額を算定し、合計したものが均等割額となる。

区内に事務所・事業所等を有していた期間が 12 カ月に満たない場合は、月割により算定する。

法人税割は、法人税額が課税標準となり、法人税額に以下の区分による税率を乗じて計算する。

法人等の区分	平成 26 年 9 月 30 日以前に開始 する事業年度	平成 26 年 10 月 1 日以降に開始 する事業年度
保険業法に規定する相互会社	14.7%	12.1%
資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円以上の法人	14.7%	12.1%
資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円未満で、課税標準となる法人税額が年 210 万円以上の法人	14.7%	12.1%
資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円未満で、課税標準となる法人税額が年 210 万円未満の法人	13.5%	10.9%

申告及び納税

法人市民税は、法人等が納付すべき税額を計算して申告し、その申告した税額を納付する。

・中間（予定）申告と納付税額

事業年度が 6 カ月を超え、前事業年度の法人税額が 20 万円を超える法人は、事業年度開始の日以後 6 カ月を経過した日から 2 カ月以内に中間申告又は予定申告をしなければならない。それぞれの納付税額は以下のとおりである。

中間申告	均等割額と、その事業年度開始の日以後 6 カ月の期間を 1 事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額の合計額
------	--

予定申告	均等割額と、前事業年度の法人税割額×6/前事業年度の月数の合計額
------	----------------------------------

.確定申告と納付税額

申告期限は、事業年度終了の日から原則として2カ月以内である。納付税額は、均等割額と法人税割額の合計額であるが、中間（予定）申告を行った税額がある場合には、その税額を差し引いた額となる。

.均等割申告と納付税額

収益事業を行わない公共・公益法人等は、決算期にかかわらず、毎年4月30日までに均等割額を申告し、納付する。

調定額の推移

法人市民税の調定額の過去3年間の推移は、以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
均等割	2,645,276	2,639,795	2,741,295
法人税割	10,261,875	9,358,827	8,013,247
合計	12,907,151	11,998,622	10,754,542

(出典：新潟市提供資料)

減免の推移

以下のように、市税条例第46条第1項第5号から第8号までに該当する法人は、市長が必要であると認めた場合には、法人市民税の均等割の減免を受けることができる。

- 非収益事業のみを行う公益社団法人又は公益財団法人
- 非営利型法人であり、非収益事業のみを行う一般社団法人又は一般財団法人
- 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁団体に収益事業を行っていない団体
- 非収益事業のみを行う特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人

原因ごとの減免額の推移は以下のとおりである。

(単位：件、千円)

原因	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額
公益社団（財団）法人等	73	4,100	73	4,150	75	4,250
NPO法人	186	8,891	185	9,066	181	8,858
一般社団（財団）法人（非営利）	85	4,121	92	4,396	97	4,796
地縁団体	260	12,862	270	13,212	278	13,816

(出典：新潟市提供資料)

法人市民税に係る組織体制

新潟市における法人市民税に係る事務は市民税課法人・諸税係が担っており、市民税課法人・諸税係の組織体制は以下のとおりである。なお、下表の人数は平成 28 年 4 月 1 日時点の人数である。

課	係	人数	主な分掌事務
市民税課	法人・諸税係	9	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人の市民税の調査、賦課及び課税台帳等の管理に関する事項 ● 軽自動車税の調査、賦課、課税台帳等の管理及び総合調整に関する事項 ● 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等に関する事項 ● 市たばこ税、鉱産税、入湯税及び事業所税の調査、賦課及び課税台帳等の管理に関する事項

(2) 個別検出事項

新規に課税客体となる可能性がある法人の調査手続

新潟市は、新規に課税客体となる可能性がある法人の有無について、保健所や県から新規事業所等の開設データ等を入手し、税総合システムの「法人住民税/本支店一覧」(以下、台帳)に課税客体として登録されているかどうか、また仮に登録されていない場合は課税客体として登録する必要があるかどうかを調査のうえ、印刷した新規事業所等の開設データの余白に顛末を記載している。

しかしながら、担当者による調査状況を上席者がレビューするような運用にはなっておらず、担当者は印刷した新規事業所等の開設データ等の余白に、自分が分かる程度のメモ書きしか残していない。平成28年度の新規事業所等の開設データから、余白欄に記載された顛末が不明確なものをサンプルで抽出のうえ状況を確認したところ、台帳に課税客体として登録されておらず、課税客体とはならない合理的な理由が判明しない法人が3件発見された。

法人市民税の課税漏れを防止するため、担当者は新規に課税客体となる可能性がある法人の調査手続の経過を十分に記録し、それを上席者がレビューすることをルールとして定めるべきである。

指摘 11

新潟市は新規に課税客体となる可能性がある法人に対して調査を行っているが、調査の経過を上席者がレビューしていない。担当者は調査手続の経過を十分に記録し、それを上席者がレビューすることをルールとして定めるべきである。

新規に課税客体となる可能性がある法人の調査手続の文書化

印刷した新規事業所等の開設データ等の余白に顛末を記載するだけでも、上席者が状況を把握できるだけの情報が記載されていれば、最低限の運用としては問題ないと考えられる。

しかしながら、新規事業所等の開設データのなかには、既に台帳に登録済の事業所等も多数含まれており、どの事業所等が台帳に登録されておらず、それらに対してどのような調査を行っており、調査を行った結果どのような状況にあるのかが即座にわかる状況にはない。

調査の結果、申告が必要であることが判明したにもかかわらず、法人側が即座に対応してくれないケースにおいて担当者の交代が発生した場合や、調査結果を分析したうえで、今後のためにより効率的かつ効果的な調査手法を迫る場合などにおいては、台帳に登録されていない事業所等に関して、調査の状況や顛末をまとめたリストを調査報告書として別途作成したほうが、引継や調査手法の改善が円滑に進むと考えられる。

新規に課税客体となる可能性がある法人の調査手続の文書化においては、上記のような調査報告書の作成が望まれる。

意見 5

新規に課税客体となる可能性がある法人の調査手続において、担当者は、調査手続の経過を、印刷した新規事業所等の開設データ等の余白に記載するという方法によりまとめているが、担当者の引継や調査手法の改善などの観点からは、台帳に登録されていない事業所等を抽出し、調査の状況や顛末をまとめたリストを調査報告書として別途作成することが望まれる。

新規に課税客体となる可能性がある法人の調査手法

新規に課税客体となる可能性がある法人の調査は、現状、保健所から入手する理美容、医療業、飲食業開設データや県から入手する県税届出書をもとに行われている。それぞれのデータがカバーする範囲は以下のとおりであり、業種や捕捉できる事務所・事業所の範囲に偏りがある。

データ	業種	事務所・事業所
保健所から入手する理美容、医療業、飲食業開設データ	理美容、医療業、飲食業のみ	保健所に届出があった新潟市の全事務所・事業所
新潟県から入手する県税届出書	全業種	新潟県に届出があった全事務所・事業所

法人市民税の申告漏れが発生しやすいのは、多店舗展開を行うような小売業のような業種が想定されるが、保健所から入手するデータでは小売業はカバーされていない。また、新潟県としては、県民税・事業税の徴収という観点からは、新潟県内の事務所・事業所の有無さえ把握できればよいことから、たとえばある法人が新潟県の新潟市以外の市町村に事務所・事業所を設置した後、新潟市に事務所・事業所を設置した場合に、このような事務所・事業所まで網羅的に県税届出書が提出されていることは期待し難いと考えられる。また、概要に記載のとおり、法人が新潟市の2つ以上の区に事務所・事業所等を有する場合は、区ごとに均等割額を算定し、合計したものが均等割額となるが、ある法人が新潟市のある区に事務所・事業所を設置した後、新潟市の別の区に事務所・事業所を設置した場合に、このような事務所・事業所まで網羅的に県税届出書が提出されていることも期待し難いと考えられる。そのため、多店舗展開を行っているような小売業について、法人市民税の申告漏れが発生しているのではないかという観点から手続を実施した。

新潟市西区の一商業施設に入居しているテナントにつき、法人名を調査し、税総合システムの「法人住民税/本支店一覧」(以下、台帳)に登録されているか調査したところ、2法人については台帳に登録されていなかった。また、3法人については法人名が判明せず、台帳に登録されているか確認することができなかった。これら5法人については、法人市民税の申告漏れの可能性がある。

また、同商業施設のテナントについて、新潟市の西区以外の他区への出店状況について調査を行い、全ての店舗が台帳に登録されているか調査したところ、以下のとおり店舗が所在する全ての区について、網羅的には台帳に登録されていない店舗が発見された。

法人	出店状況	台帳登録状況
A	中央区、江南区、西区	中央区
B	中央区、西区、南区	西区、南区
C	東区、江南区、中央区、西区	中央区

例えば、A法人であれば、中央区分の均等割額しか申告していないが、江南区及び西区分の均等割額も徴収できる可能性があり、これらの法人については、法人市民税均等割の申告漏れの可能性が高い。

現状の調査手法によると、理容業、医療業、飲食業の調査に偏っていることから、調査における業種の偏りをなくするため、商業施設への入居テナントや、求人情報などをもとにした調査も行うなど、様々な業種が調査対象となるよう調査手法を工夫することが望まれる。

なお、人員面の制約から現状の調査以上の調査が困難である場合には、配置転換などによる人員の補充やシステム対応などにより人的資源を確保することが望ましい。上記のように、一商業施設の調査によっても、複数の法人市民税の申告漏れが疑われる事例が発見されていることから、コストに見合うだけの効果は期待できると考えられる。

しかしながら、予算等の関係でこれらの対応が困難であれば、保健所の理美容、医療業、飲食業開設データのなかから、過去の調査結果をもとに、申告漏れが発生しやすい業種に絞り込んで調査を行うなど、費用対効果が高い領域に絞り込んで集中的に人的資源を投入することにより、人的資源を捻出するなどの対応も考えられよう。このためにも、「新規に課税客体となる可能性がある法人の調査手続の文書化」に記載した調査手続の経過を別途リストとしてまとめることが望まれる。

意見 6

新規に課税客体となる可能性がある法人の調査において、理容業、医療業、飲食業の調査に偏っている。多店舗展開を行っているような小売業の申告漏れも摘発できるよう、商業施設への入居テナントや求人情報などをもとにした調査を行うなど、様々な業種が調査対象となるよう調査手法を工夫することが望まれる。

4. 事業所税

(1) 事業所税の概要

概要

事業所税は、道路、上・下水道、公園、教育文化施設などの整備にあてる目的税であり、都、指定都市（その周辺都市）及び人口 30 万人以上の都市で課税している。

納税義務者

事業所又は事業所において事業を行う法人又は個人

納税額

事業所税には、資産割と従業者割がある。それぞれの税額の算定方法は以下のとおりである。

	課税標準	税率
資産割	法人は事業年度終了の日、個人は 12 月 31 日現在の事業所床面積（ 1 ）	1 m ² 当たり 600 円
従業者割	法人は事業年度中、個人は 1 月から 12 月に支払われた従業者給与の総額（ 2 ）	0.25%

1：床面積が 1,000 m²以下の場合、課税されない。

2：従業者数が 100 人以下の場合、課税されない。

申告及び納税

事業所税の申告及び納税は以下のとおりである。なお、事業所の床面積が 800 m²を超える場合や従業者数が 80 人を超える場合は、納付すべき事業所税がなくても申告をしなければならない。

法人	事業年度終了の日から 2 カ月以内に申告納付
個人	算定期間（1 月～12 月）の翌年の 3 月 15 日までに申告納付

調定額の推移

事業所税の調定額の過去3年間の推移は、以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
資産割	3,846,159	3,921,827	3,919,998
従業者割	598,751	584,171	590,078
合計	4,444,910	4,505,998	4,510,076

(出典：新潟市提供資料)

法人市民税に係る組織体制

新潟市における事業所税に係る事務は市民税課法人・諸税係が担っており、市民税課法人・諸税係の組織体制は以下のとおりである。なお、下表の人数は平成28年4月1日時点の人数である。

課	係	人数	主な分掌事務
市民税課	法人・諸税係	9	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人の市民税の調査、賦課及び課税台帳等の管理に関する事項 ● 軽自動車税の調査、賦課、課税台帳等の管理及び総合調整に関する事項 ● 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等に関する事項 ● 市たばこ税、鉱産税、入湯税及び事業所税の調査、賦課及び課税台帳等の管理に関する事項

(2) 個別検出事項

申告書等の送付及び回収手続

新潟市は、前年度に事業所税の申告実績のある納税者などに対して事業所税の申告書様式一式を送付し、納税者による申告を促している。申告書様式の発送及び回収については、「申告書等送付先リスト」により管理しており、申告書様式の発送日付及び回収日付を同リストに記入している。

「申告書等送付先リスト」ファイルを開覧したところ、申告書が回収できていない先が散見された。申告書が回収できない先については、担当者が電話で提出を督促しているとのことであるが、その経過については「申告書等送付先リスト」に担当者がわかる程度の記載しかなく、なかには付箋に経緯が記載され、「申告書送付先リスト」ファイルに添付されている先もあった。

申告書の送付及び回収は、納税者からの申告を促す重要な業務であることから、新潟市としては、送付した申告書の回収について最善の努力を尽くすべきであり、十分な手続が行われているかどうか上席者もモニタリングを行うべきである。従って、タイムリーな回収ができない先については、担当者が実施した手続を「申告書送付先リスト」又はその他の書類に十分に記載し、上席者は新潟市として十分な手続を実施できているかレビューすべきである。

指摘 12

新潟市は、前年度に事業所税の申告実績のある納税者などに対して事業所税の申告書様式一式を送付し、納税者による申告を促している。申告書様式の送付及び回収は「申告書等送付先リスト」により管理しているが、申告書未回収先について、どのような手続を実施したのか十分な記載が行われていない。

申告書をタイムリーに回収できない事業所については、担当者が実施した手続を「申告書送付先リスト」又はその他の書類に十分に記載し、上席者は新潟市として十分な手続を実施できているかレビューすべきである。

新規に課税客体となる可能性がある法人・個人の調査

新潟市は、新規に事業所税の課税客体となる可能性がある法人・個人の有無を調査するため、固定資産税データより家屋の合計延床面積が800㎡超であるもの、法人市民税データより均等割人数が80人を超えるものを「事業所税申告対象要確認法人リスト」としてリストアップし、既に事業所税の申告義務者としてシステムに登録されているかどうか、また仮に登録されていなければ、申告義務者として登録する必要があるかどうかという観点から調査を行い、調査の経過や結果を「事業所税申告対象要確認法人リスト」の余白に記載している。

しかしながら、調査の経過や結果については、「事業所税申告対象要確認法人リスト」

の余白に、担当者がわかる程度の記載しか行われておらず、例えば、電話をかけたものの電話が繋がらなかった旨が記載されている一方、その後、電話が繋がったのか否かについて記載がない、あるいは、申告書様式一式を送付した旨が記載されている一方、その後、申告書が回収されたのか否かについて記載がないといった状況である。

また、調査の結果、申告義務者でないと判定されるのは、従業者割であれば、人材派遣会社等（課税区域外に派遣されている職員は、免税点の判定上、従業者数に含まれない）や小売・飲食業等（パートタイマーは、免税点の判定上、従業者数に含まれない）が多いが、「事業所税申告対象要確認法人リスト」上、調査の結果、申告義務者でないと判定した旨が記載されているのみで、どのような情報を入手した結果、申告義務者でないと判定したのかに関する経緯が明確に記載されていない。

事業所税の課税漏れを防止するため、担当者は新規に課税客体となる可能性がある法人の調査手続の経過及び結果を十分に記録し、上席者は、十分な手続が実施されているかという観点からレビューするべきである。

指摘 13

新潟市は、新規に事業所税の課税客体となる可能性がある法人・個人の有無を調査するため、固定資産税データより家屋の合計延床面積が 800 m²超であるもの、法人市民税データより均等割人数が 80 人を超えるものを「事業所税申告対象要確認法人リスト」としてリストアップし、既に事業所税の申告義務者としてシステムに登録されているかどうか、また仮に登録されていないければ、申告義務者として登録する必要がないかどうかという観点から調査を行い、調査の経過や結果を「事業所税申告対象要確認法人リスト」の余白に記載している。

しかしながら、調査の経過や結果については、「事業所税申告対象要確認法人リスト」の余白に、担当者がわかる程度の記載しか行われていない。事業所税の課税漏れを防止するため、担当者は新規に課税客体となる可能性がある法人の調査手続の経過及び結果を十分に記録し、上席者は、十分な手続が実施されているかという観点からレビューするべきである。

5. 固定資産税・都市計画税

(1) 固定資産税・都市計画税の概要

概要

固定資産税は毎年1月1日（賦課期日）現在で、土地、家屋、償却資産（以下、これらを総称して「固定資産」という）を所有している者が、その固定資産の価格を基に算定される税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金である。

固定資産税は、固定資産の保有と市町村の行政サービスとの間に一般的な受益関係が存在するという応益的な考え方に基づいて課税されるものである。

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税であり、毎年1月1日（賦課期日）現在で、都市計画法による市街化区域内に所在する土地及び家屋を所有している者が固定資産税と合わせて納める税金である。

なお、固定資産税・都市計画税の課税客体となる資産は以下のとおりである。

税目	区分	課税客体
固定資産税	土地	田、畑、宅地、山林、池沼、鉱泉地、牧場、原野その他の土地
	家屋	居宅、店舗、工場（発電所及び変電所を含む）、倉庫その他の建物
	償却資産	土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（構築物、機械装置、工具器具備品等）
都市計画税	土地	田、畑、宅地、山林、池沼、鉱泉地、牧場、原野その他の土地（固定資産税と同様）
	家屋	居宅、店舗、工場（発電所及び変電所を含む）、倉庫その他の建物（固定資産税と同様）

納税義務者

固定資産税・都市計画税の納税義務者は、その年の1月1日（賦課期日）において市町村に所在する固定資産を所有している者である。

区分	納税義務者
土地	登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者
家屋	登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている者

税額

固定資産税・都市計画税の税額は「課税標準×税率」により算出される。

課税標準

固定資産税の課税標準は固定資産評価基準に基づいて適正に評価された価格であり、固定資産課税台帳に登録された額であるが、住宅用地については税負担を特に軽減する必要性から、課税標準の特例措置（以下、「住宅用地特例」という）が講じられている。

用地区分	税区分	課税標準額
一般住宅用地 (住宅の床面積の10倍を限度)	固定資産税	価格の1/3
	都市計画税	価格の2/3
小規模住宅用地 (200㎡以下の部分)	固定資産税	価格の1/6
	都市計画税	価格の1/3

なお、住宅用地以外にも公益事業用地や被災住宅用地等において課税標準の特例措置が講じられている。

税率

固定資産税の税率は地方税法第350条第1項にて標準税率が定められており、具体的に適用される税率は各市町村が条例により定めることとされている。

都市計画税においては地方税法第702条の4にて制限税率のみが定められており、具体的に適用される税率は各市町村が条例により定めることとされている。

なお、標準税率とは地方税法に規定されている通常の税率であり、制限税率とは課税する場合にこれを超えてはいけない税率をいう。

区分	標準税率	制限税率	新潟市の税率
固定資産税	1.4%	-	1.4%
都市計画税	-	0.3%	0.28%

免税点

課税標準となるべき額が次の免税点未満の場合は、固定資産税は課税されない（地方税法第351条）。

なお、免税点未満のため固定資産税が課されない土地・家屋に対しては、都市計画税は課されない（地方税法702条の2）。

区分	免税点
土地	30 万円
家屋	20 万円
償却資産	150 万円

非課税

固定資産税における非課税制度には所有者の性格による非課税（人的非課税）と固定資産の性格又は用途による非課税（用途非課税）がある。

・所有者の性格による非課税（人的非課税）

国、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区が所有している資産に対して、その公的な性格に鑑み、かつ、相互非課税の観点から、固定資産税は非課税とされている（地方税法第 348 条第 1 項）。

・固定資産の性格又は用途による非課税（用途非課税）

地方税法では人的非課税のほか、固定資産の性格又は固定資産の用途の特質に鑑み、以下のような固定資産に係る固定資産税は非課税とされている。

- 国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び財産区が公用又は公共の用に供する固定資産
- 公共の用に供する道路、運河用地及び水道用地
- 学校法人又は私学学校法第 64 条第 4 項の法人（以下、「学校法人等」という）が設置する学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産
- 学校法人等が設置する寄宿舍で学校教育法第 1 条の学校又は同法第 82 条の 2 の専修学校に係るものにおいて直接その用に供する固定資産
- 公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人又は社会福祉法人が設置する幼稚園において直接保育の用に供する固定資産
- 社会福祉法人が生活保護法に規定する保護施設の用に供する固定資産
- 社会福祉法人、公益社団法人又は公益財団法人等一定の者が児童福祉法に規定する児童福祉施設の用に供する固定資産

他多数。

調定額の推移

固定資産税・都市計画税の調定額の過去3年間の推移は、以下のとおりである。

(単位：人、千円)

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
固定資産税				
土地	納税義務者数	237,708	238,594	239,261
	調定額	18,147,306	18,181,712	18,084,744
家屋	納税義務者数	249,171	250,769	252,182
	調定額	22,640,134	22,067,681	22,613,073
償却資産	納税義務者数	8,875	9,406	9,495
	調定額	7,443,770	7,588,581	7,518,259
国有資産等所在市町村交付金		233,717	225,122	244,274
都市計画税				
土地	納税義務者数	191,733	192,610	193,263
	調定額	3,964,382	3,976,423	3,965,248
家屋	納税義務者数	202,685	204,147	205,383
	調定額	3,915,578	3,826,026	3,916,029
合計		56,344,887	55,865,545	56,341,627

(出典：新潟市提供資料)

減免制度

地方税法第367条では「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる」旨が規定されており、新潟市においては新潟市市税条例第67条にて以下の固定資産の所有者に対する固定資産税を減免する旨を規定している。

- 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
- 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）
- 災害により著しく価値を減じた固定資産
- その他特別の事情により著しく納税が困難となった者の所有する固定資産

固定資産税の減免に係る過去3年間の推移は以下のとおりである。

(単位：件、千円)

区分	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額
土地	973	40,977	959	37,316	989	37,724
家屋	1,389	68,339	1,359	63,751	1,401	64,086
償却資産	39	13,439	42	15,517	34	14,776
合計	1,725	122,754	1,665	116,583	1,740	116,585

(出典：新潟市提供資料)

固定資産税・都市計画税に係る組織体制

新潟市における固定資産税・都市計画税に係る事務は財務部資産評価課及び財務部市税事務所資産税課が担っており、各課の組織体制は以下のとおりである。

なお、下表の人数は平成 28 年 4 月 1 日時点の人数であり、特定の係に属さない課長、課長補佐は含まれていない。

課	係	人数	主な分掌事務
資産 評価 課	管理係	4	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定資産税及び都市計画税の調定並びに課税台帳及び名寄帳の管理に関する事項 ● 国有資産等所在市町村交付金に関する事項 ● 税務事務に係る審査請求等に関する事項 (課の所管する事務に係る決裁を除く)
	土地企画係	4	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地の評価事務に係る企画、指導及び調整に関する事項 ● 土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課業務に係る企画、指導及び調整に関する事項
	家屋企画係	5	<ul style="list-style-type: none"> ● 家屋の評価事務に係る企画、指導及び調整に関する事項 ● 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課業務に係る企画、指導及び調整に関する事項
資産	管理係	8	<ul style="list-style-type: none"> ● 資産税課の所管する事務に係る資産税分

課	係	人数	主な分掌事務	
税課			室との連絡調整に関する事項 ● 固定資産税及び都市計画税の名寄帳及び公図副本の管理に関する事項 ● 課及び資産税分室の所管する事務に係る審査請求等に関する事項 ● 課の庶務に関する事項	
	土地第1係	6	● 土地の調査及び評価に関する事項 ● 土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事項 ● 公図副本の閲覧に関する事項 (東区、中央区、西区を所管)	
	土地第2係	6	土地第1係と同じ(東区、中央区、西区を所管)	
	家屋第1係	10	● 家屋の調査及び評価に関する事項 ● 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事項 (東区、中央区、西区を所管)	
	家屋第2係	11	家屋第1係と同じ(東区、中央区、西区を所管)	
	償却資産係	5	● 償却資産の調査及び評価に関する事項 ● 償却資産に係る固定資産税の賦課に関する事項 ● 特別土地保有税の調定及び賦課並びに課税台帳の管理に関する事項	
	資産税第1分室	土地係	10	土地第1係と同じ(江南区、秋葉区、北区を所管)
		家屋係	12	家屋第1係と同じ(江南区、秋葉区、北区を所管)
	資産税第2分室	土地係	6	土地第1係と同じ(南区、西蒲区を所管)
		家屋係	7	家屋第1係と同じ(南区、西蒲区を所管)

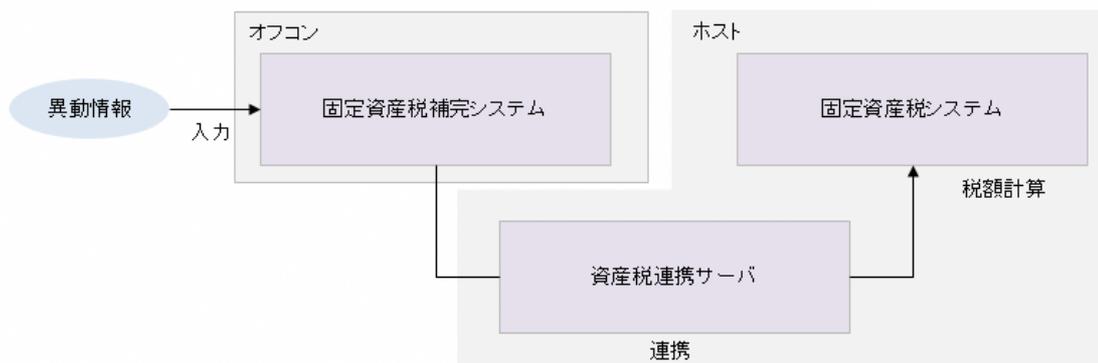
固定資産税・都市計画税の賦課業務に係る情報システム

固定資産税・都市計画税の賦課業務は固定資産税補完システムと固定資産税シス

テムを連携して行われる。

固定資産税補完システムは、オフコン上に構築したオンラインシステムであり、固定資産税・都市計画税の賦課に係る基本情報が登録され、固定資産税システムに、異動情報を連携するためのシステムである。

固定資産税システムは、固定資産税補完システムから連携された情報を基に税額計算や納税通知書の作成等を行うシステムである。



(2) 個別検出事項（土地・家屋）

住宅用地特例の適用

「(1) 固定資産税・都市計画税の概要」に記載のとおり、住宅用地に対しては住宅用地特例が設けられており、住宅用地特例の対象になると以下のように課税標準額が圧縮され、税額が少なくなる。

用地区分	税区分	課税標準額
一般住宅用地 (住宅の床面積の10倍を限度)	固定資産税	価格の1/3
	都市計画税	価格の2/3
小規模住宅用地 (200㎡以下の部分)	固定資産税	価格の1/6
	都市計画税	価格の1/3

住宅用地特例が適切に適用されていることを検討するため、サンプルを抽出し、住宅用地特例の適用状況を確認した。

なお、抽出方法、抽出条件は以下のとおりである。

抽出方法、抽出条件			
<ul style="list-style-type: none">● 中央区、西区、江南区、南区の土地及び家屋の固定資産税補完システムの課税データを基に、土地と家屋の地番をマッチングし、土地が住宅用地特例を受けており、家屋の用途が非住宅（店舗、工場、病院等）となっているイレギュラーな組み合わせを抽出（登録されている筆のうち0.35%が検出）● 抽出されたイレギュラーな組み合わせから無作為でサンプルを抽出			
	固定資産補完システム 登録課税件数（筆）	イレギュラーな組 み合わせ（筆）	サンプル件数 （筆）
中央区	96,415 件	196 件	10 件
西区	165,523 件	121 件	10 件
江南区	108,168 件	761 件	13 件
南区	83,294 件	519 件	10 件
上記計	453,400 件	1,597 件	43 件

その結果、住宅用地特例を適用すべきでないと思われる土地に対して住宅用地特例を適用しているもの（課税誤り）が8件（平成28年度の課税誤り金額は452千円）、固定資産税補完システムに登録されている家屋の用途が現況と整合していないもの（登録誤り）が10件検出された。

課税誤りがあった事案は、家屋の建築年が相当程度古く、詳細な経緯は不明であるが、家屋の用途が変更された際に土地に係る住宅用地特例を適用除外としなかったことや、住宅用地特例を適用している土地が分筆された際に分筆後の土地の用途を確認せず、住宅用地特例をそのまま適用したこと等が原因と推察される。

現在は、家屋の用途変更が行われる際には、家屋係から土地係に異動情報が提供され、土地係が異動情報を基に調査（実地調査を含む）を実施して土地の地目認定を行っている。また、土地が分筆された場合には、土地係が実地調査を実施し現況を確認した上で土地の地目認定を行っており、GIS（地理情報システム）の利用により土地の特定の精度も向上している。さらに、土地係と家屋係が用途・地目の整合性を確認しているため、新たに同様の課税誤りが生じる可能性は高くないと考えられる。

登録誤りがあった事案は、固定資産税補完システムに登録された家屋の用途は誤っているものの、家屋の現況は住宅であることから、土地に対して住宅用地特例を適用することに問題はない。また、家屋の用途が異なれば家屋の課税標準額を算定する際に用いる経年減点補正率も異なってくるが、本事案に関しては経年減点補正率の下限である0.2を適用していたため、家屋の税額にも影響はなかった。

また、登録誤りがあった事案も詳細な経緯は不明であるが、過去に住宅以外の用途で使用していた家屋を住宅に用途変更した際に土地の登録は修正したが、税額に影響がないため、家屋の用途を変更しなかったことが原因と推察される。

現在は家屋の用途変更があった場合は、家屋係が実地調査により用途の確認を行っており、税額への影響の有無にかかわらず固定資産税補完システムの変更登録を行っている。さらに土地係と家屋係により用途・地目の整合性を確認しているため、新たに同様の登録誤りが生じる可能性は高くないと考えられる。

しかし、包括外部監査人がサンプル抽出した中から複数の課税誤りや登録誤りが発見されたことから、異動情報のない固定資産に関して他にも同様の課税誤りや登録誤りがあるものと推察される。

そのため、本包括外部監査で実施したような固定資産税補完システムデータを利用した土地と家屋の組み合わせによる調査手続を全ての土地、家屋について実施する必要がある。なお、固定資産税・都市計画税は大量の物件を基に課税する制度であり、現状のシステム登録状況では土地と家屋の紐付けが不完全なことから、システムで機械的に潜在的な課税誤りや登録誤りを発見・是正するような事務手続やチェック体制を早急に整備し、定期的実施することが必要である。

指摘 14

固定資産税補完システムデータを基に、土地と家屋の地番をマッチングし、土地が

住宅用地特例を受けており、家屋の用途が非住宅（店舗、工場、病院等）となっているイレギュラーな組み合わせ（登録されている筆のうち 0.35%）からサンプルを抽出し、住宅用地特例の適用状況を検討したところ、住宅用地特例を適用すべきでないと思われる土地に対して住宅用地特例を適用しているものが発見された。課税の公平性の観点から、本包括外部監査で実施したような固定資産税補完システムデータを利用した土地と家屋の組み合わせによる調査手続を実施する必要がある。なお、固定資産税は大量の物件を基に課税する制度であり、現状のシステム登録状況では土地と家屋の紐付けが不完全なことから、システムで機械的に潜在的な課税誤りや登録誤りを発見・是正するような事務手続やチェック体制を早急に整備し、定期的実施することが必要である。

マンション（併用住宅）における住宅用地特例

「(1) 固定資産税・都市計画税の概要」に記載のとおり、住宅用地に対しては住宅用地特例が設けられており、以下のいずれかに該当する場合は住宅用地特例の対象となる。

- 専用住宅（専ら人の居住の用に供する家屋）の敷地の用に供されている土地で、その上に存在する家屋の総床面積の 10 倍までの土地
- 併用住宅（その一部を人の居住の用に供されている家屋で、その家屋の床面積に対する居住部分の割合が 4 分の 1 以上あるもの）の敷地の用に供されている土地のうち、その面積に下表の率を乗じて得た面積（住宅用地の面積がその上に存在する家屋の床面積の 10 倍を超えているときは、床面積の 10 倍の面積に下表の率を乗じた面積）に相当する土地

家屋の種類	住居部分の割合	住宅用地率
下に掲げる家屋以外の家屋	4 分の 1 以上 2 分の 1 未満	0.5
	2 分の 1 以上	1.0
地上階数 5 以上を有する耐火建築物である家屋	4 分の 1 以上 2 分の 1 未満	0.5
	2 分の 1 以上 4 分の 3 未満	0.75
	4 分の 3 以上	1.0

土地及び家屋の固定資産税補完システムデータを基にサンプルを抽出し、上記取り扱いが適切に行われているか確認したところ、地上階数 5 以上を有する耐火建築物であるマンションにおいて、住宅部分の割合が 60.6%（住居 3,133.53 m²、非住居 2,036.87 m²）であるにもかかわらず、マンション敷地の面積に住宅用地率（0.75）を乗じず、マンション敷地の面積全てに対して住宅用地特例を適用している事案が 1 件検出された。

住宅用地の特例対象となる土地の算定は、例えば、1,000 m²の土地の住宅用地率が

0.75 の場合、750 m²に関して住宅用地の特例対象となるが、250 m²に関しては住宅用地の特例対象とはならないことになる。

そのため、平成 28 年度の当該マンションに係る土地に係る課税額は、住宅用地率を考慮して試算した税額と比較すると約 24 万円少ない額（課税漏れ）となっている。

新潟市内の併用住宅全てに関して住宅用地率の確認を行うことは実務上困難とのものであるため、少なくとも所有者・用途が頻繁に変わる可能性の高いマンション等の集合住宅に関しては、定期的に住宅用地率の確認を行い、適切な課税事務に努めるべきである。

指摘 15

併用住宅における住宅用地特例は、住宅部分の割合に応じて住宅用地率が決定され、特例対象となる土地面積が決定されることになるが、住宅用地率を考慮せず、住宅用地特例を適用している併用住宅（マンション）が 1 件検出された。これに伴い、課税額が約 24 万円過少となっていた。

併用住宅全てに関して住宅用地率の確認を行うことは実務上困難とのものであるため、少なくとも所有者・用途が頻繁に変わる可能性の高いマンション等の集合住宅に関しては、定期的に住宅用地率の確認を行い、適切な課税事務に努めるべきである。

用途非課税適用除外時における調査の十分性

「(1) 固定資産税・都市計画税の概要」に記載のとおり、固定資産税における非課税制度には人的非課税と用途非課税がある。このうち、法人等の施設の設置にかかる用途非課税については納税義務者が「固定資産税非課税規定の適用申請書」を提出し、これを基に新潟市資産税課職員が現地確認を実施した上で審査・決裁を行い、用途非課税の決定がなされている。

新潟市では、一度非課税の決定を行った後は継続して非課税の要件を満たしているかの確認は行っておらず、所有形態の変更や外観的に転用が明らかでない場合は、納税義務者からの申請に依存し、「固定資産税非課税規定適用除外申請書」の提出がない限り、用途非課税の取り扱いを継続している。

平成 28 年度の「固定資産税非課税規定適用除外申請書」を閲覧したところ、用途非課税の適用を受けている土地（現状は更地）について資産税課職員が売地になっていることを発見したため、現地確認及び土地所有者への確認を行い、土地所有者に「固定資産税非課税規定適用除外申請書」を提出してもらい、平成 28 年度より課税する旨の決定をしている事案があった。

当該土地は「学校法人が設置する学校において直接教育の用に供する固定資産」として平成 3 年より用途非課税の適用を受けていたが、非課税を決定した際の書類が残

っておらず、具体的にどのような利用状況で教育の用に供していたのか不明である。

新潟市は当該土地について、平成 26 年の航空写真を確認し現状と変わらず更地であることを確認しているが、更地での利用についてはいつから用途非課税の要件を満たしていなかったか判断することが困難であるとして、過去に遡って課税は行わず、平成 28 年度より課税する旨を決定している。

これについて包括外部監査人が平成 26 年以前の航空写真を依頼し状況を確認したところ、平成 17 年の航空写真では家屋が建っていたが、平成 20 年の航空写真では家屋が取り壊され更地になっていることが確認できた。そのため、当該土地が用途非課税の適用を受けていたのは直接教育の用に供する家屋に付随して非課税の適用を受けていたものと考えられ、家屋を取り壊した時点で用途非課税の要件を満たしていなかったのではないかと推察される。また、土地の所有者である学校法人や近隣住民に過去にどのように利用していたのか聞き取りを行えば、いつから非課税の要件を満たしていなかったのか特定することは可能であったと考えられる。

本来、「固定資産税非課税規定適用除外申請書」は、所有者である学校法人が用途非課税の要件を満たさなくなった時点で適時に提出するものであるが、本件のように自発的に「固定資産税非課税規定適用除外申請書」が提出されないケースについては、課税の公平性の観点から、いつから用途非課税の要件を満たしていなかったのか適切に調査を実施し、過年度に遡及して課税すべきである。

なお、本事案に関して平成 28 年度に課税した税額は固定資産税と都市計画税を合わせて 639 千円であり、同額を 5 年間遡及すると仮定した場合の影響額は 3,195 千円となる。

指摘 16

本来、「固定資産税非課税規定適用除外申請書」は、用途非課税の適用を受けている固定資産の所有者が用途非課税の要件を満たさなくなった時点で適時に提出するものであるが、自発的に「固定資産税非課税規定適用除外申請書」が提出されないケースについては、課税の公平性の観点から、いつから用途非課税の要件を満たしていなかったのか適切に調査を実施し、過年度に遡及して課税すべきである。

なお、「固定資産税非課税規定の適用申請書」の保存期限は従来 5 年であったが、平成 20 年度より 30 年に改められている。そのため、平成 2 年に提出されたであろう「固定資産税非課税規定の適用申請書」が破棄されていること自体は規程違反ではないが、本事案のように具体的にどのような目的で教育の用に供していたのかわからなくなってしまうと適切な課税事務を遂行する上で支障をきたすことになるため、「固定資産税非課税規定の適用申請書」を確認しなくても具体的な目的・用途がわかるように固定資産税補完システムに登録することが望ましい。

意見 7

用途非課税の固定資産に関しては具体的な用途・目的がわかるように固定資産税補完システムに登録することが望ましい。

用途非課税に関する定期的な用途確認

「用途非課税適用除外時における調査の十分性」に記載した事案のように、現在用途非課税の適用を受けている固定資産の中には、当初の用途と変わっているにもかかわらず、「固定資産税非課税規定適用除外申請書」が提出されていない固定資産が相当数あると推察される。

課税の公平性の観点から用途非課税の適用を受けている資産に関しては定期的に現地確認を行う等、継続して非課税の要件を満たしていることを確認することが望ましい。

意見 8

用途非課税の適用を受けている資産に関しては定期的に現地確認を行う等、継続して非課税の要件を満たしていることを確認することが望ましい。

なお、用途非課税に関する定期的な用途確認の実効性を確保するためには用途非課税対象資産のリストの整備が重要と考えられる。

現在、新潟市において土地及び登記されている家屋については用途非課税対象資産を固定資産税補完システムに登録しているが、未登記の家屋に関しては固定資産税補完システムに登録しておらず、用途非課税対象資産を網羅的に把握できていない状況にある。

そのため、未登記の家屋に関しても固定資産税補完システムに登録し、用途非課税対象資産のリストを整備することが望ましい。

意見 9

現在、新潟市において未登記の家屋に関しては固定資産税補完システムに登録しておらず、用途非課税対象資産を網羅的に把握できていない状況にあるため、未登記の家屋に関しても固定資産税補完システムに登録し、用途非課税対象資産のリストを整備することが望ましい。

固定資産税補完システムへの登録

固定資産税補完システムの土地及び家屋のデータから、非課税の適用を受けている土地と同じ地番の課税家屋をサンプルとして抽出し、土地及び家屋の現況を確認した

ところ、境内地(土地)の上に自治会事務所(家屋)が登録されている事案があった。

これは宗教法人が所有する土地(墓地・境内地)の一部を無償で自治会に貸し付け、自治会は無償で借り受けた土地に自治会事務所(公民館)を建築したものである。

土地の現況、システムへの登録、課税状況は以下のとおりであり、自治会への貸付部分に関しても固定資産税補完システム上、墓地・境内地として登録され、非課税の適用を受けていた。

	境内地として利用部分	自治会への貸付部分
土地の現況	墓地・境内地	自治会事務所として利用
システムの登録	墓地・境内地	
課税状況	非課税	

当該土地のうち、自治会への貸付部分は境内地ではないため非課税とはならず、課税対象の土地となる。ただし、自治会に対して無償で貸し付けていることから、減免対象となり、結果として税額がゼロになる。そのため、課税漏れは生じていないが、固定資産補完システムへの登録は現況に合わせて適切に登録すべきである。

指摘 17

課税対象となる土地が固定資産税補完システムに非課税として登録されていた。当該事案は全額減免対象となることから、結果として課税漏れは生じていないが、固定資産税補完システムへの登録は現況に合わせて適切に登録すべきである。

(3) 個別検出事項（償却資産）

固定資産税（償却資産）の調査

固定資産税は賦課課税方式を採用しているが、償却資産に関しては自治体が課税客体を捕捉することが困難であることから、事業者に対し申告義務を課しており、限りなく申告課税方式に近いものとなっている。

一方で償却資産に係る申告義務があるにもかかわらず、申告を行わない事業者（以下、「未申告事業者」という）や課税対象となる資産を申告から除外する事業者（以下、「過少申告事業者」という）もあるといわれており、各自治体において課税客体を捕捉すべく様々な取組を行っている。

新潟市においては、固定資産税（償却資産）の未申告事業者及び過少申告事業者を捕捉するために税務署で国税関係書類の閲覧による調査（以下、「税務署調査」という）を実施している。

税務署調査における調査項目は以下のとおりである。

区分	調査資料	調査の内容
法人	法人税確定申告書	A) 未申告事業者の調査 新潟市の税務システムに宛名のない法人の法人税申告書等を閲覧し、免税点を超える固定資産を有する法人を調査
		B) 免税点未満の法人の調査 新潟市の税務システムに宛名のある先で課税標準額が免税点未満として把握している法人が調査年度において免税点を超える固定資産を有していないか調査
個人	所得税確定申告書	営業所得、農業所得、不動産所得のある個人で合計所得 300 万円以上のものを対象とし、所得税青色申告決算書・収支内訳書に償却資産の減価償却費の計上があり、未申告状態のものを調査

平成 28 年度においては上記の税務署調査で収集した情報を基に法人・個人合わせて 432 件に対して調査表及び申告書を送付し、35,520 千円（133 件）の課税を行っており、一定の成果を上げている。

(単位：件、千円)

	調査票送付件数	申告件数	課税件数	課税金額
法人	150	121	70	25,154
個人	282	155	63	10,365
合計	432	276	133	35,520

(出典：新潟市提供資料)

しかし、新潟市が実施している過少申告事業者の調査は課税標準額が免税点未満の事業者に限定しており、課税標準額が免税点を超える事業者に関しては、調査対象となっていないのが現状である。

新潟市において課税標準が免税点を超えている事業者は法人 7,863 件、個人 1,623 件あり、ある程度の規模が大きい事業者が意図的に過少申告を行っていたとすれば、その影響額も大きくなると想定される。そのため、課税標準額が免税点を超える事業者に対しても過少申告調査を実施することが望まれる。

過少申告事業者の調査は実地調査によることが最も有用な調査方法と考えられるが、闇雲に実地調査を実施することは効率的ではないため、まずは税務署調査での調査項目に加えることや事業者に対し固定資産台帳の提出を求め、過少申告調査を机上で行うことが有用と考えられる。

意見 10

新潟市においては、固定資産税（償却資産）の未申告事業者及び過少申告事業者を捕捉するために税務署調査を実施しているが、税務署調査の調査項目に課税標準が免税点を超える事業者に対する過少申告調査が含まれていない。

ある程度の規模が大きい事業者が意図的に過少申告を行っていたとすれば、その影響額も大きくなると考えられるため、課税標準が免税点を超える事業者に対しても過少申告調査を実施することが望ましい。

過少申告事業者の調査は実地調査によることが最も有用な調査方法と考えられるが、闇雲に実地調査を実施することは効率的ではないため、まずは税務署調査での調査項目に加えることや事業者に対し固定資産台帳の提出を求め、過少申告調査を机上で行うことが有用と考えられる。

なお、新潟市において償却資産担当者は 5 人しかおらず、現状の調査で手一杯であり、調査対象を広げるための体制が整っていない状況にある。これについては「調査に係る体制の整備」において後述する。

固定資産税（償却資産）の申告書未提出事業者への対応

地方税法第 383 条において「固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、毎年 1 月 1 日現在における償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、その他当該資産の価格決定に必要な事項を 1 月 31 日までに償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない」旨が規定されており、固定資産税（償却資産）の申告書は本来、納税義務者が自発的に市町村に提出すべきものである。

しかし、申告書が提出されるのを受け身で待っているだけでは適切な課税ができないため、新潟市では税務署調査等により把握した納税義務がある可能性のある事業者を固定資産税システムに宛名登録し、宛名登録のある事業者全てに対して申告書を送付している。申告書の発送、催告の流れは以下のとおりである。

	時期	対象	手法
申告書の発送	12 月	固定資産税システムに宛名が登録されている全ての事業者	申告書の郵送
催告	4 月	未申告事業者のうち、固定資産税システムに登録されている課税標準額が 50 万円以上の事業者	督促状の郵送
再催告	9～11 月	未申告事業者のうち、固定資産税システムに登録されている課税標準額が免税点以上の事業者	電話等

新潟市は上記のように納税義務者に対して申告書の提出を促しているが、それでも申告書を提出しない事業者が相当程度あり、平成 28 年度では課税標準が免税点以上の未申告事業者は 133 件であった。

申告書が提出されない事業者に対しては課税台帳に登録されている償却資産を基礎に課税しているため、課税年度に償却資産の新規取得や除売却があっても、その償却資産は税額計算に反映されないことになるが、翌年度以降申告書が提出されれば、過去に課税されていない償却資産に対して過年度更正を行い過去に遡及して課税している。

一方、地方税の徴収権は法定期限から 5 年間行使しないことによって時効により消滅することになるため、5 年を超えて遡及して課税することはできない（地方税法第 18 条 1 項）。

平成 28 年度に未申告だった免税点以上の事業者のうち、5 年間申告書が提出されていない事業者は 8 件あり、これらの事業者に関してはすでに徴収権が時効により消滅しているものと推察される。

平成 28 年度未申告事業者	うち過去 3 年未申告事業者	うち過去 5 年未申告事業者
133 件	22 件	8 件

一定期間申告書の提出がない事業者に対しては実地調査を行うなど、課税漏れが生じないように対応が望まれる。

意見 11

一定期間申告書の提出がない事業者に対しては実地調査を行うなど、課税漏れが生じないように対応が望まれる。

実地調査の未実施

地方税法第 408 条では、「市町村長は、固定資産評価員又は固定資産評価補助員に当該市町村所在の固定資産の状況を毎年少なくとも一回実地に調査させなければならない。」と規定しており、新潟市ではこれに基づき償却資産実地調査要領を作成している。

償却資産実地調査要領では企業区分ごとに調査計画を立てて実地調査を行う旨を規定しているが、新潟市において調査計画は作成されておらず、実地調査は実施されていない。

(実地調査の計画)

5 償却資産の実地調査は、税負担の公平性からすべての企業の所有する資産について、毎年 1 回は細部にわたって綿密な調査を行うことが望ましいが、その資産の変動の有無及び状況等について、評価上特に影響がないと考えられる場合を除き、評価事務上の時間的な制約をも考慮して、次の区分により調査計画を立てて、実地調査を行うものとする。

(1) 企業区分

ア 大規模企業（決定価格 1 億円以上）

イ 中規模企業（決定価格 1 千万円以上 1 億円未満）

ウ 小規模企業（決定価格 1 千万円未満）

（出典：「償却資産実地調査要領」）

実地調査が実施されていない理由として現状の調査業務等で手一杯で実地調査まで手が回らないことがあげられる。

新潟市では税務署調査にて未申告事業者や過少申告事業者の捕捉に努めており、税務署調査で矛盾点がある事業者に対しては調査表を送付し回答を入手している。また、

調査表を回収できない場合や合理的な回答を得られない場合は電話で督促・再確認を行っているが、それでも問題が解消しない場合はそれ以上の調査は実施していない。このように税務署調査や机上での調査には限界があるため、課税の公平性の観点から必要と認められる場合には実地調査を実施すべきである。

指摘 18

「償却資産実地調査要領」において、企業区分ごとに調査計画を立てて実地調査を行う旨を規定しているが、新潟市において調査計画は作成されておらず、実地調査は実施されていない。「償却資産実地調査要領」に従い、調査計画を作成し、実地調査を実施すべきである。

なお、調査計画の作成に際しては人的資源に限りがあることから、機械的に調査先を選定するのは効率的ではなく、課税の公平性の観点から実地調査が必要と認められる事業者を調査対象とすることが望まれる。

調査に係る体制の整備

「固定資産税(償却資産)の調査」「実地調査の未実施」に記載した意見・指摘の原因は、償却資産に係る課税事務を担当する資産税課償却資産係の担当者が5人しかおらず、現状の調査事務等で手一杯であることが原因と考えられる。償却資産は課税客体を捕捉することが困難な税目であり、潜在的な課税漏れは相当程度あるものと推測される。

現状、償却資産に関して十分な調査事務ができていないことから、業務フローの見直しやシステム対応、配置転換などによる人員の補充により、調査にあたる人員数を増やし調査事務体制を強化することが課税の公平性を担保することに繋がり、さらに高い費用対効果も期待できる。

償却資産について充実した調査を実施することが可能となる体制を整備することが望まれる。

意見 12

現状、償却資産に関して十分な調査事務ができていないことから、業務フローの見直しやシステム対応、配置転換などによる人員の補充により調査事務体制を強化することが課税の公平性を担保することに繋がり、さらに高い費用対効果も期待できる。

償却資産について充実した調査を実施することが可能となる体制を整備することが望まれる。

6. 軽自動車税

(1) 軽自動車税の概要

概要

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(以下、これら総称して「軽自動車等」という)の所有者又は使用者に対して課税される税金である。

軽自動車税は、軽自動車等の所有の事実に見出し課税する税であり、課税客体を軽自動車等としていることから、資産税としての性格を有しているとともに、道路損傷負担金的な性格も有している。

納税義務者

軽自動車税の納税義務者は、その年の4月1日(賦課期日)現在、新潟市内に主たる定置場のある軽自動車等を所有している者である。ただし、割賦販売などで所有権が留保されている場合は、買主(使用者)に課税される。

軽自動車税の申告と納税額

・ 軽自動車等の異動の申告

軽自動車等を所有しているかどうかは、申告に基づいて判断する。新たに軽自動車等の所有者となった場合は15日以内に、廃車や譲渡などをした場合は30日以内に申告をする必要がある。

申告場所については以下のとおりである。

車種	申告場所
原動機付自転車及び小型特殊自動車	市民税課、各税務センター、各出張所又は各連絡所
二輪の軽自動車(125cc を超え250cc 以下)	全国軽自動車協会連合会 新潟県事務取扱所
二輪の小型自動車(250cc を超える)	北陸信越運輸局 新潟運輸支局
四輪・三輪の軽自動車	軽自動車検査協会 新潟主管事務所

・ 軽自動車税の納税額

軽自動車税の納税額については地方税法において、軽自動車等の区分により標準税率(年額)が定められており、各都道府県はこの標準税率(年額)を基準として条例で定めている。

税率については次の通りである。

車種区分		税率(年額)
原動機付自転車	総排気量が 50cc 以下のもの(ミニカーを除く)、または電動で定格出力が 600W 以下のもの	2,000 円
	総排気量が 50cc を超え 90cc 以下のもの、または電動で定格出力が 600W を超え 800W 以下のもの	2,000 円
	総排気量が 90cc を超え 125cc 以下のもの、または電動で定格出力が 800W を超え 1,000W 以下のもの	2,400 円
	三輪以上で総排気量が 20cc を超え 50cc 以下(電動で定格出力が 250W を超え 600W 以下)のものうち、車室を有するもの又は左右の車輪の間の距離が 50cm を超えるもの(ミニカー等)	3,700 円
二輪の軽自動車(総排気量が 125cc を超え 250cc 以下のもの)		3,600 円
二輪の小型自動車(総排気量が 250cc を超えるもの)		6,000 円
小型特殊自動車	農耕用(最高速度が時速 35km 未満のトラクタ・田植機など)	2,400 円
	その他(農耕作業用以外の指定用途の車両で最高速度が時速 15km 以下のフォーク・リフトなど)	5,900 円
雪上車(総排気量が 660cc 以下のもの)		3,600 円
三輪(総排気量が 660cc 以下のもの)		3,900 円
四輪以上(総排気量 660cc 以下のもの)	乗用営業用車	6,900 円
	乗用自家用車	10,800 円
	貨物用営業用車	3,800 円
	貨物用自家用車	5,000 円

調定額の推移

軽自動車税の調定額の過去3年間の推移は以下の通りである。

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
原動機付自転車	29	28	52
軽自動車	1,407	1,448	1,627
小型特殊自動車	35	35	51
二輪の小型自動車	34	33	50

(出典：新潟市提供資料)

減免の推移

軽自動車税における減免制度と過去3年間の推移は以下の通りである。

(単位：件、千円)

区分	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
生活保護	21	108	35	174	44	273
身体障害者等	1,486	10,043	1,601	10,942	1,736	13,269
公益のために直接専用するもの	460	2,878	450	2,917	441	3,153
合計	1,967	13,030	2,086	14,033	2,221	16,696

(出典：新潟市提供資料)

軽自動車税に係る組織体制

新潟市における軽自動車税に係る事務は本庁の市民税課法人・諸税係及び各区税務センターが担っており、本庁の市民税課及び各区税務センターの組織体制は以下の通りである。

なお、下表の人数は平成 28 年 4 月 1 日時点の人数であり、特定の係に属さない課長、課長補佐は含まれていない。

課	係	人数	主な分掌事務
市民税課	法人・諸税係	9	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人の市民税の調査、賦課及び課税台帳等の管理に関する事項 ● 軽自動車税の調査、賦課、課税台帳等の管理及び総合調整に関する事項 ● 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等に関する事項 ● 市たばこ税、鉱産税、入湯税及び事業所税の調査、賦課及び課税台帳等の管理に関する事項
	北税務センター	6	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人の市民税及び県民税の調査、賦課及び課税台帳等の管理に関する事項 ● 軽自動車税の調査、賦課、課税台帳等の管理に関する事項 ● 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等に関する事項 ● 市税証明等に関する事項 ● 市税証明等に係る手数料の徴収及び市税等の収納に関する事項 ● 市税等に係る申告書、申請書、届出書その他の書類の受理等に関する事項 ● 市の収入金の収納に関する事項（北税務センター、東税務センター、西税務センターのみ）
	東税務センター	8	
	江南税務センター	6	
	秋葉税務センター	6	
	南税務センター	6	
	西税務センター	8	
	西蒲税務センター	4	

(2) 個別検出事項

新所有者からの標識(ナンバープレート)交付確認印の受領漏れ

原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識(ナンバープレート)は、新潟市の受付担当者が、新所有者から提出を受けた「軽自動車税申告書兼標識交付申請書」の内容を確認のうえ、市民税オンラインシステムに必要事項を入力した後に交付される。

上述の内容確認においては、所定欄の記入や押印の有無、添付書類の適格性、市民税オンラインシステムで新所有者の住民登録状況の確認が行われている。確認した結果、問題が無ければ、交付する標識(ナンバープレート)番号を、市民税オンラインシステムに登録する。その後、交付する標識(ナンバープレート)番号を「軽自動車税申告書兼標識交付申請書」に記入のうえ、新所有者に対して記入内容に相違が無いことの確認を求め、「軽自動車税申告書兼標識交付申請書」に新所有者の押印又はサインを受領し、標識(ナンバープレート)の交付となる。

市民税オンラインシステムに登録した標識(ナンバープレート)番号と、「軽自動車税申告書兼標識交付申請書」に記入した標識(ナンバープレート)番号の照合は、受付(入力)担当者以外の職員は行っていないが、新所有者に確認を求め、押印又はサインを受領することで、両者の間に不一致が発生することを防止している。

そこで、平成 28 年度の「軽自動車税申告書兼標識交付申請書」を閲覧し、新所有者の押印又はサインの有無を確認したところ、新所有者の押印及びサインのいずれもない「軽自動車税申告書兼標識交付申請書」が 2 件発見された。標識(ナンバープレート)番号の入力ミスを防止するため、新所有者への確認と、その証跡としての交付確認印の受領を徹底することが必要である。

指摘 19

「軽自動車税申告書兼標識交付申請書」に、新所有者の交付確認印が無いものが 2 件発見された。新潟市は、新所有者からの交付確認をもって標識(ナンバープレート)番号の市民税オンラインシステムへの入力内容と「軽自動車税申告書兼標識交付申請書」の記載に相違が無いことを担保している。標識(ナンバープレート)番号の入力ミスを防止するため、新所有者への確認と、その証跡としての交付確認印の受領を徹底することが必要である。

申告書への新潟市担当者印の押印漏れ

「軽自動車税申告書兼標識交付申請書」の受付担当者は、担当者(処理者)を明確にするために、申請書の所定の欄に押印又はサインを行う運用となっている。平成 28 年度の「軽自動車税申告書兼標識交付申請書」を閲覧し、新潟市担当者の押印又はサインの状況を確認したところ、押印漏れが 1 件発見された。

責任の所在を明確にするため、申告書への押印又はサインの実施を徹底することが

必要である。

指摘 20

「軽自動車税申告書兼標識交付申請書」への新潟市受付担当者印の押印漏れが 1 件発見された。責任の所在を明確にするため、申告書への押印又はサインの実施を徹底することが必要である。

賦課期日直前に廃車登録を行った車両の同一納税義務者又は親族による再登録

「(1) 軽自動車税の概要」に記載の通り、軽自動車税は、その年の 4 月 1 日(賦課期日)現在、新潟市内に主たる定置場のある軽自動車等を所有している者が納税義務者となる。そのため、軽自動車税の納税義務を不正に回避する方法として、賦課期日以前に廃車登録を行い、賦課期日以降に交付申請を行うことが想定される。

そこで、平成 28 年 3 月に廃車登録を行った車両のうち、平成 28 年 4 月以降に同一納税義務者又は親族により再度交付申請が行われている車両の有無について調査を実施した。

調査結果は以下の通りである。

	廃車日	旧納税義務者	登録日	新納税義務者	登録理由
事案 A	3 月 16 日	F 氏	5 月 18 日	F 氏	譲渡予定であったが、自己で使用することとなったため。
事案 B	3 月 22 日	M 氏	4 月 13 日	M 氏	不明
事案 C	3 月 22 日	I 氏	4 月 5 日	I 氏	不明
事案 D	3 月 31 日	Y 氏	5 月 13 日	Y 氏 (息子)	廃車するも、息子の通学で必要となったため。
	3 月 31 日	Y 氏 (息子)	4 月 15 日	Y 氏	不明
事案 E	3 月 24 日	A 氏	4 月 25 日	A 氏 (親族)	不明
事案 F	3 月 30 日	K 氏	4 月 14 日	K 氏 (親族)	不明
事案 G	3 月 25 日	H 氏	4 月 8 日	H 氏 (親族)	身内

事案 A から事案 C は、同一納税義務者が賦課期日をまたいで同一車両の廃車・新規

登録を行っているケースであり、4月1日(賦課期日)現在、実質的にF氏、M氏、I氏が所有していたものだと考えられる。新潟市においては、本事案のように、同一納税義務者が同一車両を廃車・新規登録を行う場合には、合理的な理由がなければ、申請を認めない運用となっている。しかしながら、市民税オンラインシステム上、警告が表示される仕様とはなっていないため、通常、登録を担当する職員は気づかず、申請は承認されてしまう。また、仮に職員が同一納税義務者による同一車両の廃車・新規登録であることに気づいた場合でも、新潟市は合理的な理由の基準を明確にしていなかったため、申請を棄却することはない。

同一納税義務者が同一車両を廃車・新規登録を行う場合に、市民税オンラインシステム上、警告が表示されるようシステム対応を行うことが望まれる。そのうえで、申請を認めるか否かに関する合理的な理由の基準を明確にし、基準に該当するか否かが判然としない場合には適宜上席者の判断をあおぐなど、軽自動車税の納税義務の不正な回避を防止する運用を検討することも考えられる。

事案Dは、親族間で賦課期日をまたいで複数車両の廃車・新規登録を行っているケースである。また、事案Eから事案Gは、親族間で賦課期日をまたいで同一車両の廃車・新規登録を行っているケースである。このようなケースにおいても、軽自動車税の不正な回避を目的とした廃車・新規登録が行われている可能性があるため、上記同様の対応を行うことが望まれる。

意見 13

軽自動車税の納税義務を不正に回避する方法として、賦課期日以前に廃車登録を行い、賦課期日以降に交付申請を行うことが想定される。

このような場合には、市民税オンラインシステム上、警告が表示されるようシステム対応を行うとともに、交付申請を認めるか否かに関する合理的な理由の基準を明確にすることが望まれる。

納税通知書返戻先に対する対応方針

新潟市において、当初発送した納税通知書が住所不明により返戻された先について、市民税課の担当者又は各税務センターの担当者は市民税オンラインシステムの課税保留区分名に「住所不明」の入力及び返戻の経緯を入力している。その後、各センターで市民税オンラインシステムの課税保留区分の抽出条件を「住所不明」とした「返戻者リスト」を出力し、新住所の調査を行っている。調査の経過及び結果については、調査担当者が市民税オンラインシステムに入力を行っている。調査により新住所が判明しない場合には公示送達となる。

平成28年度の「返戻者リスト」を閲覧したところ、以下のような状況であった。

新潟市として返戻先に対する調査方針が定められていないことから、各税務センターでの調査の方法が統一されていない。

返戻先の調査の経過及び結果の記載を「H28 年度返戻納通」のみで完結している返戻先が多数あり、どのような調査を行い、どのような結果になったのかが不明である。

調査の経過の記載はあるものの、調査結果の記載がない返戻先が多数ある。

軽自動車税の課税漏れを防止するため、住所不明の納税義務者の調査を効果的かつ効率的に行い、納税義務の通知を行うことで納税を促すことが必要である。現状では、新潟市において調査方針が定められていないことから、調査基準の設定を行う必要がある。また、担当者は、自分がわかる記載で済ませるのではなく、上席者が閲覧して状況を把握できるレベルまで調査の経過及び結果を十分に記載するとともに、上席者は十分な手続が行われたかという観点からレビューを行い、調査の実効性を高める必要がある。

指摘 21

新潟市として軽自動車税の納税通知書の返戻先に対する調査方針が定められていないことから、各センターでの調査の方法が統一されていない。また、調査の経過及び結果の記載が不十分な返戻先が多数ある。

新潟市において調査方針が定められていないことから、調査基準の設定を行う必要がある。また、担当者は調査の経過及び結果を十分に記載するとともに、上席者は十分な手続が行われたかという観点からレビューを行い、調査の実効性を高める必要がある。

未申告者に対する調査方針

「(1) 軽自動車税の概要」に記載の通り、軽自動車等を所有しているかどうかは申告に基づいて判断する。そのため、軽自動車等の所有者が申告の必要性を把握しており、申告を行わない限り、新潟市での軽自動車等の所有の有無の把握は困難である。軽自動車税の課税漏れを防止するためには、新潟市として未申告者の調査を行うことが必要である。

現状、新潟市としては、未申告者の調査方針は定めておらず、調査も実施していない。また、仮に調査方針を定めたとしても、人員が不足していることから実行することは難しいとのことである。

例えば、原動機付自動車の販売取扱店との連携を行うなどにより所有者を把握し、

システム上、未申告者を捕捉するなど、人員が不足するなかでも効率的に未申告調査を行う方法を検討することが望まれる。

意見 14

軽自動車税の未申告者の調査方針が定められておらず、未申告者の調査を実施していない。原動機付自動車の販売取扱店との連携を行うなどにより所有者を把握し、システム上、未申告者を捕捉するなど、人員が不足するなかでも効率的に未申告調査を行う方法を検討することが望まれる。

農業用車両の登録促進

小型特殊車両のうち農業用作業車についても、新潟市への標識(ナンバープレート)交付申請が必要となるが、農業用作業車を公道で使用する機会は少ないことから、未登録のまま使用し、軽自動車税の課税漏れとなる可能性があると考えられる。新潟市としても、このようなケースによる課税漏れの可能性を把握しており、毎年開催されている「税理士会との連絡協議会」において、平成 24 年度より登録の指導を依頼している。

今後は、JA 等の販売業者との連携により、所有者の把握を行うなどさらなる対応が望まれる。

意見 15

農業用作業車は、未登録のまま使用し、課税漏れとなる可能性があると考えられる。新潟市としても、このようなケースによる課税漏れの可能性を把握しており、毎年開催されている「税理士会との連絡協議会」において、平成 24 年度より登録の指導を依頼している。

今後は、JA 等の販売業者との連携により、所有者の把握を行うなどさらなる対応が望まれる。

同一納税義務者に対する二重減免

新潟市において、「身体障がい者本人が所有する自動車で、自ら運転する自動車」については、一定の要件を満たせば軽自動車税を減免することができると定められている(新潟市市税条例第 86 条)。減免の申請には、「新規減免」と「継続減免」がある。

新規減免においては、申請者から「軽自動車税減免申請書」を受け付けた後に、市民税オンラインシステムにて、当該年度の課税車両であり、減免申請しうる納税義務者であることを確認する。その後、新潟市担当者が記載内容を検討のうえ、減免要件を充足しているか確認する。また、その際、車検証、運転免許証、障害者手帳等の必要書類の添付があることを確認する。減免要件及び添付書類等に問題が無い場合は、

申請者の障害者手帳に減免申請済みのスタンプを押印する。スタンプの押印は、同一申請者の二重減免を防止することを目的に実施しているものである。申請期間終了後に、市民税課長により一括して決裁が行われ、減免承認通知書の発送及び市民税オンラインシステムへの減免入力が行われる。

継続減免の申請の流れも、申請内容に変更が無ければ「軽自動車税減免申請書」の提出のみで申請受付を行う点を除き、上記に記載した新規減免と変わるところは無い。

平成 28 年度に新規減免又は継続減免を行った納税義務者のリストを閲覧し、同一納税義務者がいないか調査したところ、二重で減免処理が行われている納税義務者が 1 人発見された。

概要は以下の通りである。

減免区分	減免処理日	税額	減免額
新規	平成 28 年 6 月 13 日	7,200 円	7,200 円
継続	平成 28 年 6 月 13 日	7,200 円	7,200 円

継続減免されている車両については、平成 28 年 5 月 17 日に、秋葉税務センターにおいて、納税義務者から、新規車両にて減免申請を行うため減免の継続をしない旨の「軽自動車税減免申請書」の提出があった。同日に、新規車両の「軽自動車税減免申請書」の提出も合わせて受けていた。その際、減免の継続をしない車両分の納税通知書を手渡し、同日に納付を受けている。

その後、秋葉税務センター担当者は、市民税課に、減免の継続をしない旨の「軽自動車税減免申請書」を送付した。市民税課担当者は、本来、継続減免の申請があった納税義務者のみをリストに記載し、「軽自動車税減免申請書」をパンチ処理依頼すべきところ、見落としにより、減免の継続をしない車両の「軽自動車税減免申請書」もパンチ処理依頼してしまい、賦課計算の結果、課税額が 0 円と算定され、市民税課権限者の決裁時にも発見されず、平成 28 年 8 月 25 日付で還付が行われた。

市民税課担当者も市民税課の決裁権者も気付かなかったものであり、事務処理や決裁をより慎重に行うことが必要である。

指摘 22

同一納税者から、新規車両の新規減免申請と旧車両の減免を継続しない旨の申請があり、旧車両の減免を継続しない旨の申請を、誤って旧車両の減免継続申請として処理した結果、新規車両と旧車両について二重の減免を行った事例が発見された。市民税課担当者も市民税課の減免の決裁権者も気付かなかったものであり、事務処理や決裁をより慎重に行うことが必要である。

回収した標識(ナンバープレート)の管理

新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者となった場合には 15 日以内に、廃車や譲渡などをした場合には 30 日以内に、市民税課、各税務センター、各出張所又は各連絡所に申告をする必要がある。

廃車の申告が行われた場合には、市民税課、各税務センター、各出張所又は各連絡所で標識(ナンバープレート)を回収しているが、回収済みの標識(ナンバープレート)に関して、新潟市として管理方針が定められておらず、市民税課、各税務センター、各出張所又は各連絡所においてダンボール等に保管し、年に 1 回廃棄業者に引き渡し、廃棄を行っている。回収した標識(ナンバープレート)について管理簿は作成しておらず、盗難や紛失があっても把握することができない状況である。

軽自動車税の申告を行うことにより標識(ナンバープレート)の交付を受けることができるという制度が、軽自動車税の申告を促進している面があることから、標識(ナンバープレート)は適切に管理すべきである。標識(ナンバープレート)の盗難や紛失を防止するため、新潟市として回収した標識(ナンバープレート)の管理方針を定め、適切に運用する必要がある。

指摘 23

廃車の申告をした場合、標識(ナンバープレート)を市民税課等で回収しているが、新潟市として管理方針が定められておらず、盗難や紛失があっても把握することができない状況である。

標識(ナンバープレート)の盗難や紛失を防止するため、新潟市として回収した標識(ナンバープレート)の管理方針を定め、適切に運用する必要がある。

7. 市たばこ税

(1) 市たばこ税の概要

概要

市たばこ税は、製造たばこの製造者・卸売業者などの卸売販売業者等が市内の小売販売業者に売り渡したたばこに対して課税される税金である。

納税義務者

市内のたばこ小売店にたばこを売り渡す、製造たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）、卸売販売業者

納税額

税率は 1,000 本につき 5,262 円である。

なお、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット等（紙巻きたばこ三級品という）は、従来、特例税率が適用されていたが、平成 27 年度の税制改正により特例税率が廃止され、平成 28 年から平成 31 年まで段階的に税率改正が行われている。平成 29 年の税率は 1,000 本につき 3,355 円である。

申告及び納税

市たばこ税の納税義務者が、前月中の売渡し本数、税額などを翌月末日までに申告し、納付する。

調定額の推移

市たばこ税の調定額の過去 3 年間の推移は、以下のとおりである。

（単位：千円）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
市たばこ税	5,799,555	5,700,314	5,519,794

（出典：新潟市提供資料）

市たばこ税に係る組織体制

新潟市における市たばこ税に係る事務は市民税課法人・諸税係が担っており、市民税課法人・諸税係の組織体制は以下のとおりである。なお、下表の人数は平成 28 年 4 月 1 日時点の人数である。

課	係	人数	主な分掌事務
市民税課	法人・諸税係	9	<ul style="list-style-type: none">● 法人の市民税の調査、賦課及び課税台帳等の管理に関する事項● 軽自動車税の調査、賦課、課税台帳等の管理及び総合調整に関する事項● 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等に関する事項● 市たばこ税、鉱産税、入湯税及び事業所税の調査、賦課及び課税台帳等の管理に関する事項

(2) 個別検出事項

市民税課法人・諸税係で行われている市たばこ税に係る事務のフローを聴取し、関係書類を閲覧したが、「1.各市税共通の個別検出事項」に記載している事項を除き、特段の指摘・意見は発見されなかった。

8. 入湯税

(1) 入湯税の概要

概要

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用にあてるための目的税である。

納税義務者

鉱泉浴場（温泉等）を利用する入湯客

納税額

税率は、入湯客 1 人 1 日について、150 円である。ただし、以下に掲げる入湯に対しては、入湯税の課税が免除される。

- 満 12 歳未満の者の入湯
- 共同浴場又は一般公衆浴場における入湯
- 病気療養のための入湯であって、10 日以上引き続き入湯する場合における 11 日以後の入湯
- 専ら日帰り客の利用に供される施設で、その利用料金が規則で定める金額以下のものにおける入湯

申告及び納税

鉱泉浴場（温泉等）の経営者が、前月中に入湯客から受け取った税額などを翌月 15 日までに申告し、納税する。

調定額の推移

入湯税の調定額の過去 3 年間の推移は、以下のとおりである。

（単位：千円）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
入湯税	24,644	24,813	24,543

（出典：新潟市提供資料）

入湯税に係る組織体制

新潟市における入湯税に係る事務は市民税課法人・諸税係が担っており、市民税課法人・諸税係の組織体制は以下のとおりである。なお、下表の人数は平成 28 年 4 月 1 日時点の人数である。

課	係	人数	主な分掌事務
市民税課	法人・諸税係	9	<ul style="list-style-type: none">● 法人の市民税の調査、賦課及び課税台帳等の管理に関する事項● 軽自動車税の調査、賦課、課税台帳等の管理及び総合調整に関する事項● 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等に関する事項● 市たばこ税、鉱産税、入湯税及び事業所税の調査、賦課及び課税台帳等の管理に関する事項

(2) 個別検出事項

特別徴収義務者の把握に関する調査手続

概要に記載のとおり、入湯税の納税義務者は入湯客であり、特別徴収義務者である鉱泉浴場の経営者が入湯客から入湯税を徴収し、申告を行うこととなるが、悪意があるか否かは問わず、鉱泉浴場の経営者が入湯税を徴収しない、または徴収した入湯税を納税しないといった状況は考えられることから、特別徴収義務者の把握に関する調査手続は重要である。

この点については、新潟市の入湯税担当者も認識しており、温泉協会のホームページなどに記載されている事業者について、入湯税の課税対象となる鉱泉浴場に該当するかなどの観点から調査を行っている。しかしながら、担当者個人として調査を行っているのみであり、新潟市として調査方針が定められておらず、調査結果が文書として残っていない。担当者の記憶として残っているだけであることから、担当者の交代により継続的な調査が実施されなくなる、または後任の担当者が同様の調査をゼロベースから実施し、不要なコストが発生するなどの懸念がある。

入湯税の特別徴収義務者の把握のため、どのような調査手続を実施するかルールとして定めるとともに、調査の経過及び結果を文書としてまとめ、上席者がレビューするといった体制を構築することが必要である。

指摘 24

入湯税の担当者は、入湯税の特別徴収義務者の把握に関する調査手続を行っているものの、新潟市として調査方針が定められておらず、調査結果も文書として残っていない。どのような調査手続を実施するかルールとして定めるとともに、調査の経過及び結果を文書としてまとめ、上席者がレビューするといった体制を構築することが必要である。

III. 収納及び滞納整理事務

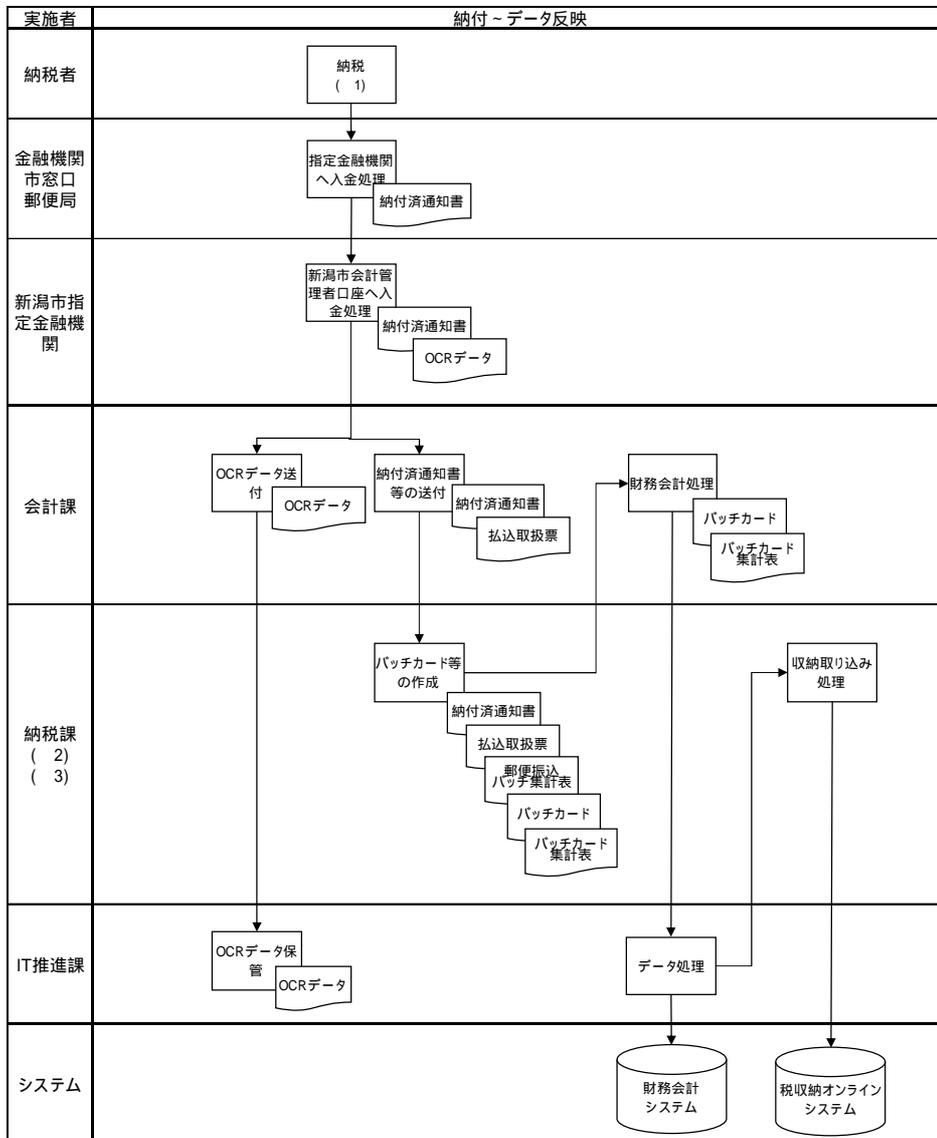
1. 収納事務の概要

(1) 市税納付からデータ反映までの業務フロー概要

市税は地方税法及び国税徴収法等により賦課徴収され、納税者は納付又は納入の告知に基づき自主的に納税し、市町村は収納を行う。新潟市における市税の収納事務は、納税者から市税の納付を受けた後、財務部市税事務所納税課（以下、「納税課」という）において必要な事務手続きを行い、税収納オンラインシステム上で収納消込処理を行う流れで進められる。

市税の納付からシステムへの反映までの業務フロー概要は下記のとおりである。

（ 印記載箇所について、下記にて概要の説明実施している ）



（ 出典：「新潟市業務手順書」を参考に包括外部監査人作成 ）

(1) 市税の収納方法

市税の収納方法は、納付書で納める方法と口座/郵便振替で納める方法の 2 通りがある。それぞれの納付に係る収納方法の概要は下記のとおりである。

収納方法	説明
納付書で納める方法	
市役所収納窓口での収納	窓口での現金受領後、レジ収納係へ納付書・現金・受付票を渡し、収納係は金庫へ保管。翌日に金融機関へ振り込む。
新潟市公金収納取扱金融機関窓口での収納	収納金と領収済通知書は総括店(第四銀行本店)に集約され、公金となる。領収済通知書は、OCR・パンチ処理により納付履歴となり、原本は新潟市で保管する。
コンビニエンスストアでの収納	収納金と領収済通知書はコンビニ本部に集約され、地銀ネットワークサービスを介して公金となる(公金となる日(以下、公金日)は、納付日の直近取りまとめ日の7営業日後)。領収済通知書は、電子データとして新潟市に届き、納付履歴となる。原本は送付されない。
ペイジーによる収納	収納金と領収済データはネットワーク上で集約され、公金となる(公金日は納付日の2～4営業日後)。領収済データは、新潟市に届いた後、納付履歴となる。領収済通知書は納税者の手元に残るため、市では保管されない。
口座 / 郵便振替	
口座振替による収納	電子媒体で引き渡した振替依頼データにより金融機関が振替処理を行う(公金日は振替日当日)。振替日から起算して5営業日後に振替結果データを受領し、納付履歴として取り込む。
郵便振替による収納	納税者の納付後、払込取扱票及び郵便振替受払通知書が納税課へ送付され、バッチカードを作成後、受払通知書及びバッチ集計表等を会計課へ送付する。

(2) 納税課における収納事務の概要

納税課における収納事務の概要は下記のとおりである。

- 会計課より納付済通知書その他の納付根拠資料を受領後、税目・調定区分・収納年月日・領収年月日・窓口別に仕分けする。
- 納付根拠資料を基にバッチカードを作成し、バッチ集計表を作成、会計課へ送付する。
- バッチ集計表を基に会計課でバッチ処理が行われ、IT 推進課にてデータ処理が行われた後、税収納オンラインシステムへの納付取り込み処理を行う。

(3) 納税課の組織体制

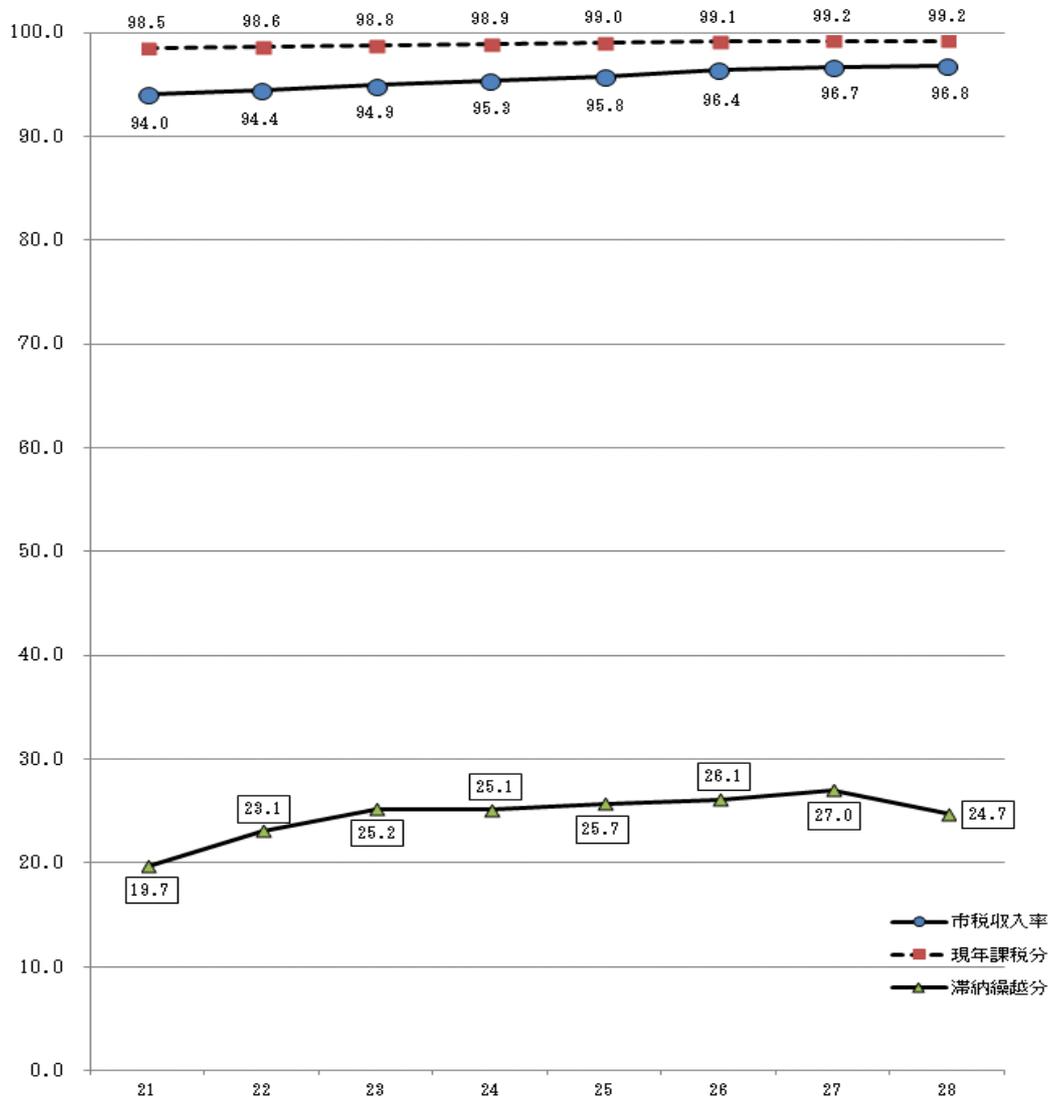
市税等の収納に関する事務は納税課にて行われている。納税課各係の職員数及び業務内容は下記のとおりである。なお、下表の人数は平成 28 年 4 月 1 日時点の人数である。

	職員数	主な分掌事務
課長、課長補佐	2	-
管理係	9	<ul style="list-style-type: none"> ● 市税等の収納計画に関する事項 ● 市税等の納付の受託に関する事項 ● 税務事務に係る審査請求等に関する事項 ● 課の庶務に関する事項 ● 市税等の滞納処分及び交付要求等の処理に関する事項 ● 市税等の納税の猶予の処理に関する事項 ● 差押財産の公売に関する事項 ● 市税等の徴収の受託に関する事項
収納係	10	<ul style="list-style-type: none"> ● 市税等の収納管理に関する事項 ● 市税等の過誤納金の還付及び充当に関する事項 ● 市税等の督促に関する事項 ● 収納簿の保管に関する事項 ● 市税等の口座振替に関する事項
納税推進係	8	現年徴収分（全域）北区の案件について <ul style="list-style-type: none"> ● 市税等の徴収に関する事項 ● 市税等の滞納処分に関する事項 ● 市税等の納税の猶予及び停止に関する事項
納税第 1 係	6	中央区の案件について <ul style="list-style-type: none"> ● 市税等の徴収に関する事項

	職員数	主な分掌事務
		<ul style="list-style-type: none"> ● 市税等の滞納処分に関する事項 ● 市税等の納税の猶予及び停止に関する事項
納税第2係	6	東区、南区、西蒲区の案件について <ul style="list-style-type: none"> ● 市税等の徴収に関する事項 ● 市税等の滞納処分に関する事項 ● 市税等の納税の猶予及び停止に関する事項
納税第3係	6	江南区、秋葉区、西区の案件について <ul style="list-style-type: none"> ● 市税等の徴収に関する事項 ● 市税等の滞納処分に関する事項 ● 市税等の納税の猶予及び停止に関する事項
特別滞納整理係	6	高額滞納案件、市外・県外の案件について、 <ul style="list-style-type: none"> ● 市税等の徴収に関する事項 ● 市税等の滞納処分に関する事項 ● 市税等の納税の猶予及び停止に関する事項
合計	53	

(2) 市税収入率の推移

過年度からの市税収入率の推移は下記のとおりである。



(出典：新潟市「市税概要」)

平成 28 年度の市税収入率は 96.8%となっており、徐々に上昇傾向にある。

また、全国平均や新潟県その他市と比較しても市の収納率が高い状況にあるが、次の表のとおり、他の政令指定都市平均と比較すると市税収入率はまだ低い状況にある。主な要因は、滞納繰越分の収入率が他の政令指定都市と比較して低いことによるものであると考えられる。

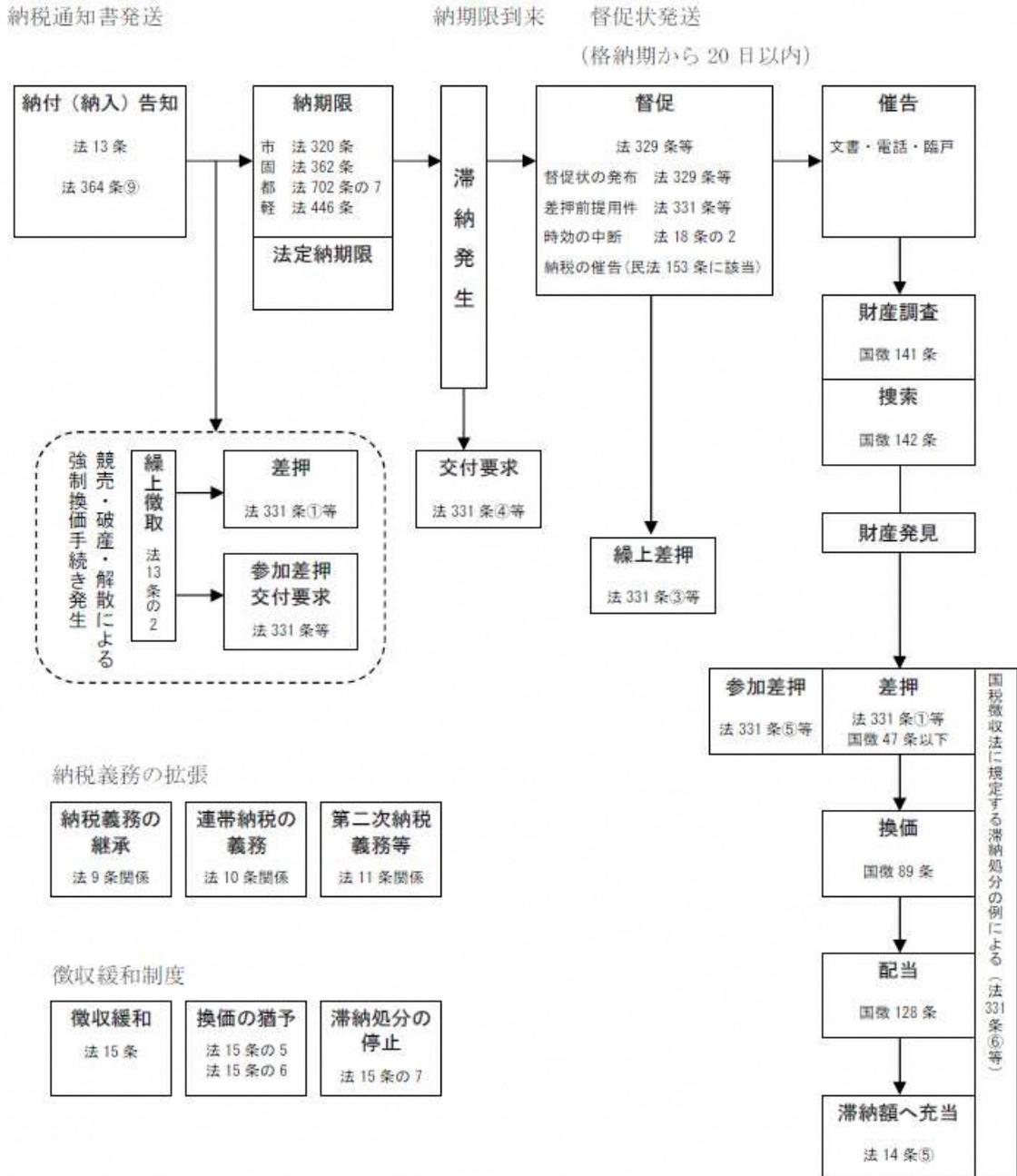
	市税合計 収入率	現年課税分 収入率	滞納繰越分 収入率
新潟	96.8	99.2	24.7
札幌	98.1	99.3	35.6
仙台	97.9	99.2	40.0
さいたま	97.3	99.2	34.3
千葉	97.0	99.2	31.5
横浜	99.0	99.5	47.6
川崎	98.6	99.4	44.6
相模原	96.5	98.9	31.9
静岡	98.1	99.3	39.9
浜松	97.4	99.3	29.6
名古屋	99.4	99.7	45.1
京都	98.5	99.5	37.5
大阪	97.9	99.4	26.8
堺	97.8	99.2	41.7
神戸	97.9	99.3	33.2
岡山	96.1	99.1	25.2
広島	96.5	99.3	22.3
北九州	97.9	99.2	36.6
熊本	96.1	99.1	23.7
福岡	98.2	99.4	37.1
平均収入率	97.7	99.3	34.4

(出典：新潟市「市税概要」を包括外部監査人加工)

2. 滞納整理事務の概要

(1) 滞納発生から完納/不納欠損処理までの流れ

滞納整理事務は、納税者から納期限までに市税の納付が行われなかった際に滞納処分を行うための手続であり、納税課において実施される手続の総称である。主な流れは下記表のとおりである。



(注) 略称表記内容 法：地方税法、国徴：国税徴収法

(出典：新潟市提供資料)

(2) 滞納処分に係る各手続の概要

督促

市税の納期限が過ぎると 30 日以内に督促状が一括して発送される。

なお、地方税法 329 条等においては、督促状の発送期限を「納期限後二十日以内」とし、特別の事情がある市町村においては当該市町村の条例で地方税法第 329 条等に規定する期間と異なる期間を定めることができるとされているため、別途条例を定め、30 日以内に送付することとしている。

新潟市市税条例

第 10 条 納税者（特別徴収の方法によつて市民税を徴収される納税者を除く。）又は特別徴収義務者が納期限（更正又は決定があつた場合においては、不足税額又は不足金額の納期限をいい、納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。）までに市税に係る徴収金を完納しない場合においては、徴税吏員は、納期限後 30 日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

新潟市における督促状発送状況は下記のとおりであり、毎年 25 万件程度の督促状発送が行われている状況にある。

（単位：件・千円）

税目	年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
		督促	督促	督促	督促	督促
市・県民税 （普通徴収）	件数	103,846	100,900	84,992	75,795	70,130
	金額	2,666,823	2,603,442	2,274,959	2,142,987	2,046,092
固定資産税 都市計画税	件数	131,847	126,341	126,335	122,391	121,692
	金額	3,293,860	3,095,684	3,232,961	2,846,190	2,883,685
軽自動車税	件数	35,285	34,780	32,813	33,266	33,752
	金額	197,366	196,803	187,918	186,278	229,303
その他	件数	5,708	5,480	7,725	10,070	9,783
	金額	355,517	285,419	326,167	365,724	339,219
計	件数	276,686	267,501	251,865	241,522	235,357
	金額	6,513,566	6,181,348	6,022,005	5,541,179	5,498,299

（出典：新潟市「市税概要」を包括外部監査人加工）

催告

催告の方法としては、文書による催告、電話による催告、臨戸による催告（直接滞納者の自宅等へ出向き、徴収及び生活状況の確認等を実施する手続）がある。

文書による催告は、督促状発送後も未納が続く滞納者に対して、各担当者の判断により各種催告書を発送する。

また、年度ごとに作成する滞納整理事業計画においてスケジュールを定め、現年及び繰越滞納者に対して一斉に催告文書が発送される。平成 28 年度においては、4 月中旬に現年滞納者、7 月上旬に繰越滞納者に対して一斉に催告文書を発送している。

電話による催告及び臨戸による催告は、担当者の判断により必要に応じて実施される。なお、納税推進係の嘱託職員による電話催告は年間を通じて随時実施されている。電話催告の実施状況（納税者と電話による交渉を実施できた件数）は下記のとおりであり、平成 25 年度以降、実施件数に大幅な変動はない。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
電話催告件数	12,895	12,651	12,653	12,655

（出典：新潟市提供資料）

財産調査

財産調査は、滞納処分のために滞納者の財産を調査することを目的として実施される。財産調査には以下のような調査があり、銀行や郵便局、保険会社、取引先等へ照会することにより実施する。

- 預貯金の調査
- 給与の調査
- 保険契約の調査
- 不動産登記簿の調査
- 売掛金の調査
- 電話加入権の調査
- その他債権の調査
- 融資状況等の調査

搜索

搜索は、差押えるべき財産を発見すること、差押不動産の換価価値を評価すること、以前に差押えた財産を搬出すること等を目的として、相手の意思の有無にかかわらず行う職権による強制調査である。滞納者の財産を所持している第三者、滞納者と債権債務の関係がある者も搜索の対象となる。

差押

差押とは、執行機関が債務者の一定財産についての処分を禁止する行為であり、差押財産は市税徴収上不利になるような財産の処分（売買・贈与・毀損・廃棄）が禁止されることとなる。なお、滞納処分の差押は徴税職員が行う強制的な行政行為のため、滞納者の同意を必要としない。

差押の要件は、法令上、地方税法の各節（税目ごと）に定められており、督促状を発送した日から起算して 10 日を経過した日の翌日に差押が可能となる。

平成 26 年度以降の差押の状況は次の表のとおりであり、重要な変動は生じていな

い。

(単位：件・千円)

年度等	区分	前年度からの繰越		本年度の処分		本年度の解除		翌年度への繰越	
		件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
26	電話加入権	623	12,943	0	0	15	258	608	12,685
	不動産等	31,777	1,388,327	1,289	111,422	445	12,011	32,621	1,487,738
	債権	6,109	241,098	17,187	430,711	15,409	397,487	7,887	274,322
	動産	93	2,187	0	0	65	765	28	1,422
	無体財産権	195	1,936	287	6,238	96	1,674	386	6,500
	計	38,797	1,646,491	18,763	548,371	16,030	412,195	41,530	1,782,667
27	電話加入権	608	12,685	0	0	13	230	595	12,455
	不動産等	32,621	1,487,738	506	92,820	552	22,021	32,575	1,558,537
	債権	7,887	274,322	10,648	281,336	10,674	266,507	7,861	289,151
	動産	28	1,422	0	0	28	1,422	0	0
	無体財産権	386	6,500	96	3,911	197	4,863	285	5,548
	計	41,530	1,782,667	11,250	378,067	11,464	295,043	41,316	1,865,691
28	電話加入権	595	12,455	0	0	0	0	595	12,455
	不動産等	32,575	1,558,537	128	4,144	351	7,492	32,352	1,555,189
	債権	7,861	289,151	6,447	170,399	5,988	165,174	8,320	294,376
	動産	0	0	0	0	0	0	0	0
	無体財産権	285	5,548	91	1,020	65	1,425	311	5,143
	計	41,316	1,865,691	6,666	175,563	6,404	174,091	41,578	1,867,163

(出典：新潟市「市税概要」を包括外部監査人加工)

繰上徴収・繰上差押

繰上徴収とは、徴収の確保を図るために、競売や破産手続が開始されたとき等、地方税の徴収を完全に履行できないと認められる一定の事由が存在する場合に、納期限前であってもその納期を繰り上げて徴収することができる制度である。

また、繰上差押については、上記同様、地方税の徴収を完全に履行できないと認められる一定の事由が存在する場合には、上記にて記載した「督促状を発送した日から起算して10日を経過した日の翌日」を待たずに差押を実行することができる制度である。

交付要求

交付要求とは、同一財産について強制換価手続(滞納処分や強制執行、競売、破産手続)が競合する場合に、先に差押を執行した執行機関に強制換価手続を担当させ、その執行機関に対し滞納租税への交付(配当)を求める手続のことをいう。

未納市税があり、かつその財産について強制換価手続が行われた場合に交付要求が行われる。

参加差押

参加差押とは、既に官公庁による「滞納処分の差押」が執行されている財産に対して、その換価手続に参加することをいう。

参加差押を行った場合は、先行の差押機関より換価代金から配当を受けることができ、先行差押が解除された場合には差押の効力を得ることとなる。

換価

差押財産の換価は、差押えた滞納者の財産を売却し、その売却代金をもって未納市税を早期かつ確実に徴収することを目的として実施される。

預貯金及び債権は金融機関等からの金銭の取り立てにより行われ、動産や不動産は公売（滞納者が税金を納付しない場合、差押えた財産を入札等の方法により売却して金銭に換え、売却代金を納税額に充当する手続）による換価手続が行われる。

平成 26 年度以降の公売の実施状況は下記のとおりであり、公売実績はごく少数となっている。

(単位：人・件・千円)

年度等	区分	公売公告をしたもの			公 売 を し た も の				
		人 数	物件数	税 額	人 数	物件数	税 額	公売代金	本税充当
26	不 動 産	2	3	1,041	0	0	0	0	0
	動 産	3	8	715	3	8	715	555	292
	計	5	11	1,756	3	8	715	555	292
27	不 動 産	1	1	601	0	0	0	0	0
	動 産	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	1	601	3	8	0	0	0
28	不 動 産	6	6	3,202	3	3	2,423	9,582	5,389
	動 産	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	6	6	3,202	3	3	2,423	9,582	5,389

(出典：新潟市「市税概要」を包括外部監査人加工)

配当

強制換価手続により得られた金銭を、手続費用及び差押に係る債権に充てるとともに利害関係人に配分し、なお残余があれば財産の所有者に交付する手続のことをいう。

滞納額への充当

充当とは、配当手続の最終段階において、租税を徴収できる分として定められた金銭についてはそれをどの租税にいくら収納するかを具体的に決定し、その租税に充てる手続をいう。

分割納付

期限内納付が原則であるが、分割納付の申出があった場合は、生活状況を聴取し、分割納付額が妥当かどうかを確認して、分割納付がやむを得ないと判断した場合には分割納付を認める。なお、口頭で約束せず、原則として「納付誓約書」を提出させる方針としている。

また、分割納付を行っている滞納者は、定期的に分割納付が履行されているかを監視し、不履行の場合には電話又は文書にて催告を行うこととされている。

徴収の猶予

徴収の猶予とは、納税者等が財産に災害等を受けたこと、一定の親族の病気、事業の休廃止等の事由、または徴収金の確定遅延によって、地方団体の徴収金を一時に納付納入できないと認められる場合に、資金調達のための時間的余裕を与えるために一定期間、徴収を猶予して納税の緩和をはかる制度である。

換価の猶予

換価の猶予とは、滞納処分を受けた滞納者について、その財産の換価を直ちに行うことにより、その事業の継続又はその生活の維持が困難となるおそれがあるとき等に、その換価を猶予して納税の緩和をはかる制度である。

また、換価の猶予は既に差押処分がなされていることを前提とした処分であるが、差押前に換価の猶予を判断することもあるため、その場合は差押を猶予することもある。

滞納処分の執行停止

滞納者が一定の事由に該当するときに、滞納処分の執行を一時停止することであり、徴収の猶予、換価の猶予とともに徴収の緩和制度の一つである。

地方税法第 15 条の 7 において執行停止の要件が定められており、滞納処分する財産がない場合（1 項 1 号）、滞納処分をすることによって生活を著しく窮迫させる場合（1 項 2 号）、所在及び財産不明の場合（1 項 3 号）に滞納処分の執行停止を行うことができる。

平成 26 年度以降の滞納処分の執行停止発生状況は下記のとおりとなっている。

(単位：件・千円)

税目	年度	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
		件数	税額	件数	税額	件数	税額
個人市・県民税		1,986	44,965	762	22,828	1,032	22,686
法人市民税		3	74	0	0	3	299
固定資産税 都市計画税		987	16,778	354	6,095	485	5,348
軽自動車税		344	1,662	112	479	176	866
特別土地保有税		0	0	0	0	0	0
事業所税		0	0	0	0	0	0
計		3,320	63,479	1,228	29,402	1,696	29,199

(出典：新潟市「市税概要」を包括外部監査人加工)

不納欠損処理

不納欠損とは、税の納税義務を消滅させる行為のことであり、「執行停止」によるものと「消滅時効」によるものがある。

「執行停止」による不納欠損処理については、原則として、滞納者が法律に定められている事由（生活困窮等）に該当し執行停止となった状態が3年継続したものに就いて納税義務が消滅する。

「消滅時効」による不納欠損については、担当が差押等の権利を行使することなく一定期間が継続したことによって、時効でその権利が消滅する。

平成24年度以降の不納欠損処理状況は下記のとおりとなっており、不納欠損処理金額は減少傾向にある。

(単位：件・千円)

税 目	年 度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	件 数	税 額					
個 人 市 民 税	件 数		9,311	8,732	7,833	6,894	6,681
	税 額		160,326	166,044	125,965	108,155	93,618
法 人 市 民 税	件 数		198	157	100	112	121
	税 額		31,013	10,319	7,001	6,935	10,017
固 定 資 産 税 (土地、家屋、償却資産)	件 数		10,516	8,030	6,655	5,635	5,263
	税 額		258,637	228,239	154,719	99,380	118,141
軽 自 動 車 税	件 数		1,663	1,518	1,176	1,246	1,384
	税 額		7,376	6,828	5,353	5,469	6,138
都 市 計 画 税	件 数		(10,516)	(6,119)	(5,146)	(4,414)	(4,182)
	税 額		39,093	35,412	24,286	15,737	18,839
市 た ば こ 税	件 数		0	0	1	0	0
	税 額		0	0	118	0	0
入 湯 税	件 数		0	0	0	0	1
	税 額		0	0	0	0	51
事 業 所 税	件 数		1	1	4	0	1
	税 額		1,110	289	4,102	0	629
特 別 土 地 保 有 税	件 数		0	0	0	0	0
	税 額		0	0	0	0	0
合 計	件 数		21,689	18,438	15,769	13,887	13,451
	税 額		497,555	447,131	321,544	235,676	247,433

(注) () 中は、固定資産税件数に含まれている都市計画税件数の再掲分。

(出典：新潟市「市税概要」を包括外部監査人加工)

延滞金の発生/減免

延滞金とは、納期限までに納付しなかったときに、納期限内に納付した納税者との負担の均衡をはかり、併せて納期限内納税の促進の意義を持つために設けられた制度である。

新潟市における延滞金割合の推移は下記のとおりとなっている。

期間	納期限の翌日から 1 か月間	納期限 1 か月経過後
平成 11 年 12 月 31 日まで	年 7.3%	年 14.6%
平成 12 年 1 月 1 日から平成 13 年 12 月 31 日まで	年 4.5%	年 14.6%
平成 14 年 1 月 1 日から平成 18 年 12 月 31 日まで	年 4.1%	年 14.6%
平成 19 年 1 月 1 日から平成 19 年 12 月 31 日まで	年 4.4%	年 14.6%
平成 20 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日まで	年 4.7%	年 14.6%
平成 21 年 1 月 1 日から平成 21 年 12 月 31 日まで	年 4.5%	年 14.6%
平成 22 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日まで	年 4.3%	年 14.6%
平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日まで	年 2.9%	年 9.2%
平成 27 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日まで	年 2.8%	年 9.1%
平成 29 年 1 月 1 日から	年 2.7%	年 9.0%

延滞金の減免に関しては、災害等による期限の延長により地方税の納付又は納入に関する期限を延長した場合には、その地方税にかかる延滞金のうちその延長した期間に対応する部分の金額は免除する。また、新潟市においては、新潟市市税条例施行規則第 10 条 1 項各号において延滞金減免の具体的な要件を定めており、要件に該当する場合には軽減や免除がなされることとなる。

3. 個別検出事項

(1) 「事務の手引き」の更新

納税課では、収納及び滞納整理事務の実施に際して、「事務の手引き」を参照して業務を行っているが、当該「事務の手引き」について適時に更新が行われていない。

収納及び滞納整理事務の実施に際して指針としている資料が適時に更新されない場合、収納事務が適切に実施されない、または督促から不納欠損処理に至る滞納整理事務に際しての判断を誤る可能性がある。

そのため、「事務の手引き」について少なくとも年に1回は見直しを行うとともに、収納及び滞納整理事務に関連した法令の改正等、収納及び滞納整理事務に重要な影響を与える変更があった場合には、適時に当該変更を反映させることが必要と考えられる。

指摘 25

「事務の手引き」について、適時に更新が行われていなかった。
収納及び滞納整理事務の実施に際して指針としている資料であり、適時に更新を行うことが必要である。

(2) 滞納整理方針の明確化

「1.(2) 市税収入率の推移」にて示されているとおり、新潟市は滞納繰越分の収入率が他の政令市と比較して低い状況にある。

そのため、平成28年度のマニフェストにおいて、市税収入の確保と滞納繰越額の減少を目的として、納税相談及び納税催告の推進、滞納の早期発見と早期対応の徹底、債権管理課、県徴収機構との連携による徴収強化を主な取組として掲げ、滞納繰越額の減少に努めたが、滞納繰越分の収入率は目標26.8%に対して、実績は24.7%となっている。

この点、納税課職員へヒアリングを行った結果、滞納整理に関する対応の優先度については明確な基準が定められていないとのことであり、例えば下記のような手順で収入率を上昇させるための具体的な施策を立案・実施することが必要と考えられる。

- 税目及び滞納金額や滞納年数、滞納者の年齢といった区分ごとに滞納繰越分の収納率を把握する
- 収納率が高い区分、低い区分についてその要因を把握する
- 収納率の高低の要因を把握した結果、収納率を更に上昇させることが可能と考えられる区分について優先的に対応を進める

意見 16

滞納繰越分の収入率が他の政令市と比較しても低い状況にある中で、収入率を上昇させるための具体的な施策を立案し、実行に移していくことが望まれる。

(3) 滞納整理事務に係る知識の体系的整理

新潟市納税課においては、職員の職務遂行能力向上のために、職場内研修の充実及び外部研修への職員派遣を積極的に実施しており、年6回の職場内研修、外部研修機関が実施する専門研修への職員の派遣を実施している。

この点、外部研修の内容について、納税課内での伝達研修にて共有することはあるものの、研修資料については各自が紙ベースで管理するに留まっており、体系的に整理し課内で共有、もしくは「事務の手引き」へ反映させるといった対応が行われている状況にはないとのことである。

研修内容が課内の職員に適時に共有されず、「事務の手引き」へも反映されない場合には、研修に参加した職員以外のメンバーのスキルアップには繋がらず、結果として納税課全体のスキルアップに寄与しない可能性がある。

そのため、外部研修で得た知識やノウハウについては体系的に整理して課内で共有し、必要に応じて「事務の手引き」へも反映させることにより、外部研修が納税課全体のスキルアップに寄与する体制とすることが望ましいと考えられる。

意見 17

外部研修で得た知識やノウハウは体系的に整理し、納税課内で共有するとともに、必要に応じて「事務の手引き」へも反映させることにより、納税課全体のスキルアップに寄与する体制とすることが望まれる。

(4) 交渉経過記事への記載の網羅性の確保

新潟市は、滞納者との交渉予定、交渉方法、交渉結果などを交渉経過記事としてまとめている。交渉経過記事を閲覧し、滞納整理事務が適切でないと考えられる点について納税課の担当者に質問実施したところ、以下のとおり、交渉経過記事への記載漏れが生じている事案が識別された。

	交渉経過記事の記載状況	納税課の説明
1	平成 29 年 3 月 31 日に時効完成を理由に不納欠損処理が行われているが、交渉経過記事には記録がない。また、時効完成前に、時効の完成を回避するための手続を実施すべきか否かを検討した形跡がない。	不納欠損処理については、交渉経過記事への記載漏れである。また、時効の完成を回避するため、差押の実施も検討したものの、平成 29 年 2 月 28 日に滞納者との交渉により納付の約束をとりつけ、滞納者による自主納付を優先させた結果不履行となり、平成 29 年 3 月 31 日に時効が完成したとのこと。

	交渉経過記事の記載状況	納税課の説明
2	平成 29 年 3 月 31 日に時効完成を理由に不納欠損処理が行われているが、交渉経過記事には記録がない。また、時効完成前に、時効の完成を回避するための手続を実施すべきか否かを検討した形跡がない。	不納欠損処理については、交渉経過記事への記載漏れである。また、財産調査を行った結果、換価可能な財産が見つからなかったため、時効の完成を回避するための特段の手続は実施していないとのこと。

滞納処分においては、滞納債権の回収が長期化し、債権の発生から消滅に至るまでに担当者の交代が複数回発生することもある。そのため、「交渉経過記事」は担当者間の円滑な引継という観点から重要な文書であり、滞納者との交渉の経過及び結果はもちろん、交渉過程における重要な意思決定及びその理由を漏れなく正確に記録すべきである。

指摘 26

滞納整理事務においては、滞納債権の回収が長期化し、債権の発生から消滅に至るまでに担当者の交代が複数回発生することもある。そのため、「交渉経過記事」は担当者間の円滑な引継という観点から重要な文書であり、滞納者との交渉の経過及び結果はもちろん、交渉過程における重要な意思決定及びその理由を漏れなく正確に記録すべきである。

(5) 資料の適切な保存

平成 28 年 9 月 26 日に執行停止を行っていると思われる事案において、滞納処分停止決議書が交渉経過記事に綴られていなかったことから、新潟市に提出を求めたが、所在不明により提出を受けられなかった。

誤った場所に綴ってしまったと推測されるとのことであり、文書の整理を適切に行うべきである。

指摘 27

ある案件の滞納処分停止決議書が、交渉経過記事への綴り誤りと推測される原因により所在不明となっていた。文書の整理を適切に行うべきである。

(6) 分割納付に際しての「納付誓約書」の入手

分割納付は例外的な措置として認められるものであり、納期内納付が原則である。そのため、新潟市においては、分割納付を認めるに際して次の事項を前提としている。

- 分割納付計画の立案に際しては、現年滞納者は当該年度内に滞納が解消するよう

に、滞納繰越者については、年税額を上回る金額で納付させる

- 分割納付書の送付は、最高 6 回（半年分）とし、次回送付時には現況調査や交渉を行い増額指導に努める
- やむを得ない少額分納の場合には、3 回分（3 か月分）として、更新時には生活状況等を聴取し、交渉により増額を指導する
- 書類での誓約は、時効中断事由となることから、口頭で約束せず、原則「納付誓約書」を提出させる
- 充当される税目は、時効完成時期に近いものを優先し、適切に割り振る
- その他留意事項（督促状が発送されること、延滞金が加算されること、不履行の場合には予告なく滞納処分を執行すること等）を事前に説明し、交渉経過記事へ残す

（出典：「事務の手引き」より抜粋）

ただし、交渉経過記事を閲覧したところ、分割納付に際して実際に「納付誓約書」を入手している事案はほとんどなく、口頭約束による分割納付が容認されていた。

この点、分割納付の約束に際して納付誓約書を入手しない場合には、時効中断事由とならず、分割納付不履行の結果、安易な時効による不納欠損処理を認めてしまう結果となる可能性がある。

また、口頭による約束と納付誓約書による約束とでは滞納者の納付意識にも違いが生じることが想定され、誓約書の入手が納付率の上昇につながる可能性もあると考えられる。

そのため、分割納付に際しては、原則として「納付誓約書」を入手するという方針を再度明確にして徹底するとともに、少なくとも分割納付不履行が一度発生した滞納者に対し改めて分割納付を認める場合には、納付誓約書の入手を必須とすべきである。

指摘 28

分割納付に際しては、原則として「納付誓約書」を入手する方針としているものの、抽出したほとんどの案件において「納付誓約書」の入手が行われていなかった。

分割納付に際しては、原則として「納付誓約書」を入手するという方針を再度明確にして徹底するとともに、少なくとも分割納付不履行が一度発生した滞納者に対し改めて分割納付を認める場合には、納付誓約書の入手を必須とすべきである。

(7) 分割納付額の決定方針

新潟市では、分割納付に際して、「やむを得ない少額分の納付の場合には、3 回分（3 か月分）として、更新時には生活状況等を聴取し、交渉により増額を指導する」方針としている。

この点、平成 26 年 9 月 9 日の分割納付承認に際して、月 3,000 円の少額ながら 6 回分（6 ヶ月分）の納付書を送付している事案が識別された。

やむを得ず少額分納を認める場合には、最長でも納付書送付期間を 3 カ月程度として増額を指導しない限り、滞納額が増加していくこととなり、滞納繰越額を増額させることとなる。

そのため、新潟市で決定している方針に従い、少額での分割納付を認める場合には、最長でも 3 か月分の納付書の送付とし、定期的に生活状況等を聴取して滞納額の減額に努めることが必要であると考えられる。

指摘 29

例外的に少額での分割納付を認める場合には、最長でも 3 か月分の納付書の送付とし、定期的に生活状況等を聴取して滞納額の減額に努めることが必要である。

(8) 分割納付の履行状況の確認

分割納付を認めている案件について、平成 27 年 6 月 25 日に分割納付受付後、平成 29 年 5 月 25 日まで納付が行われなかったにもかかわらず、長期間催告なしの状況となっていた事案が識別された。

新潟市では分割納付を決定した場合、納税管理システムに分割納付登録を行うこととなっている。また、分割納付登録を解除しない限り納税管理システム上で分割納付フラグが立ち続け、一斉催告等のリストからも外れてしまうことから、担当による定期的な監視を行い、不履行時には状況確認のうえで滞納整理事業計画に沿って対応方針を決定することとしている。

この点、分割納付案件が非常に多いことから、納付状況の確認が十分に実施できず、長期間未催告となってしまうといったことである。

そのため、下記の対応が適時・適切に実施される体制を整備する必要があると考えられる。

- 分割納付約束後に不履行が発生した場合には、適時に漏れなく担当者がその事実を把握し、滞納者に対して納付状況の確認及び納付督促を行う
- 分割納付案件の状況（件数、納付状況、不履行発生状況）について、適時に上席者が把握・モニタリングを行い、担当者への具体的な指示を実施する

指摘 30

分割納付の不履行が発生した後、長期間に渡り催告その他の滞納整理が行われていない案件が識別された。

分割納付の不履行発生時に適時・適切な対応が漏れなく実施される体制を整備することが必要である。

(9) 適時・適切な催告手続の実施

催告手続について、「2.(2) 催告」に記載のとおり、文書による催告が定期的を実施されるのに加え、電話及び臨戸による催告は担当者の判断により必要に応じて実施されているが、どのような場合に、どのようなタイミングで電話及び臨戸による催告を実施するかについて明確な方針は定められていない。

この点、交渉経過記事を閲覧したところ、下記のような事案が識別された。

No.	税目	事案の概要	問題点
1	個人市民税 (普通徴収)	平成 28 年 5 月 11 日に分割納付約束後、一度も納付が行われていない状況であったにもかかわらず、平成 29 年 7 月 6 日に差押予告通知を発送するまで 1 年以上の間、預金照会を実施するのみで、電話による催告や納付状況の確認、差押等が実施されていない。	分割納付約束後、不履行が生じた場合には、適時に電話による催告及び納付状況の確認を行うことが必要であったと考えられる。
2	個人市民税 (普通徴収)	平成 20 年 6 月 13 日以降、平成 28 年 2 月 4 日の分割納付不履行まで計 6 回の納付約束・分割納付不履行を繰り返している状況であるものの、不履行発生後、即時に電話催告・追加差押を実施するといった特別な対応が行われていない。	分割納付不履行が繰り返されている状況の中では、不履行が生じた場合には適時に電話による催告を実施する必要があると考えられる。
3	固定資産税	平成 26 年 7 月 8 日に差押予告通知書を発送以降、年 1 回の差押予告通知書の発送、及び平成 28 年 6 月 13 日の預金調査以外、電話による催告といった手続は実施していない。	督促状発送後も納付が行われない場合には、適時に電話による催告を実施することが必要であったと考えられる。

分割納付の約束通りに納付が行われない場合や文書による催告に対して反応がないような場合には、特段の追加対応を行わなければ、滞納額は減少せず、結果として不納

欠損処理額を増加させる可能性がある。

一方で、適時に電話による催告や臨戸徴収を実施する場合には、滞納者と直接コンタクトを取ることとなるため、文書による催告だけの場合よりも滞納額の徴収に対してより効果的な手続になると考えられる。

そのため、どのような場合に、どのようなタイミングで電話や臨戸による催告を行うかという方針を明確にし、当該方針に基づき各担当者が催告を行う体制を整備することが望ましい。

特に、分割納付約束後に不履行が生じているような場合には、電話による催告を適時に実施することが滞納債権の早期回収のために重要である。

意見 18

滞納発生後、どのような場合に、どのようなタイミングで電話や臨戸による催告を行うかという方針を明確にし、当該方針に基づき各担当者が催告を行う体制を整備することが望ましい。

(10)決算書の入手

財産調査には数ヶ月の期間を要する場合もあるため、納付交渉を行っても納付されず、早期の滞納解消が見込めないと判断した場合は、早急に財産調査に着手し、差押を行う必要がある。そのため、徴税吏員には地方税法及び国税徴収法に基づく調査・質問権が認められている。

国税徴収法第 141 条（質問及び検査）

徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第百四十六条の二及び第百八十八条第二号において同じ。）を検査することができる。

- 一 滞納者
- 二 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
- 三 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
- 四 滞納者が株主又は出資者である法人

滞納者が法人の場合、必ず決算書を作成しており、直近の決算書を適時に入手すれば、法人の財産の全体像を把握することができ、財産調査を効果的・効率的に進めることができると考えられる。

新潟市においては、長期滞納者に対しては決算書を依頼することがあるが、それ以外の場合は基本的に決算書を入手しておらず、以下のとおり、十分な財産調査・搜索が実施できていないと思われる事案が識別された。

No.	税目	事案の概要	問題点
1	固定資産税	複数回に渡り分割納付不履行となっており、不動産差押を執行している。 自動車販売業を営んでいる法人であるが、他に財産があるとは考えにくいという理由で、決算書の入手は行わず、搜索も実施不要と判断している。	自動車販売事業者であれば、通常、棚卸資産として自動車を保有していると考えられることから、決算書を入手・閲覧し、他に差押可能な財産が存在する可能性を検討したうえで、搜索実施要否の判断を行うべきであったと考えられる。
2	個人市民税 (特別徴収)	平成 17 年から継続して、従業員からの預り金である特別徴収分に滞納が発生し、複数回に渡り分割納付約束後の不履行が繰り返されている中で、書面による催告と預金照会以外に、決算書の入手やその他の滞納整理手続は行われていない。	分割納付不履行が繰り返されている状況下では、適時に決算書を入手・閲覧し、換価価値のある財産の有無を調査する必要があったと考えられる。

上記のような事案は適時に決算書を入手し、早期に法人の財産の全体像を把握できていれば、適時に差押手続に入ることが可能となり、早期に滞納処分することができた可能性がある。

また、滞納者から継続的に決算書を入手することで、滞納者の収益力調査にも役立つため、早期に公売手続を行うかの判断材料にもなる。

更に、債務超過に陥っており滞納処分ができないことが明らかであれば、早期に執行停止を決定することも可能である。

そのため、差押のための財産調査を実施する場合には、できるだけ早期に決算書を入手し、財産調査を含む滞納処分を効果的・効率的に進めることが望まれる。

意見 19

差押のための財産調査を実施する場合には、できるだけ早期に決算書を入手し、財産調査を含む滞納処分を効果的・効率的に進めることが望まれる。

(11)適時・適切な範囲での財産調査手続の実施

財産調査は、「2.(2) 財産調査」に記載のとおり、滞納処分のために滞納者が換価可能な財産を保有していないかを確認する目的で実施されるが、交渉経過記事を閲覧したところ、以下のような事案が識別された。

No.	税目	事案の概要	問題点
1	個人市民税 (普通徴収)	平成 28 年 5 月 11 日に分割納付約束後、平成 29 年 7 月 6 日に差押予告通知を発送するまで 1 年以上の間、預金照会を実施するのみで、差押に向けてのその他の調査等が実施されていない。	差押に向けて、預金照会だけではなく、固定資産その他財産(株式、生命保険、その他積立金等)の有無を調査し、差押可能財産が識別された場合には、適時に差押を実行することが必要であったと考えられる。
2	固定資産税	平成 26 年 7 月 8 日に差押予告通知書を発送以降、年 1 回の差押予告通知書の発送、及び平成 28 年 6 月 13 日の預金照会以外、差押に向けてのその他の調査等が実施されていない。	同上
3	個人市民税 (普通徴収)	平成 28 年 5 月 13 日に分割納付約束、6 月に一回目は入金されたものの、その後納付が滞っていた。その後、平成 29 年 1 月 13 日に催告書を送付、同年 5 月 10 日に預金照会を実施した以外、特段の対応は行っていない。	同上

上記はいずれも預貯金の調査を実施し、少額の預貯金しかないことを確認するに留まり、その他の財産調査を実施しておらず、滞納処分に向けた手続に進捗がみられない事案である。滞納者が個人であれば、不動産、保険契約、自動車等の財産を保有している

可能性があるため、これらの財産についても適時・適切に財産調査を実施し、換価可能な財産の有無を確かめるとともに、必要に応じて差押その他の滞納処分に係る手続を進めることが望ましい。

意見 20

滞納者が個人であれば、不動産、保険契約、自動車等の財産を保有している可能性があるため、これらの財産についても適時・適切に財産調査を実施し、換価可能な財産の有無を確かめるとともに、必要に応じて差押その他の滞納処分に係る手続を進めることが望ましい。

(12)滞納発生後の適時の差押の実施

地方税法上、税目ごとに差押の要件が定められているが、要件はそれぞれ同一であり、市町村民税を例にとると下記のとおりとなっている。

第三三一条 市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差押えなければならない。

- 一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

すなわち、督促状発送後、10日間を経過しても徴収金が完納されない場合には、滞納者の財産を差押えることが必要とされている。

この点、交渉経過記事を閲覧したところ、滞納発生後、平成29年3月に売掛金照会を実施して債権の存在を認識しているものの、債権の差押は実施していない事案や分割納付の不履行が継続しているにも関わらず、適時に差押を行っていない事案が識別された。地方税法上、徴収金が完納されない場合には、滞納者の財産を差押えなければならないとされていることから、差押可能な財産が識別されれば、適時に差押を実行することが必要と考えられる。

また、新潟市では差押を行うか否かの明確な判断指針が定められておらず、担当者ごとに差押を行うか否かを判断しているのが実態である。どのような場合に差押を行うか判断する基準がない場合、担当者ごとに相違が生じ、結果として課税の公平性を害する可能性がある。

そのため、差押を行うか否かの判断に際して、明確な判断指針を定め、各担当者が当該指針に基づき、差押を行うか否かの判断できるような体制を整備することが望ましい。

指摘 31

財産調査の結果、差押可能な財産が識別された場合には、適時に差押を実行することが必要である。

また、差押を行うか否かの判断に際しての明確な判断指針を定め、各担当者が当該指針に基づき判断できるような体制を整備することが望ましい。

(13)適時の換価手続の実施

差押実施後の換価手続については、換価による新潟市への配当が期待できないこと等を理由として、公売等による換価手続を長期間実施していない案件が識別された。案件の概要は下記のとおりである。

No.	税目	事案の概要	問題点
1	固定資産税	平成 24 年 7 月 26 日に不動産差押後、換価手続の実施要否検討を平成 27 年に行い、配当が期待できないなどから公売には至っていないとのことである。 その後、差押解除したうえでの執行停止、もしくは滞納額削減に向けての具体的な対応策の検討は行われていない。	換価価値がなく公売を実施しない場合には、滞納処分の執行停止要否の検討、もしくは滞納額削減のための具体的な対応策の策定が別途必要であると考えられる。
2	固定資産税	平成 22 年 12 月 15 日に不動産(持ち家)を差押後、換価手続が実施されていない。	持ち家の換価手続実施に際しては、滞納者の生活に重要な影響を与えるため慎重な対応が必要であると考えられるが、交渉経過記事の記載からは滞納者の納税に対する意識が著しく低く、滞納額も年々増加していく中で、7年間換価手続が実施されず、滞納者が継続して持ち家で過ごしている状況は課税の公平性から問題があると考えられる。 そのため、差押不動産の換価以外の手続で滞納額の解

No.	税目	事案の概要	問題点
			消が見込めない場合には、適時に換価手続を実施することが必要と考えられる。

財産の差押を実施後、適時に換価手続が行われない場合には、結果として滞納税額の減額には繋がらないこととなる。

また、差押後も換価手続が長期間実施されないことが通例と認識されるような状況となる場合には、差押による納付促進効果の低減につながる可能性がある。

そのため、換価手続の実施に際しては下記のような対応を行うことが有用と考えられる。

- 財産の差押実施後、換価手続に進む際の判断基準を明確にするとともに、文書化を行い、担当者間での判断内容に差異が生じることを防止する
- 差押実施後、換価価値がないことが判明した場合には、適時に差押解除及び滞納処分の執行停止といった対応の要否を検討する
- 分割納付による自主納付や任意売却による換価等、滞納者側の要因で換価手続を遅らせる場合には、期限を明確に設定し、期限までに手続が行われない場合には公売手続を即時開始するルールとする

指摘 32

差押実施後、適時に公売等の換価手続の要否について検討を行う必要がある。

また、換価手続が実施できない場合（差押財産の換価価値がないことが判明した場合等）には、滞納処分の執行停止の検討、もしくは滞納額削減のための具体的な対応策の策定が別途必要であると考えられる。

(14) 執行停止後の現況確認の実施

滞納者につき、以下に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる（地方税法第 15 条の 7）。

- 滞納処分をすることができる財産がないとき
- 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき
- その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき

一方、滞納処分の執行を停止した後 3 年以内に、その停止に係る滞納者につき上記に該当する事実がないと認めるときは、その執行の停止を取り消さねばならない（地方税法第 15 条の 8）。

従って、新潟市としては、執行停止の要件に該当する滞納者について執行停止を行ったとしても、その後も執行停止の要件に該当するか継続的に状況を確認することが必要

となる。

しかしながら、執行停止とした滞納者について、その後の状況を把握していない以下のような事案が発見された。

	税目	内容
1	個人市民税 (普通徴収)	平成 26 年 3 月 7 日に、滞納者の生活困窮を理由として執行停止。その後、滞納者の状況の確認を行っていない。
2	固定資産税	平成 27 年 3 月 5 日に処分可能財産なしを理由として執行停止。その後、滞納者の状況の確認を行っていない。

執行停止後も定期的に滞納者の状況を確認し、執行停止の取消が必要ないか検討すべきである。

指摘 33

執行停止を行った後、長期に渡り滞納者の状況を把握していない案件が識別された。執行停止後も、定期的に滞納者の状況を確認し、執行停止の取消が必要ないか検討すべきである。

(15) 「滞納処分執行停止チェック票」の利用

滞納処分の執行停止の判断を行うに際して、新潟市では必要最低限の具体的調査項目を「滞納処分停止チェック票」にて明記し、調査手続・項目に漏れがないかを確認のうえ、執行停止の判断を行う方針としている。

この点、平成 28 年度に滞納処分の執行停止が決議されたサンプル 11 件のうち、7 件について滞納処分執行停止チェック票が添付されていなかった。

執行停止の可否を判断するに際しては、「(14) 執行停止後の現況確認の実施」に記載した地方税法第 15 条の 7 に該当する事実があるかを確認し、事実がある場合にのみ執行停止が認められるため、事実認定に際して詳細な調査が必要となる。

その際、必要最低限の調査内容及び範囲を明示しているのが「滞納処分停止チェック票」であり、当該チェック票が利用されずに執行停止の可否が判断される場合には、調査不足を原因として判断を誤る可能性がある。

そのため、課税の公平性の観点から、執行停止の判断は慎重に行われるべきであり、執行停止の判断に際しては「滞納処分停止チェック票」の利用を徹底すべきである。

指摘 34

執行停止の判断は慎重に行われるべきであり、執行停止の判断に際しては「滞納処分停止チェック票」の利用を徹底すべきである。

(16)時効成立による不納欠損処理の抑制

時効成立による不納欠損処分が生じている案件が識別された。

不納欠損には消滅時効によるものと執行停止によるものがあり、それぞれ地方税法第18条、同法第15条の7において以下のとおり要件が定められている。

(消滅時効による不納欠損)

<p>地方税法第18条</p> <p>地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利（以下この款において「地方税の徴収権」という。）は、法定納期限（次の各号に掲げる地方団体の徴収金については、それぞれ当該各号に定める日）の翌日から起算して五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。</p> <p>一 第十七条の五第二項又は前条第一項第一号、第二号若しくは第四号若しくは同条第三項の規定の適用がある地方税若しくは加算金又は当該地方税に係る延滞金 第十七条の五第二項の更正若しくは決定があつた日又は前条第一項第一号の裁決があつた日、同項第二号の決定、裁決若しくは判決があつた日若しくは同項第四号の更正若しくは決定があつた日若しくは同条第三項各号に定める日</p> <p>二 督促手数料又は滞納処分費 その地方税の徴収権を行使することができる日</p> <p>2 前項の場合には、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。</p> <p>3 地方税の徴収権の時効については、この款に別段の定があるものを除き、民法の規定を準用する。</p>

(執行停止による不納欠損)

<p>地方税法第15条の7</p> <p>地方団体の長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。</p> <p>一 滞納処分をすることができる財産がないとき。</p> <p>二 滞納処分をすることによつてその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。</p> <p>三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。</p> <p>2 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。</p> <p>3 地方団体の長は、第一項第二号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る地方団体の徴収金について差し押えた財産があるときは、その差押を解除しなければならない。</p> <p>4 第一項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。</p>
--

5 第一項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるときその他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

すなわち、執行停止による不納欠損では、滞納者が法律に定められている事由に該当し、執行停止となった状態が3年間継続したものについて納税義務が消滅するのに対して、消滅時効の成立による不納欠損では、徴税吏員が差押等の権利を行使することなく一定期間が継続したことにより納税義務が消滅するものである。

課税の公平性の観点からは、特に、上記消滅時効の成立による不納欠損処分の発生は極力避ける必要があり、納税に向けての必要十分な対応を行った結果、やむを得ない事情がある場合にのみ不納欠損処分が行われるべきと考えられる。

この点、下記表のとおり、消滅時効成立による不納欠損処分が行われる過程で、必要十分な対応が行われていないと判断される案件が識別された。

	税目	事案の概要	問題点
1	軽自動車税	平成 27 年 2 月 24 日に滞納者死亡を確認し、翌日に状況連絡を親族にお願いするも、その後連絡ない状態が継続し、特段の追加対応は行わなかった。 その後、平成 29 年 3 月 31 日に時効が成立、不納欠損処分を行っている。	時効完成による欠損防止のため、適時に相続人を把握し、相続人に対して納付督促、差押等の対応をすべきであったと考えられる。
2	固定資産税	平成 28 年 4 月 19 日に滞納者死亡判明後、相続人の確認等は行っていない。 その後、平成 29 年 3 月 31 日に時効が成立、不納欠損処分を行っている。	同上
3	固定資産税	固定資産税の滞納分について、納付約束による自主納付を優先させた結果、不履行となり、平成 29 年 3 月 31	差押も検討した中で自主納付を優先させたとのことであるが、過去から納付約束後に不履行を繰り返している中で、時効完成

	税目	事案の概要	問題点
		日に時効成立、不納欠損処分を行っている。	による欠損防止のために、財産の差押等の対応をすべきであったと考えられる。

上記のような消滅時効による不納欠損処分の発生を極力抑制するために、下記の対応が有用と考えられる。

- 滞納者の死亡が判明した場合には、即時に相続人を把握し、相続人に対して納付督促、差押等の対応を行うルールとする
- 差押を行わずに自主納付を優先させるような場合には、納付期限を明確に定め、期限が守られない場合には即時に差押を実施するといったルールを明確にし、消滅時効による不納欠損処理の発生を防止する

指摘 35

消滅時効成立による不納欠損処分が行われる過程で、必要十分な対応が行われていないと判断される案件が識別された。

消滅時効による不納欠損処理の発生を極力抑制するために、適時・適切に督促や差押といった滞納整理を実施できる体制を整備することが必要と考えられる。

(17) 延滞金減免申請に係る事務処理漏れの防止

延滞金減免申請があった場合には、担当者が状況を聴取後、規則に該当し減免が相当かを上司と相談し、申請書の承認/不承認について課長決裁を受け、「延滞金減免承認(不承認)決定通知書」を滞納者本人へ送付することとしている。

この点、平成 27 年 2 月 19 日に滞納者より延滞金減免申請を入手後、同 27 日に申請については保留とし、執行停止の方向で検討することを決定したものの、滞納者への延滞金減免不承認通知書の送付、及び不承認である旨の連絡も行われておらず、平成 28 年 5 月 30 日に先方から連絡をもらうまで滞納者への連絡が行われていなかった案件が識別された。

要因は、担当者のミスにより承認・不承認についての連絡、「延滞金減免承認(不承認)決定通知書」の送付が行われていなかったことによるものである。

申請書の承認結果について滞納者への連絡が適切に行われない場合には、滞納者が実際の滞納額を適時に把握することができないことによる納付の遅れ、及び納税者からのクレームの発生につながる可能性がある。

担当者のミスによる連絡漏れや手続の処理漏れを防止するために、以下のような対応策を実施することが有用と考えられる。

- 減免申請を受けた場合の実施手続を網羅したチェックリストを作成し、必要な実

施手続の漏れを防止する

- 担当者がチェックリストを作成後、上席者がレビューして手続を完結するルールとする

指摘 36

担当者のミスにより、延滞金減免申請について、申請者への承認・不承認結果の連絡、「延滞金減免承認（不承認）決定通知書」の送付が適時に行われていなかった。担当者のミスによる連絡漏れや手続の処理漏れを防止するために、チェックリストを作成・利用するといった対応を行うことが必要と考えられる。

(18)徴収職員数の増員

新潟市納税課の職員数は、平成 28 年 4 月 1 日時点で 53 名の体制となっており、徴収業務に直接従事している人員数は 42 名となっている。

この点、人口 10 万人当たりの徴収職員数を比較すると、政令指定都市平均で 10 万人あたりの徴収職員数は 9.3 人であるのに対し、新潟市は 5.2 人と他市と比較して新潟市の徴収職員数は少ない状況である。一方、税務職員数については、政令指定都市平均で人口 10 万人当たりの税務職員が 34.5 人であるのに対して、新潟市も 33.1 人と他市と比較して遜色ない職員数を確保している。

徴収職員数が不足する場合には、滞納案件ごとに割ける時間が少なくなり、適時・適切な対応を行うことが難しくなることが想定される。

少額案件も含めて適時に滞納整理事務を進めていくうえでは、一定程度の人員数の確保は必要であり、徴収職員以外の税務職員数とのバランスも勘案のうえ、配置転換などの方法により、一定数の徴収職員数の増員を行うことが望ましいと考えられる。

意見 21

他の政令指定都市と比較して、徴収業務に直接あたる職員数が少ない状況である。滞納案件ごとに担当者が割ける時間数を一定程度確保するためには、配置転換などの方法により、徴収職員数の増員を行うことが望ましいと考えられる。

IV. 税務システム

1. 税務システムの概要

市税業務に利用している主要な情報システムは、市民税に関するシステム、固定資産税・都市計画税に関するシステム、収納に関するシステムの3区分に分類される。

(1) 市民税に関するシステム

市民税に関するシステムは税制課が主管している。

主要なシステムは以下のとおりである。

システム名	概要	運用開始時期
新潟市市民税オンラインシステム	個人住民税(個人市県民税)、軽自動車税、法人市民税、事業所税の賦課及び証明発行にかかる業務を行うシステムである。 以下の機能(サブシステム)を有する。 宛名システム 個人市県民税システム 法人市民税システム 軽自動車税システム 事業所税システム	平成16年4月
新潟市課税資料管理システム	各種課税資料をイメージ管理するシステムである。	平成16年4月

(新潟市提供資料から包括外部監査人作成)

(2) 固定資産税・都市計画税に関するシステム

固定資産税・都市計画税に関するシステムは資産評価課が主管している。

主要なシステムは以下のとおりである。

システム名	概要	運用開始時期
固定資産税システム(ホスト)	市民の基本情報を保持しており、高度な課税計算を行うシステムである。	昭和60年
固定資産税補完システム	オフコン上に構築したオンラインシステム。期別、月次のタイミングで固定資産税システム(ホスト)に異動情報を連携するためのシステムである。(独自システム)	平成6年4月

システム名	概要	運用開始時期
土地・家屋図面情報システム	地番・家屋現況図、路線価付設図等の図面データと土地・家屋課税台帳等の属性データを一元管理するシステムである。 (パッケージ)	平成 6 年 4 月
家屋評価システム	家屋間取り図を作図することにより、施工量を自動計算し、家屋評価の基準となる再建築費を算出するシステムである。 (パッケージ)	平成 17 年 4 月
総合管理システム	固定資産税・都市計画税の賦課に当たり、土地、家屋、償却資産の更正情報や特記事項等の一元管理を行うシステムである。 (独自システム)	平成 23 年 4 月

(新潟市提供資料から包括外部監査人作成)

(3) 税収納に関するシステム

税収納に関するシステムは市税事務所納税課が主管している。

主要なシステムは以下のとおりである。

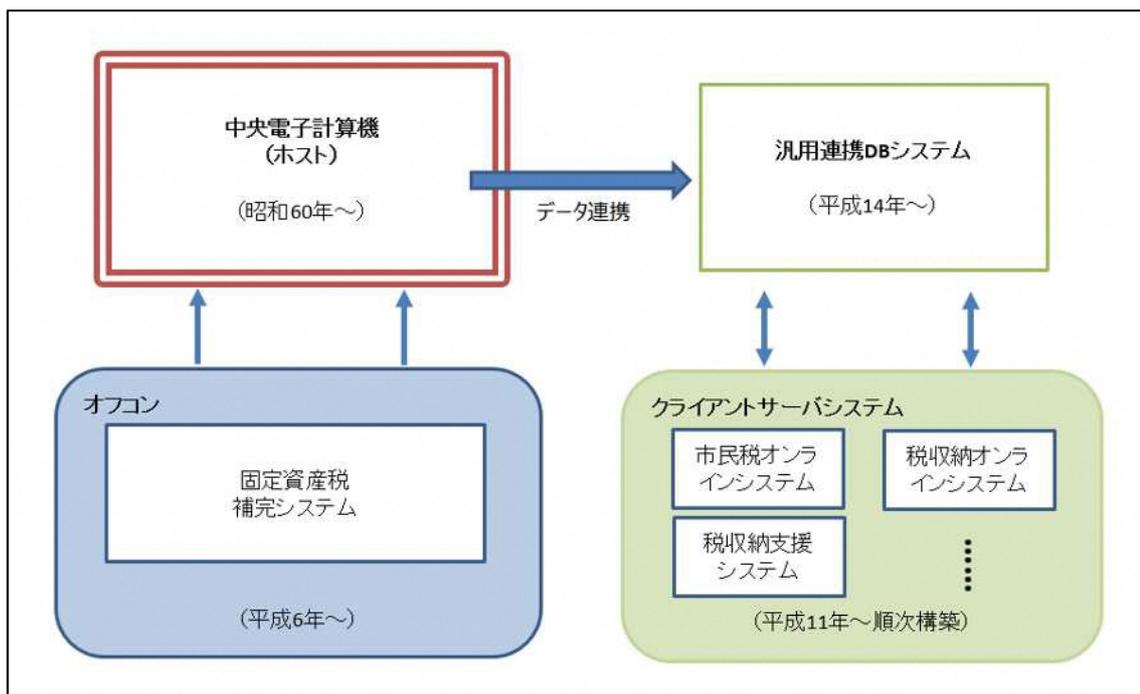
システム名	概要	運用開始時期
新潟市税収納オンラインシステム	市税の収納情報を管理し、賦課情報・滞納情報を管理する関連システムと連携することで、市税の収納業務効率化を目的としている。	平成 16 年 4 月
新潟市税収納支援システム	各賦課業務システム及び収納システムから連携される情報に基づき、滞納データを管理し滞納整理業務を支援する。	平成 11 年 4 月

(新潟市提供資料から包括外部監査人作成)

(4) システム構成の概要

昭和 60 年に中央電子計算機（ホスト）を構築した。中央電子計算機（ホスト）に固定資産税システムが含まれている。平成 6 年頃からオフコンシステムを設置し、固定資産税システム（ホスト）の機能を補完するシステムを構築した。平成 14 年頃から汎用連携 DB システムを設置し、中央電子計算機（ホスト）のデータを連携して、クライアントサーバ型のシステムを構築し、現在のシステム構成になっている。

各システムの関連は下記のとおりである。



(新潟市提供資料から包括外部監査人作成)

2. 個別検出事項

(1) 情報システム管理手順の整備

新潟市における情報システムのルールとして、「新潟市情報セキュリティ基本方針」「新潟市情報セキュリティ対策基準」が定められており、情報セキュリティの管理は基本方針及び対策基準に従い実施されている。

情報システムの運用保守業務の実務は各主管部署にて実施されているが、情報システムの統括管理部署として IT 推進課が設置されており、各システム主管部署は IT 推進課が定めるルールに従い、情報システムの運用保守業務を実施することになる。

しかし、IT 推進課から情報システムの運用保守に関する正式なルールは提示されておらず、各システム主管部署では、それぞれ独自のルールを設定し、情報システムの運用保守業務を実施しており、管理レベルは主管部署によって異なっている。

IT 推進課から平成 27 年 3 月に「新潟市 ICT 業務実施にかかる運用保守基準書」が発行されているが、試行版であるため、当該基準書に従った業務の実施は義務付けられていない。当該基準書を正式なルールとして定めるべきである。

指摘 37

情報システムの運用保守に関するルールが定められていない。試行版として「新潟市 ICT 業務実施にかかる運用保守基準書」は作成されているため、正式なルールとして定める必要がある。

(2) 個人情報の管理

新潟市では、マイナンバー制度の導入より個人情報の取扱いについて管理を強化しており、「情報セキュリティ対策基準」において、特定個人情報(個人番号を含む個人情報)を含む住民情報を取扱う情報システムはインターネット接続系システムと分離することが義務付けられている。

各システムの利用状況を観察したところ、職員等が利用する端末は新潟市 WAN にのみ接続可能な基幹系端末と LGWAN(地方自治体の広域ネットワーク)に接続可能な情報系端末の 2 種類設置されており、特定個人情報を取扱う情報システムは基幹系端末で運用が行われていた。

しかし、家屋評価システムについては、大量の個人情報を取扱っているが、特定個人情報を取扱っていないことから情報系端末で運用が行われていた。特定個人情報を取扱っていないとはいえ、大量の個人情報を取扱うシステムについては基幹系端末での運用が望ましい。

また、基幹系端末では USB の利用ができないよう設定が行われているが、情報系端末は USB の利用が可能な設定となっており、USB を利用して業務が行われているため、情報漏えいのリスクが高い状況であった。情報系端末についても基幹系端末と同様に USB

の使用ができないよう設定することが望まれる。業務上の必要性から USB の利用を認める場合は、指紋認証やパスワード設定を行った新潟市から貸与する USB に限定すべきである。

意見 22

特定個人情報を取扱っていない場合であっても、住民等の個人情報を取扱っているシステムについては基幹系端末での運用が望まれる。

指摘 38

情報系端末について、USB の利用ができないよう制限を行うことが望まれる。また、業務上 USB の利用が必要な場合は、指紋認証やパスワード設定などのセキュリティ対策が行われている USB のみ利用可能とする設定が必要である。

(3) 情報システム最適化計画のプロジェクト管理

平成 27 年 3 月に「新潟市情報システム最適化計画」が作成されており、当該計画に則り、ホストから共通基盤システムに移行し、システム再構築を行うプロジェクトが進行している。当該プロジェクトには市税業務に関するシステムの再構築も含まれており、平成 31 年度以降の着手を予定している。

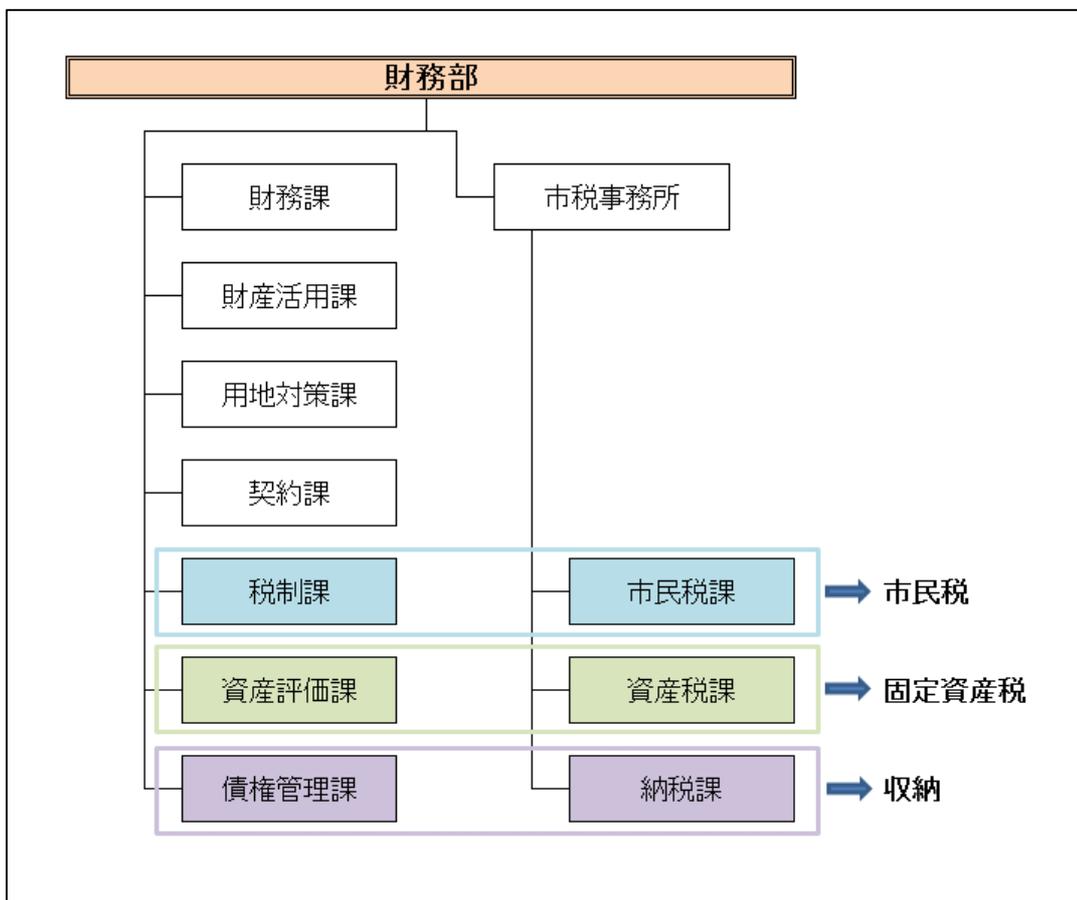
市税業務に関するシステムは、ホストの構築後、オフコン及びクライアントサーバシステムの設置と、拡張を繰り返し行ってきたシステムであるため、複雑なシステム構成となっている。業務面においても、データの二重登録が行われている部分もあり、例えば統合パッケージを導入して業務の標準化・最適化を行うことが望ましい。

「新潟市情報システム最適化計画」のプロジェクト推進事務局は、新潟市における情報システムの統括管理部署である IT 推進課である。IT 推進課担当者にヒアリングしたところ、市税業務に関するシステムについては再構築プロジェクトの詳細計画書が作成されておらず、プロジェクトのゴールやスケジュールが具体化されていない。また、プロジェクト体制も構築されておらず、責任者や役割が明確になっていない。大規模なシステム変更を成功させるためには、プロジェクトマネジメントが重要であり、そのためにプロジェクト計画書は必要不可欠である。早急にプロジェクト計画書を作成すべきである。

指摘 39

「新潟市情報システム最適化計画」の市税業務に関するシステムの再構築についてプロジェクト計画書が作成されていない。プロジェクトのゴールやスケジュール、プロジェクト体制図等をプロジェクト計画書としてとりまとめる必要がある。

プロジェクト体制の構築にあたり、新潟市における市税業務担当部署について言及したい。新潟市における市税業務担当部署は下記のとおりである。



(新潟市ホームページ「新潟市組織機構図」から包括外部監査人作成)

上記のとおり、担当業務に応じて部署が設置されており、部署ごとの業務に特化できるため、スペシャリストの育成やより効率的な業務遂行が実現できると考える。しかし、市税業務全体の効率的な業務を遂行するための業務改善は難しい状況と考える。

今後、市税システムの最適化プロジェクトを成功させ、継続して全体効率化を推進するために、税務部門におけるシステム最適化を統括する部署等の設定が望まれる。

意見 23

「新潟市情報システム最適化計画」に則り市税システムの再構築を検討し、継続的に市税業務効率化を推進するため、税務部門におけるシステム最適化を統括する部署等の設定が望まれる。

V. 終わりに

今回の包括外部監査は、「市税の賦課徴収に係る財務事務の執行及び管理の状況」をテーマに行ったが、この過程で感じた税務行政に関連する課題を最後に記載する。

法人税の税率引き下げや消費低迷による地方消費税交付金の減収などにより市税収入が伸び悩み、市税を中心とした自主財源は減少傾向にある。人口一人当たりの市税収入は、政令市平均 185,894 円に対して、新潟市は 149,505 円と政令市平均を大きく下回っている。他政令市とは産業構造などの要因により税収に限られるなか、持続的な財政運営という観点から、効果的な税務事務遂行により如何に課税漏れや徴収不能をなくしていくかという点が重要な課題であると考ええる。

1. 調査担当人員や徴収人員の確保

課税客体の把握などの各種調査においては、現状の担当人員数で出来る範囲での調査を行っているものの、包括外部監査の過程で、新潟市が行っている調査とは違った観点から調査を行った結果、いくつかの課税漏れや、課税漏れの可能性が高い事案が発見されていることから、調査担当職員を増員し、調査の範囲を拡大すればある程度の税収増が期待できる。

また、「3.(18) 徴収職員数の増員」で記載したように、人口 10 万人当たりの税務職員数については政令指定都市平均と比較して遜色ない水準にあるにもかかわらず、人口 10 万人あたりの徴収職員数は、政令指定都市平均が 9.3 人であるのに対して、新潟市は 5.2 人と大幅に下回っているというデータもある。新潟市には、新潟県と連携して個人住民税の徴収にあっている新潟県地方税徴収機構や、市税債権に限らず様々な債権の徴収にあたる債権管理課などが存在するため、必ずしも他市との単純な比較はできないものの、人口 10 万人当たりの徴収職員数が他の政令市の半分強という水準であることから、徴収職員の十分性には懸念がある。

調査事務や徴収事務は税収に直結することから、持続的な財政運営という観点からは、税務組織として最も重要な事務の一つであると考えられる。そのため、各種マニュアルの充実、税務組織の業務フローの見直しによる効率化、税務組織内の既存業務の棚卸を実施したうえでメリハリのある業務割当などを実施することにより、適正な人員配置を進めるなかで、調査事務や徴収事務にあたる人員を十分に確保することが望まれる。

2. 組織内外の連携の強化

「2.(3) 情報システム最適化計画のプロジェクト管理」に記載したように、新潟市の税務関連組織は、大きく 6 つの部署に分かれており、システム開発のような部門横断のプロジェクトを推進する際には、対応に苦慮することも想定される。税務組織内の各部門間の連携を強化するため、現状の組織や事務分掌の見直しも検討の余地があると考ええる。

また、新潟県とは、賦課徴収において一定の連携を行っていることが見受けられ、上述の新潟県地方税徴収機構の設置などはその一例である。しかし、市民税と県民税、固定資産税と不動産取得税など、県税と市税は連携の効果が大きい分野が多々存在する。現状でも一定の連携が行われているものの、調査手法に関するベストプラクティスの共有など、より一層の連携を模索することが望ましいと考える。

3. 教育研修のさらなる充実

近年の度重なる税制改正により税制は複雑かつ高度化しており、適切な賦課徴収による税収の確保のためには、税務職員の育成・能力開発が重要である。そのため、新潟市では、税務職員研修計画を策定し、研修内容の区分では共通研修や業務別専門研修、主催主体の区分では内部研修や外部派遣・委託研修など、様々な研修を実施し、税務職員の育成・能力開発に努めている。

税務職員も新潟市の職員であり、異動による入れ替わりが必然的に発生することから、このような教育研修に関する取組は今後も引き続き継続のうえ、今まで以上に適正な課税に向けて、常に改善を重ねていくことが期待される。

以上